【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年６月25日
【計算期間】	第３期中（自　2020年10月１日　至　2021年３月31日）
【発行者名】	日本生命2019基金流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　関口　陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	新井　博子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 資産金融事務部
【電話番号】	03－6214－6294
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【管理資産を構成する資産の状況】

（１）【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

① 振替社債

a 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとします。

b 振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の一種とし、その記名式への変更はしません。

② 管理資産の流動化の基本的枠組み

仕組みの概要

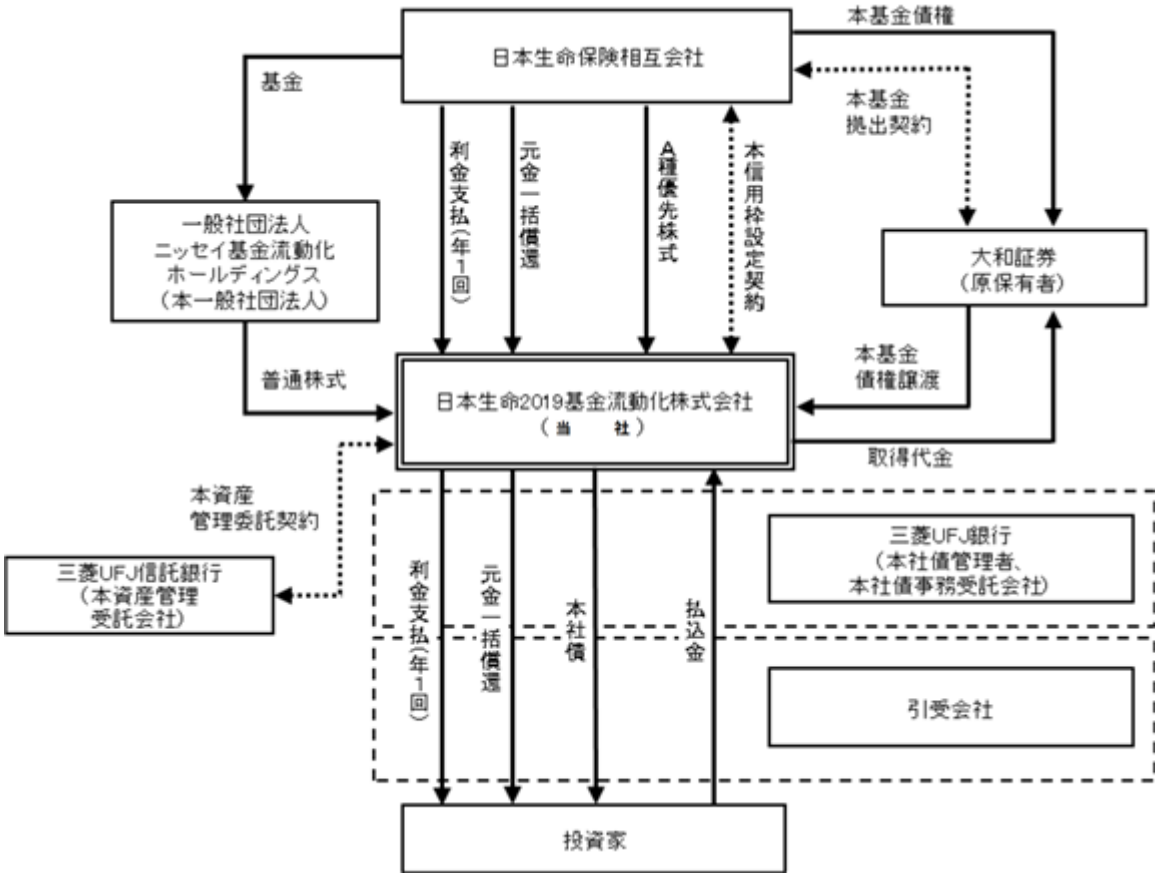

a 日本生命2019基金流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、当社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「一般社団法人法整備法」といいます。）により廃止される前の中間法人法（平成13年法律第49号、その後の改正を含みます。以下同じです。）に基づき日本国に設立され、一般社団法人法整備法第2条第1項により一般社団法人として存続するものとされた一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）によって保有されています。

b 当社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といい、これらを総称して「本信用格付業者」といいます。）から2019年７月８日付で本社債につき予備格付を取得し、2019年８月１日付で本社債につき本格付を取得しました。

c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2019年７月25日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約及びこれに関する一切

の変更契約（以下「本基金拠出契約」といいます。）に基づき、2019年８月１日（以下「本基金拠出実行日」といいます。）付で500億円を日本生命に対して基金として拠出し、基金債権（以下「本基金債権」といいます。）を日本生命に対して取得しました。

ｄ　当社は、2019年７月25日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約（以下「本基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2019年８月１日付で原保有者から本基金債権の譲渡を受けました。本基金債権の取得資金は本社債の発行によって調達されました。かかる本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本基金債権の債務者である日本生命の上記本基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議をとどめない承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されています。

ｅ　本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、日本生命による本基金債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。

ｆ　当社は、原保有者から譲渡を受けた本基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及び三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」といいます。）を代表者とする引受会社が引受を行いました。

ｇ　本社債は一般募集です。

ｈ　本社債は年１回利息支払を行い、本社債の元本は、2024年８月１日（以下「最終償還日」といいます。）に一括して償還されます。但し、本基金拠出契約の規定に基づき、(a)本基金最終償還日（以下に定義される意味によります。以下本ｈにおいて同じです。）が本基金繰延後最終償還日（以下に定義される意味によります。以下本ｈにおいて同じです。）に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰延後の本基金最終償還日まで延長されるものとされます。また、当社が日本生命から本基金（以下に定義される意味によります。）の元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元本は、一括して期限前償還されます。

ｉ　本社債が償還されるべき日が銀行営業日（以下に定義される意味によります。以下本ｉにおいて同じです。）でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を及ぼしません。

ｊ　当社は、2019年７月25日付で当社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約（以下「本信用枠設定契約」といいます。）に基づき日本生命から一定額の本社債の利金支払の資金を借り入れる権利を有し、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付（以下に定義される意味によります。）の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日（以下に定義される意味によります。）において出資金勘定（以下に定義される意味によります。）に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし（但し、個別貸付（特別）（以下に定義される意味によります。）の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。）、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本社債の元利金の支払について、本社債管理委託契約（以下に定義される意味によります。）に定められた方法に従った支払において、利息支払勘定（以下に定義される意味によります。）及び元金償還勘定（以下に定義される意味によります。）内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき１回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

ｋ　当社は、2019年７月25日付で当社及び三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「本資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本基金拠出契約の締結後さらに日本生命が募集した基金をいいます。

「一般社団法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「円スワップレート」とは、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）に表示されない場合又はロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）が利用不可能な場合、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金拠出者又は（本社債の元本の期限前償還の場合）当社は、償還価額決定日に、自らが指名する主要な金融機関４社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日の東京時間午後３時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。）をいいます。

「円ライボー」とは、償還価額決定日（この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本定義において同じです。）のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁（ロイターの3750頁又は円預金のアイシーイー・ベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。）の画面上に表示される円のライボーに365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金拠出者又は（本社債の元本の期限前償還の場合）当社は、自らが指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボーに相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の平均値（算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。）に365を乗じ、360で除した値をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「各本社債元本」とは、本社債組織変更期限前償還日時点における各本社債の元本の額をいいます。

「借入申込日」とは、各本基金利払日に関連して、当該本基金利払日直後に到来する利払日（但し、銀行営業日以外の日にあたるときは、直前の銀行営業日。）の10銀行営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において当社が日本生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込書に「借入申込金額」として記載される下記の金額（後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、b「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」(xii)の記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

2020年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　25,525,000円
2021年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　25,525,000円
2022年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　25,525,000円
2023年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　25,525,000円
2024年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　25,525,000円

「借入申込書」とは、当社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付を行うことを希望する旨通知するために、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、b「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」(ⅱ)に記載のとおり当社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「借入申込書（特別）」とは、当社が日本生命に対して本信用枠設定契約に基づき個別貸付（特別）を行うことを希望する旨通知するために、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、b「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」(xvi)ⅱに記載のとおり当社から日本生命に対して交付される書面をいいます。

「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

(a) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が１年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本社債元本に係る残存月数} + \frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が１年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本社債元本に係る残存月数}}{12}+\frac{\text{各本社債元本に係る残存端日数}}{365}$$

「元本償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元本償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

(a) 本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年８月１日（この日を含みます。）までの期間が１年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本基金元本残高に係る残存月数}+\frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

(b) 本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年８月１日（この日を含みます。）までの期間が１年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本基金元本残高に係る残存月数}}{12}+\frac{\text{本基金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

「業務受託者」とは、株式会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が当社及び本社債管理者に差し入れた2019年７月25日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「繰延後個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付予定返済日の１ヶ月後の応当日又は本信用枠設定契約に従い更に繰延が行われた場合に支払が行われるべき日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｆ「利率」記載の利率により後記⑬「利払日及び利息支払の方法」、ｂ「利息支払の方法及び期限」(ａ)から(ｅ)までの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「現在価値」とは、本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額の現在価値との意味において、それぞれ本基金元本残高若しくは本基金将来利息金額又は各本社債元本若しくは本社債将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1+\text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「原保有者」とは、本基金拠出契約における基金の拠出者であり、当初の本基金債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「個別貸付」とは、各本基金利払日において、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、ｂ「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」(ｉ)所定の条件が全て満たされていることを条件として本信用枠設定契約に基づき日本生命が当社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付元本支払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき各個別貸付に係る利息の総額（個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）を含みます。）を控除した後の残額（但し、百万円に満たない金額は切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利息額」とは、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本基金利払日（この日を含みます。）から当該個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（１円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付基準利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日における個別貸付利払原資から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日に本信用枠設定契約に従い支払われるべき個別貸付繰延利息（もしあれば）及び個別貸付繰延元本に係る利息（もしあれば）の合計額を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付繰延元本」とは、個別貸付予定返済日に返済がなされるべき個別貸付の元本額のうち、支払期限が変更された金額に対応する元本をいいます。

「個別貸付繰延元本に係る利息」とは、個別貸付繰延元本に、当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付予定返済日の翌日（この日を含みます。）から当該繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額の利息（１円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付繰延利息」とは、個別貸付基準利息額のうち、支払期限が変更された金額をいいます。

「個別貸付支払日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、本信用枠設定契約に係るその他の金銭については本信用枠設定契約に従って当社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、下記の利率をいいます。
2020年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.28%
2021年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.25%
2022年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.20%
2023年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.19%
2024年８月１日の３銀行営業日前に行われる個別貸付　0.22%

「個別貸付（特別）」とは、後記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、b「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」(xv)に従った貸付をいいます。

「個別貸付（特別）事由」とは、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき日本生命が当社に対して支払を行うべき場合において、当社が当該支払に関し税金の源泉徴収若しくは控除を義務付けられる場合をいいます。

「個別貸付（特別）返済日」とは、各個別貸付（特別）について、関連する本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から本控除額の全額について借主が受領した日を含む月の翌月の最終の銀行営業日をいいます。

「個別貸付（特別）利息額」とは、個別貸付（特別）の元本金額に当該個別貸付（特別）に係る適用利率を乗じ、当該個別貸付（特別）が行われた本基金特別支払日（この日を含みます。）から当該個別貸付（特別）返済日（この日を含みます。）までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額（１円未満の端数を切り捨てます。）をいいます。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付について、当該個別貸付が行われた本基金利払日の翌年の２月末日をいいます（但し、当該日が銀行営業日でない場合には、その直前の銀行営業日をいいます。）。

「個別貸付利払原資」とは、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日につき、その直前の個別貸付利払基準日において本社債関連口座内の出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日までに「本社債管理委託契約」別紙５、第５項(１)号(２)号に基づき支払われるべきものの総額並びに10百万円を控除した後の残額をいいます。

「個別貸付利払基準日」とは、個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日の7銀行営業日前の日をいいます。

「最終償還日」とは、2024年８月１日をいいます。

「参照レート」とは、円ライボー（（本基金元本の期限前償還の場合）本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年８月１日（この日を含みます。）までの期間が１年未満の場合若しくは（本社債の元本の期限前償還の場合）本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が１年未満の場合）又は円スワップレート（かかる期間が１年以上の場合）のうち、（本基金元本の期限前償還の場合）元本残存期間又は（本社債の元本の期限前償還の場合）元本残存期間に対応する期間に係る利率（年率）をいいます。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、以下の(a)及び(b)の２つの利率を得て、かかる２つの値の間を線形補間して算出した値とします。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、以下の(c)及び(d)の２つの利率を得て、かかる２つの値の間を線形補間して算出した値とします。但し、これらに基づき参照レートとすべき利率又は値が零を下回る場合には、参照レートは零とします。

(a) 元本残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。
(b) 元本残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。
(c) 元本残存期間より短い期間に係る利率（年率）のうち、最も長い期間に係るもの。
(d) 元本残存期間より長い期間に係る利率（年率）のうち、最も短い期間に係るもの。

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本基金元本残高及び本基金将来利息金額並びに各本社債元本及び本社債将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

(a) 本基金元本残高に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、2024年８月１日（この日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、本基金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から2024年８月１日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が2024年８月１日である場合には、本基金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年８月１日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、本基金元本残高に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から2024年８月１日（この日を含みます。）までの実日数とします。
(b) 各本基金将来利息金額に係る残存月数は、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から、当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月１日（この日を含みます。）までの毎月における本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月１日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月１日である場合には、当該本基金将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月１日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本基金将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金将来利息金額に係る本基金将来利払日の直後に到来する８月１日（この日を含みます。）までの実日数とします。
(c) 各本社債元本に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から、最終償還日（この日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、各本社債元本に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が最終償還日である場合には、各本社債元本に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、各本社債元本に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から最終償還日（この日を含みます。）までの実日数とします。

(d) 各本社債将来利息金額に係る残存月数は、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から、当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの毎月における本社債組織変更期限前償還日の応当日のうち最終の応当日（この日を含みます。）までの期間に係る月数とし、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日である場合には、当該本社債将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの期間が1か月に満たない場合、当該本社債将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）から当該本社債将来利息金額に係る本社債将来利払日（この日を含みます。）までの実日数とします。

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本基金元本の全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における相互会社の基金又はその時点において適用のある規制上の要件において相互会社の基金と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還価額決定日」とは、（本基金元本の期限前償還の場合）本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の前月の応当日又は（本社債の元本の期限前償還の場合）本社債組織変更期限前償還日の前月の応当日（それぞれ前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日）をいいます。

「償還日」とは、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、ｂ「償還の方法及び期限」(ａ)から(ｄ)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本基金利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由（本社債）」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制変更」とは、税制若しくは税率の変更又は新たな種類の源泉税が課されることをいいます。

「前関連基金拠出契約」とは2017年７月７日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約を総称していいます。

「前関連基金債権」とは、前関連基金拠出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称していいます。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

(a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
(b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
(c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
(d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
(e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「日本生命」とは、日本生命保険相互会社をいいます。

「野村證券」とは、野村證券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2019年８月１日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第２項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金利息の支払額、(d)当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、(e)基金申込証拠金の科目に計上した額、(f)再評価積立金の科目に計上した額、(g)のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、(h)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(i)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(j)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、日本生命の各事業年度に関して、日本生命の貸借対照表上の純資産額から、(a)基金の総額、(b)損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第２項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、(c)基金申込証拠金の科目に計上した額、(d)再評価積立金の科目に計上した額、(e)その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、(f)繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに(g)土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成７年法律105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成８年大蔵省令第５号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2009年７月３日付で本一般社団法人及び業務受託者の間で締結された業務委託契約変更契約に添付された業務委託契約（同変更契約による変更後の2008年６月27日付同当事者間の業務委託契約）並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2019年７月25日付の誓約書をいいます。

「本基金」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命に拠出された基金をいいます。

「本基金延滞利息」とは、本基金最終償還日において、本基金拠出契約に基づき繰り延べられる本基金元本の額につき、年0.25%（年365日の日割計算）で計算される延滞利息をいいます。

「本基金元本」とは、本基金拠出契約に基づき日本生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本基金元本残高」とは、本基金組織変更償還日時点における本基金元本の未償還の残高をいいます。

「本基金拠出契約」とは、2019年７月25日付で大和証券及び日本生命の間で締結された基金拠出契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本基金拠出実行日」とは、2019年８月１日をいいます。

「本基金期限前償還」とは、本基金元本の期限前償還をいいます。

「本基金拠出者」とは、本基金債権の保有者をいいます。

「本基金繰延後最終償還日」とは、本基金元本の償還が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日をいいます。

「本基金繰延利払日」とは、本基金利息の支払が繰り延べられた場合の日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の３銀行営業日前の日をいいます。

「本基金経過利息」とは、本基金利払日が到来していないため支払われていない本利息（本基金）をいい、その対象となる計算期間（本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日以外の日である場合において、それぞれ当該日の３銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から当該本基金資本事由償還日、本基金税制事由償還日又は本基金税制事由（本社債）償還日の３銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間）について後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｅ「償還方法」及びｆ「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本基金未払残高を含まないものとします。

「本基金経過利息（組織変更償還）」とは、本基金経過利息（組織変更償還）起算日を基準として、以下の算式に従い算出された金額（１円に満たない端数は四捨五入します。）をいいます。

$$\text{期限前償還時点における本基金元本の金額} \times \text{後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｆ「利率」に記載する（本基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率} \times \frac{\text{本基金経過利息（組織変更償還）起算日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日（この日を含みます。）までの実日数}}{365}$$

上記にかかわらず、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が８月１日である場合には、本基金経過利息（組織変更償還）の額は本基金年間利息金額とします。なお、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合、かかる本基金経過利息（組織変更償還）以外に後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｇ「利払日及び方法」本文に記載する利息は支払われません。

「本基金経過利息（組織変更償還）起算日」とは、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日の直前の８月１日（本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が2020年８月１日より前の日である場合には、本基金拠出日）の翌日をいいます。

「本基金債権」とは、本基金拠出契約に基づく、日本生命に対する基金の元利払請求権及びこれに関連する一切の権利を総称します。

「本基金債権譲渡契約」とは、2019年７月25日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された基金債権譲渡契約をいいます。

「本基金最終償還日」とは、本基金の当初の最終償還日である2024年８月１日をいいます。

「本基金最終利息計算期間」とは、2023年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2024年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金最終利払日」とは、2024年の本基金利払日をいいます。

「本基金資本事由償還日」とは、本基金拠出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金上位債務」とは、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く、日本生命に対する全ての債権に係る日本生命の債務をいいます。

「本基金償還金支払日」とは、本基金最終償還日において、本基金元本が償還される場合の、当該本基金最終償還日の３銀行営業日前の日をいいます。

「本基金償還日」とは、本基金繰延後最終償還日及び本基金最終償還日を総称していいます。

「本基金将来利息金額」とは、各本基金将来利払日につき、期限前償還がなされず、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｇ「利払日及び方法」但書及び後記④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」、ｆ「日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」記載の制限に服しないと仮定した場合に、当該本基金将来利払日に支払われるべきであった本利息（本基金）の額をいいます。但し、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が８月１日である場合を除き、本基金組織変更償還日の直後に到来する本基金将来利払日（本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合には、当該支払日）に係る本基金将来利息金額は、かかる金額から本基金経過利息（組織変更償還）の額を控除した額とします。

「本基金将来利払日」とは、本基金組織変更償還日の翌日（この日を含みます。）以降に到来する各本基金利払日をいいます。但し、本基金組織変更償還日が本基金利払日である場合で、本基金組織変更償還日の３銀行営業日後の日が８月１日以外の日となる場合には、当該本基金利払日を含みます。

「本基金税制事由償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金税制事由（本社債）償還日」とは、本基金拠出実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由（本社債）による本基金元本の償還のために設定する日をいいます。

「本基金組織変更償還日」とは、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合における、当該組織変更の効力発生日の４銀行営業日前の日（但し、本基金最終償還日に係る本基金償還金支払日の前銀行営業日までの日に限ります。）をいいます。

「本基金第１回利息計算期間」とは、本基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から2020年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金第２回利息計算期間」とは、2020年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2021年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金第３回利息計算期間」とは、2021年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2022年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金第４回利息計算期間」とは、2022年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から2023年の本基金拠出実行日の応当日（この日を含みます。）までの１年をいいます。

「本基金特別支払日」とは、本基金利払日及び本基金償還金支払日以外において、日本生命が本基金拠出契約に基づき当社に対して支払を行う日をいいます。

「本基金年間利息金額」とは、各本基金利払日において日本生命が本基金拠出者に支払う、当該本基金利払日の直後に到来する本基金拠出実行日の応当日を最終日とする本基金利息計算期間における本基金元本の当初の元本金額に対する１年分の利息として、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｆ「利率」に記載の利率を用いて算出される金額（但し、本基金最終利払日においては、本基金最終利息計算期間の１年に付されるものとして、2023年の本基金拠出実行日の応当日の翌日（この日を含みます。）から本基金最終償還日（この日を含みます。）までの期間における利息として（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｆ「利率」に記載の利率を用いて算出される以下に掲げる金額）をいいます。

2020年の本基金利払日	2021年の本基金利払日	2022年の本基金利払日	2023年の本基金利払日	本基金最終利払日
125,000,000円	125,000,000円	125,000,000円	125,000,000円	125,000,000円

「本基金未払残高」とは、本基金拠出契約に基づき、支払日が日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の３銀行営業日前の日まで到来せず、繰り延べられた本基金利息をいいます。

「本基金利息」とは、本利息（本基金）、本基金未払残高及び本基金延滞利息を総称していいます。

「本基金利息計算期間」とは、本基金第１回利息計算期間、本基金第２回利息計算期間、本基金第３回利息計算期間、本基金第４回利息計算期間及び本基金最終利息計算期間を総称していいます。

「本基金利息計算基準日」とは、本基金拠出実行日を第１回として、その後毎年の本基金拠出実行日の応当日をいいます。

「本基金利息の項目」とは、本利息（本基金）、本基金未払残高及び本基金延滞利息のそれぞれをいいます。

「本基金利払日」とは、2020年（この年を含みます。）から2024年（この年を含みます。）までの本基金拠出実行日の応当日の３銀行営業日前の日をいいます。

「本基金劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

(a) 本生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
(b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
(c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

(d) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。
(e) 日本生命について日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本基金劣後事由（本社債）」とは、本基金劣後事由が発生した場合をいいます。

「本金融債務」とは、借入、社債又はその他一切のこれらに類似する債務をいいます。

「本控除額」とは、個別貸付（特別）事由が発生した場合における、当該源泉徴収若しくは控除に係る金額をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2019年７月25日付で当社及び本資産管理受託会社の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三菱ＵＦＪ信託銀行をいいます。

「本資産管理手数料」とは、本資産管理委託契約に基づき、当社が本資産管理受託会社に対して資産の管理及び処分に関する業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本社債」とは、日本生命2019基金流動化株式会社第１回無担保社債をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2019年７月25日付で当社及び本社債管理者の間で締結された日本生命2019基金流動化株式会社第１回無担保社債社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設する口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｈ「期限前償還」(b)から(d)の記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｈ「期限前償還」(b)から(d)の記載に基づき、当社が、本基金期限前償還が本基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本基金期限前償還が行われる日の３銀行営業日後の日をいいます。

「本社債券」とは、本社債の社債券をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債将来利息金額」とは、各本社債将来利払日につき、（期限前償還されなければ）当該本社債将来利払日に支払われるべきであった各本社債の利息の額をいいます。但し、本社債組織変更期限前償還日が利払日である場合を除き、本社債組織変更期限前償還日の直後に到来する本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額は、かかる金額から各本社債に係る経過利息の額を控除した額とします。

「本社債将来利払日」とは、本社債組織変更期限前償還日の翌日（この日を含みます。）以降、最終償還日（この日を含みます。）までに到来する各利払日をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2019年７月25日付で当社及び本社債事務受託会社の間で締結された日本生命2019基金流動化株式会社第１回無担保社債事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「本社債組織変更期限前償還価額」とは、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、ｂ「償還の方法及び期限」、(e)に記載する償還価額をいいます。

「本社債組織変更期限前償還事由」とは、当社が、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｈ「期限前償還」(e)の記載に基づき、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認され、日本生命から本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領することをいいます。

「本社債組織変更期限前償還日」とは、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合における、当該組織変更の効力発生日の前銀行営業日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記⑫「利率」記載の利率に基づき後記⑬「利払日及び利息支払の方法」、ｂ「利息支払の方法及び期限」(ａ)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本信用格付業者」とは、JCR及びR&Iをいいます。

「本信用枠設定契約」とは、2019年７月25日付で当社及び日本生命の間で締結された信用枠設定契約をいいます。

「本信用枠設定契約締結日」とは、2019年７月25日をいいます。

「本信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の本社債関連口座内の金銭をいいます。

「本信用枠設定契約有効期間」とは、本信用枠設定契約締結日（この日を含みます。）から本社債の元利金が全て完済される日までの期間をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、2019年７月25日付で各引受会社、当社及び日本生命の間で締結された日本生命2019基金流動化株式会社第１回無担保社債引受契約をいいます。

「本普通株式」とは、当社の普通株式をいいます。

「本利息（本基金）」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｇ「利払日及び方法」に記載される本基金の利息をいいます。

「前基金」とは、日本生命が本基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「三菱ＵＦＪ銀行」とは、株式会社三菱ＵＦＪ銀行をいいます。

「三菱ＵＦＪ信託銀行」とは、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券」とは、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｇ「利払日及び方法」の記載に基づき、本基金未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第４号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2020年８月１日を第１回として、その後毎年８月１日をいいます。

「劣後支払条件（当社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

(a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
(b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
(c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
(d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
(e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件（本基金劣後事由）」とは、(a)本基金劣後事由(b)から(e)までの事由との関係では、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｊ「劣後条件」(a)から(b)までに記載の、それぞれに適用のある停止条件をいい、(b)本基金劣後事由(a)の事由との関係では、保険業法第181条第２項に基づき本基金の払戻しが可能となることをいいます。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本基金劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは当社が株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行したA種優先株式をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「ＳＭＢＣ日興証券」とは、ＳＭＢＣ日興証券株式会社をいいます。

③　管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

ａ　管理の方法及び管理の形態

管理資産である本基金債権は当社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本基金債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本基金債権を含む当社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本基金債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本基金債権の元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元本償還勘定において保管され、本社債管理委託契約において認められた順序及び方法によってのみ利用することが可能とされています。

ｂ　信用補完の形態

本社債の利払は当社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、当社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。本信用枠設定契約に基づき行われた個別借入は、本信用枠設定契約に規定する条件に従い本社債の元利金の支払に劣後し、かつ、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として返済されます。なお、本基金利息について賦課された源泉税の還付金を出資金勘定に入金することにより、本社債の利金支払の信用補完措置及び流動性補完措置とします。更に、本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する一切の金銭支払債務は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされ、かつ、個別貸付の元本及び利息の支払については、当該支払を行うべき日の直前の個別貸付利払基準日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日までに公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金10百万円を控除した金額を上限として行われるものとし（但し、個別貸付（特別）の元本及び利息の支払については、かかる上限は適用されません。）、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。また、本社債の元利金の支払について、「本社債管理委託契約」別紙５、第４項の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき１回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払うこととされていることをもって、当該金額の限度において、本社債の信用補完措置及び流動性補完措置とします。

(a) 本信用枠設定契約

（ｉ）本信用枠設定契約に基づき、各本基金利払日において、以下の条件が全て満たされている場合、日本生命は、当該本基金利払日に関連する借入申込日において当社が日本生命に交付した借入申込書に記載された借入申込金額を、当該本基金利払日において利用可能な資金で当社の本社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行するものとされています。かかる借入金はかかる金額の限度において、本社債の利息の支払の信用補完及び流動性補完となり得ます。

ｉ　当該本基金利払日に関連して、本信用枠設定契約に従い当社が借入申込書を日本生命に適式に交付し、これを日本生命が適式に受領していること。

ii　上記ｉにおける借入申込書に記載された借入申込金額が、各個別貸付の借入申込金額として定義された金額（後記(xii)の記載による変更後の借入申込金額も含みます。）であること。

iii　本社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。

iv　当社が、本信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て日本生命に交付していること。

ア　本信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された当社の商業登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書

イ　本信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された当社の印鑑証明書

ウ　本信用枠設定契約締結日における当社の定款の写し

エ　本信用枠設定契約の締結を当社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

（ii）当社は、各本基金利払日において個別貸付を希望する場合には、借入申込書を当社の登録印鑑を用いて作成し、当該本基金利払日に関連する借入申込日までに、本信用枠設定契約所定の方法により日本生命に送付するものとされています。

(iii) 当社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、個別貸付基準利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

(iv) 当社は、日本生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を返済するものとされています。

（ｖ）前記(iii)の記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、個別貸付基準利息額のうち、当該不足額の支払期限は、繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとされています。個別貸付繰延利息及び個別貸付繰延元本に係る利息については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（後記(ix)に記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとされています。当社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本（ｖ）に記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延利息、又は、従前のいずれかの個別貸付予定返済日の翌日以降後記(vii)に記載のとおり付され、未払の個別貸付繰延元本に係る利息がある場合には、前記(iii)に記載のとおりの支払に優先して、個別貸付繰延利息、個別貸付繰延元本に係る利息の順に、また、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の中ではそれぞれ最初に本オに記載のとおり支払期限が変更されることとなった日又は後記(vii)に記載のとおり付利が開始した日の早いものから順に、これを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延利息又は個別貸付繰延元本に係る利息の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に１ヶ月後の応当日に変更され、かかる更に支払期限が変更された部分については、当該繰延後個別貸付予定返済日まで何らの利息（後記(ix)に記載する遅延損害金を含みます。）は付されないものとし、以後も同様とするものとされています。

(vi) 当社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付基準利払原資が個別貸付基準利息額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付基準利払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

(vii) 前記(iv)の記載にかかわらず、各個別貸付予定返済日に関して、個別貸付元本支払原資が当該個別貸付予定返済日に返済すべき個別貸付の元本額に満たない場合には、かかる個別貸付の元本額のうち、当該不足額についての支払期限は、当該個別貸付予定返済日の１ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、この場合、かかる個別貸付繰延元本については、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、当社は、当該繰延後個別貸付予定返済日に、かかる個別貸付繰延元本に係る利息を日本生命に対し支払うものとされています。当社は、各個別貸付予定返済日又は繰延後個別貸付予定返済日において、従前のいずれかの個別貸付予定返済日に本(vii)に記載のとおり支払期限が変更され、未払の個別貸付繰延元本がある場合には、前記(iv)に記載の支払に優先して、最初に本(vii)に記載のとおり支払期限が変更されることとなった日が早い個別貸付繰延元本から順にこれを支払うものとされています。繰延後個別貸付予定返済日において、個別貸付繰延元本の全部又は一部が支払われなかった場合には、弁済されなかった金額についての支払期限は、更に１ヶ月後の応当日である繰延後個別貸付予定返済日に変更されるものとし、以後も同様とするものとされています。この場合、かかる変更後の繰延後個別貸付予定返済日（この日を含みます。）までの期間につき本キ第1文に従い、個別貸付繰延元本に係る利息が付されるものとし、以後も同様とするものとされています。

(viii) 当社は、各個別貸付利払基準日における個別貸付元本支払原資が個別貸付の元本額に満たない場合には、本信用枠設定契約において定められる様式に従い、同日付で当該個別貸付元本支払原資の額を日本生命に通知するものとされています。

(ix) 本信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、当社が、本信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払日に履行しなかった場合、当社は、当該個別貸付支払日の翌日（この日を含みます。）から完済される日（この日を含みます。）までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%（１年を365日とする日割計算）（１円未満の端数を切り捨てます。）の割合による遅延損害金を日本生命に対して支払うものとされています。

（ｘ）本社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、当社による個別貸付及び個別貸付（特別）の元利金の支払に関する債務、その他本信用枠設定契約に基づき当社が日本生命に対して負担する債務の履行は、本信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、本社債管理委託契約に規定される支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、日本生命は本信用枠設定契約等責任財産以外の当社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本信用枠設定契約に基づき日本生命が当社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、当社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、日本生命の当社に対する債権額が本信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

(xi) 本信用枠設定契約に基づく当社の日本生命に対する本信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務（前記(iii)及び(ｖ)、又は、(iv)及び(ix)の記載に従って支払日が一旦到来したものの前記(ｘ)の記載に基づき未払の債務を含みます。）は、当該債務の約定弁済日において、当社が履行すべき本社債に基づく金銭支払債務について債務不履行がないことを停止条件として、効力を生じるものとされています。

(xii) 本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。

(xiii) 日本生命は、本信用枠契約に基づく当社の金銭の支払債務につき、期限の利益を喪失させることはできないものとされています。

(xiv) 本信用枠設定契約は、本信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、当社及び日本生命は本信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本信用枠設定契約有効期間の満了後も、当社が本信用枠設定契約に関して日本生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に関係する限りにおいて、本信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。

(xv) 個別貸付（特別）事由が発生した場合、日本生命は、本控除額を、当該本基金特別支払日において当社に貸し付け、当社はこれを借り受けるものとされています。

(xvi)

i　個別貸付（特別）事由が生じる場合、日本生命は、関連する本基金特別支払日の15営業日前までに、本信用枠設定契約において定められる様式の書面により、ア　個別貸付（特別）事由が生じる旨及びイ　当該個別貸付（特別）事由に係る本控除額の金額を、当社に通知します。

ii　当社は、個別貸付（特別）の実行を希望する場合には、借入申込書（特別）を当社の登録印鑑を用いて作成し、関連する本基金特別支払日の10銀行営業日前までに、その写しを日本生命に送付し、日本生命がこれを受領していることを電話にて確認を行うものとされています。なお、当社は、当該借入申込書の原本を日本生命に送付することなく自ら保管するものとされています。

iii　借入申込書（特別）に記載される借入希望額は、当該個別貸付（特別）事由に係る本控除額とされています。

iv　日本生命は、借入申込書（特別）を受領した場合には、関連する本基金特別支払日において、当該借入申込書（特別）に記載されている借入希望額を、関連する本基金利払日において利用可能な資金で、当社の本社債関連口座に送金する方法により、個別貸付（特別）を実行するものとされています。

(xvii)

i　当社は、日本生命に対して、個別貸付（特別）返済日において、個別貸付（特別）利息額を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

ii　個別貸付（特別）に係る適用利率（年率）は、以下のとおりとされています。

ア　2020年８月１日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別）　0.28%
イ　2021年８月１日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別）　0.28%
ウ　2022年８月１日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別）　0.25%
エ　2023年８月１日の３銀行営業日（この日を含む。）前までに行われる個別貸付（特別）　0.20%
オ　2023年８月１日の３銀行営業日前の日の翌日以降に行われる個別貸付（特別）　0.22%

iii　当社は、本控除額に関する税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに当該本控除額について源泉徴収された税金の全額の還付を受けた場合には、かかる還付金の受領後10銀行営業日以内に、本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知するものとされています。

(xviii)

ⅰ　当社は、日本生命に対して、各個別貸付（特別）について、個別貸付（特別）返済日において、各個別貸付（特別）の元本を返済するものとされています。

ⅱ　当社は、日本生命の事前の書面による承諾がある場合を除き、各個別貸付（特別）の元本を、個別貸付（特別）返済日より前に返済することはできないものとされています。日本生命がかかる承諾をするに際しては、当社は、日本生命が別途合理的に算定した損害金を支払うものとされています。

(xix)　前記(ⅰ)ⅲ及びⅳの記載は、各個別貸付（特別）について準用するものとされています。

(xx)　当社は、後記(xxⅰ)若しくは(xxⅱ)に記載の当社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本信用枠設定契約に違反したこと若しくは本信用枠設定契約に基づく当社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、日本生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して日本生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき日本生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、日本生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しては適用されないものとされています。

(xxⅰ)　当社は、本信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

ⅰ　当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。

ⅱ　当社は、本信用枠設定契約並びに本信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

ⅲ　当社による本信用枠設定契約の締結及び履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

ⅳ　当社による本信用枠設定契約の締結及び履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

ⅴ　当社に対し、本信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

ⅵ　当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、本信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による本信用枠設定契約の締結、又は本信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

(xxⅱ)　当社は、各本基金利払日又は本基金特別支払日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

ⅰ　当社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する会社法上の株式会社です。

ⅱ　当社は、当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）並びに本信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付又は個別貸付（特別）に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

ⅲ　当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、当社に適用がある法令、規則、通達、当社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は当社を当事者とする若しくは当社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、当社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本信用枠設定契約に基づき日本生命のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

ⅳ　当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、当社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

ⅴ　当社に対し、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

ⅵ　当社を当事者とする又は当社が拘束される契約につき、当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、

重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は当社による当該本基金利払日又は本基金特別支払日において実行される個別貸付又は個別貸付（特別）に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することもありません。

vii 本社債管理委託契約は、大要本信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。

viii 本社債管理委託契約において当社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

(xxiii) 当社は、本信用枠設定契約に基づく日本生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

i 実務上可能な限り速やかに、但しいかなる場合においても当社の事業年度の最終日から90日以内に、当社の当該事業年度に関する、当社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、日本生命に交付します。

ii 本信用枠設定契約及び本社債管理委託契約（本社債要項を含みます。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。

iii 本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要となる通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。

iv 当社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。

v 当社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

vi 当社の本信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限定されません。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに日本生命に対してこれを書面で通知します。

vii 本社債管理委託契約（本社債要項を含みます。）に基づき本社債管理者又は本社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに日本生命に交付します。

viii 当社は、本基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により当社が当該時点までに本基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を日本生命に通知します。

ix 当社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本信用枠設定契約所定の資金使途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

(xxiv) 日本生命は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから１年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。

④ 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

a 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金が入金される出資金勘定内の金銭は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払について、「本社債管理委託契約」別紙５、第４項の方法に従った支払において、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が不足する場合に、当該不足に係る金額につき1回の支払について50万円を上限として、出資金勘定から支払う場合を除き充当されることはなく、かつ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、主として、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本基金利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本基金元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に影響されることになります。そのため、日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており（償還日が銀行営業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額の計算に影響を与えるものではありません。）、また、本社債の利息の支払は、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」記載

の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています（利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。）。しかしながら、日本生命による本基金債権の本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

なお、後記ｇ「本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるとおり、日本生命は当社との間で本信用枠設定契約を締結し、各本基金利払日及び本基金特別支払日において、本社債の一定額の利息支払のための資金を貸し付けるものとされていますが、この貸付についてもその時々の日本生命の信用状況如何によっては、本信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があり、その結果、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々の日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

ｂ　本基金債権の支払についての保険業法の制限に関するリスク

前記ａ「元本償還資金又は利払資金が不足するリスク」に記載のとおり、当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本基金債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本基金債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本社債の償還及び利息の支払は本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払の状況に直接影響されることになりますが、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

(a) 本基金利息の支払に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第１項）、かつ、本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、日本生命は、本基金拠出契約において本基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満たない場合や本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が日本生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において日本生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、当社も日本生命によって支払われない本基金拠出契約に基づく本基金利息の全部又は一部の支払を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本基金拠出契約上日本生命が支払うべきとされる本基金利息の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。

(b) 本基金元本の償還に関する保険業法上の制限

日本生命の各事業年度における本基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第２項）。さらに、日本生命が各事業年度において本基金元本の償還を行う場合には、原則として、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本基金元本の償還を行う場合においては当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が日本生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本基金元本の償還を行う場合には、日本生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています（保険業法第56条）。

日本生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満たない場合には、日本生命は当社に対して本基金拠出契約に基づく本基金元本の全部又は一部を償還することができず、また当社も日本生命によって償還されない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。また、本基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき日本生命の総代会による承認決議を得られない場合には、日

本生命は当社に対して本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、当社も日本生命によって支払われない本基金債権の本基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を日本生命に強制することができないと考えられています。なお、日本生命の総代会は、本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を当社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本基金拠出契約上日本生命が償還すべきとされる本基金元本の金額に満つる場合であったとしても、日本生命の総代会において本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、日本生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、日本生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や日本生命の取締役会による取崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、当社は本基金拠出契約に基づき日本生命が償還すべきとされる本基金元本の償還を日本生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、日本生命が償還する本基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積み立てを行えない場合には、かかる本基金元本の償還を行うことができません。

前記(a)及び(b)に記載のとおり、本基金債権の債務者である日本生命による本基金元本の償還及び本基金利息の支払は、本基金拠出契約に定める条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。また、本基金拠出契約によれば、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本基金拠出契約に定める条件により、最終本基金償還日又は本基金利払日が繰り延べられます（後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｅ「償還方法」及びｇ「利払日及び方法」をご参照下さい。）。これらの条件及び制限の結果、本社債について元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。

(c) 日本生命の解散時又は破産手続、更生手続、再生手続若しくは海外におけるこれらに類似する手続の開始時における本基金債権の支払に関する制限

保険業法第181条第２項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しは相互会社のその他の債務の弁済に絶対的に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

また、本基金拠出契約上、(ⅰ)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出された配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたことを停止条件として発生するものとされています。そして、(ⅱ)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたことを停止条件として発生するものとされています。さらに、(ⅲ)本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において上記(ⅰ)又は(ⅱ)の場合に準じて行われている場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手続において上記(ⅰ)又は(ⅱ)記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされています。

なお、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(ⅰ)更生担保権、(ⅱ)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(ⅲ)（(ⅱ)、(ⅳ)及び(ⅴ)に掲げるもの以外の）更生債権、(ⅳ)約定劣後更生債権、(ⅴ)基金に係る更生債権、(ⅵ)社員権の順序となります。

一方、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられていません。

但し、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社について更生手続、破産手続又は再生

手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本基金債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本基金債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

前記(a)から(c)のリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

c　本社債の元本の償還に関するリスク

(a) 本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日である2024年８月１日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本基金拠出契約に基づき、(i)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとされています。

そして、本基金拠出契約上、本基金元本は、保険業法の制限内で、本基金最終償還日に一括償還するものとされています。本基金最終償還日に保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合、本基金の償還日は、本基金元本の全額について本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。そして、本基金元本の償還が繰り延べられた場合の当該本基金繰延後最終償還日において、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法の制限により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とされています。

以上から、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には、保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

(b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本基金及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本基金には期限の利益喪失に関する特約が付されず、本基金が期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本基金の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本基金に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本基金について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本基金の元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

(c) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本基金拠出契約に基づき、資本事由、税制事由又は税制事由（本社債）の発生による本基金元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本基金拠出契約上、上記事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、残存する本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。なお、かかる場合における期限前償還については、償還価額の変更は行われません。

さらに、本基金拠出契約上、日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金組織変更償還日に、本社債組織変更期限前償還価額を償還価額として、本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。但

し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。

以上から、本基金拠出契約に従い日本生命が本基金の期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性がありますが、それに対する補償は当社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本基金拠出契約に従った日本生命による本基金の期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本基金の期限前償還を求める権利を有していません。

前記(a)から(c)のリスク要因は、本基金及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

d　本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本基金利息の支払及び本基金元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本基金利払日において、本基金拠出契約に基づき、本基金の利息の支払が繰り延べられる旨の通知を当社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。

そして、本基金拠出契約上、日本生命は、本基金利息を保険業法の制限内で本基金拠出者に支払うものとし、当該制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とするものとされています。

以上から、保険業法の制限により本基金利息の項目の全額が支払われない場合には、保険業法の制限内で当該項目の全額について支払いができる最初の本基金繰延利払日までその支払が繰り延べられ、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本基金利息の支払の繰延に係る金額である本基金未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延が生じた後においても支払われませんが、本基金未払残高の支払は、保険業法の制限内で繰り延べられた本基金利息の項目の全額の支払いが可能であることが条件とされています。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

e　本社債が上位債権に劣後するリスク

当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第１項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(ⅰ)更生担保権、(ⅱ)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(ⅲ)((ⅱ)及び(ⅳ)に掲げるもの以外の）更生債権、(ⅳ)約定劣後更生債権、(ⅴ)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(ⅵ)((ⅴ)に掲げるもの以外の）株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びに当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

f　日本生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

日本生命は本基金債権のほかにも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、日本生命は、本基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を行わないものとしています。なお、前基金の償還と本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本基金拠出契約に基づく本基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本基金元本の償還及び本基金利息の支払が予定どおり行われない可能性があり、その結果本社債の元本の償還及び本社債の利息の支払が予定どおり行われない可能性があります。

後基金については、後基金の拠出金の償還（期限前償還を含みます。）は、本基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ、本基金拠出契約に基づく本基金利息と後基金の基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本基金拠出契約に基づく本基金利息の支払を優先するものと本基金拠出契約に規定されています。但し、保険業法第55条第２項第３号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除するべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本基金元本の償還、ひいては本社債の元本の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

g　本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付実行に関するリスク

当社は、日本生命との間で本信用枠設定契約を締結し、本社債の利息の支払に関する信用補完措置及び流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているため、本社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を日本生命から受けられない可能性があります。また、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、b「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、本信用枠設定契約の規定、保険業法等に基づく法制度及び日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

h　原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本基金債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本基金債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(a) 原保有者及び当社は、本基金債権譲渡契約に基づき、本基金債権の真正な売却及び購入を意図していること
(b) 原保有者は、本基金債権譲渡契約に基づき本基金債権が当社に移転した後は、本基金債権に対して一切の権利を有さないこと
(c) 本基金債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと

(d) 原保有者は、本基金債権譲渡契約上、本基金債権の譲渡日現在における本基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと

(e) 本基金債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本基金債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること

i　日本生命の組織変更及び期限前償還に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第１項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第１項本文は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。」としており、本基金債権の償還が終了する以前において、日本生命が株式会社への組織変更を行う場合には、原則として、本基金を償却する必要があります。本基金拠出契約においては、日本生命は、原則として、本基金元本の全部又は一部を最終本基金償還日前において償還することはできないこととされていますが、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、日本生命は、本基金拠出者に対して書面により通知することにより、本基金拠出者の同意を得ることなく、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています（但し、保険業法の制限により本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は当該期限前償還を行うことはできないものとされています。）。

また、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」に記載されるとおり、当社が日本生命からかかる書面による通知を受領した場合には、当社は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」に従って、本社債の全部を期限前償還するものとされています。この場合の償還価額は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」に記載する方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に（これがマイナスとなった場合の割引率を零とすることを除いて）一切の調整を行うことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元本の100%を下限とします。）ですが、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本社債の元利金が償還日まで予定通り支払われる場合に比して本社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。一方で、かかる期限前償還の償還価額は元本の100%を超過する場合があり、この場合には、本基金拠出契約に基づき期限前償還される本基金元本以外をかかる超過分の支払原資とする必要があります。上記のとおり、日本生命が本基金拠出契約に基づき本基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本基金元本に加えて、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、h「期限前償還」に記載する方法に従って計算される経過利息及び違約金を本基金拠出者に支払うものとされており、これらが当社の手元資金と合わせてかかる期限前償還時の本社債の元利金の支払原資となることが予定されていますが、本社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、日本生命がかかる本基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び当社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、当社が本社債の期限前償還のための支払原資を結果的に確保できないリスクがあります。

さらに、期限前償還の償還価額である現在価値相当額の算出に際しては、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」に記載する方法に従い、市場金利として円ライボー及び円スワップレートが用いられることがあります。金利指標としてのLIBOR（以下「LIBOR」といいます。）の不正操作問題を踏まえた金融安定理事会による金利指標改革の結果、2022年までに円ライボーを含めたLIBORの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなる可能性があります。LIBORの公表が停止されるか、又は、LIBORが国際的な金融市場取引において機能しなくなった場合における円ライボー及び円スワップレートを用いた現在価値相当額の算出については、代替的な金利指標の有無やLIBORを参照する金融取引に関する実務動向等を踏まえた合理的な解釈に委ねられる可能性がありますが、その具体的な算出方法は現時点においては必ずしも明らかではありません。日本生命の株式会社化に伴う本社債の期限前償還及び本基金債権の期限前償還の詳細については、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、b「償還の方法及び期限」及び後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、h「期限前償還」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、日本生命における組織変更の実施、市場の金利水準の動向、流通市場における本社債の取引水準の動向、円ライボーを参照する金融取引に関する実務動向その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが完全に排除されている訳ではありません。

j　当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が本社債の元本未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性がありますが、当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾

があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。）を負担しないことを本社債管理者に対して約束しています。また、当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本基金債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済及びこれに付随する業務以外のことは行わず、かかる業務に必要のない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要のない従業員を雇用しないことを、本社債管理者に対して約束しています。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

k　当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ本普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（本信用枠設定契約に基づく個別貸付及び個別貸付（特別）の利息を含みます。以下、本kにおいて「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けます。そして、当該払込金は、それぞれの名義の銀行口座にて管理され、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本基金拠出契約に基づき、(a)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(b)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、本社債の最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

l　当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記ｅ「本社債が上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されます。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、後記⑨「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

m　当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本基金債権を保有する場合には、資産流動化法第５条第２項及び資産流動化法施行令第３条第３号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。しかしながら、前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」、(a)に記載のとおり、本基金債権は、本基金最終償還日において保険業法の制限により本基金元本の全額が償還できない場合には保険業法の制限内で本基金元本の全額が償還できる最初の本基金繰延後最終償還日まで本基金元本の償還を行うことができず、その結果、本基金元本の償還が潜在的には無期限に延長される可能性があります。そのため、本基金債権を保有し、本基金債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第１項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

ｎ　当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、(a)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、(b)本一般社団法人の理事の業務執行により、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び(c)本一般社団法人の社員の社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高くないと当社は考えています。

(a) 本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、当社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から移転する可能性は低いと当社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、当社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと当社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務（追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分（以下「株式等」といいます。）の取得対価の支払債務を含みます。）を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為（債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。）をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと当社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高くないと当社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人に対する2008年５月30日付基金拠出申込書において本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せし

めることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。）において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から１年と１日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと当社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を３人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を３名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと当社は考えています。なお、その他の解散事由（(i)定款で定めた存続期間の満了、(ii)定款で定めた解散の事由の発生、(iii)社員総会の決議、(iv)合併（合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。）、(v)破産手続開始の決定及び(vi)一般社団法人法第261条第１項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判）についても、該当する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

(b) 本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人誓約書において、当社に対して、当社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、当社が発行する社債に係る当社の一切の債務が完済されるまでの間、当社の解散決議を行わないこと（但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。）、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ（当社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本(b)において、以下同じです。）のある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任、又はその他当社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また当社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、類型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

(c) 本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である当社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、定款において社員の資格を有する者を限定し、類型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が当社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

O　本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本普通株式以外に前関連基金債権を引当てとする特定社債を発行している日本生命2017基金特定目的会社の特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資又は他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資又は他の会社の株式等を追加的に取得し、当該特定出資又は株式等の発行体が特定社債、社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる特定出資又は株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該特定出資又は株式等の発行体がデフォルトに陥り、その特定出資又は株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な特定出資又は株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(a)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用（かかる

追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。）を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、(b)かかる特定出資又は株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本信用格付業者に確認することを当社及び本社債管理者に対して約束しているので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資又は株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

p　本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者には劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債を除き、本金融債務を負担せず、また、(a)本社債管理者の事前の書面による承諾があり、かつ(b)本信用格付業者が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本信用格付業者に確認した場合を除き、本金融債務以外の債務（本社債管理委託契約、本基金拠出契約、本基金債権譲渡契約、本社債事務委託契約、本資産管理委託契約、本引受契約及びその他本社債発行に関し必要な契約に基づき、払込期日までに負担されたものに基づくものを除きます。）を負担しない旨が定められており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

q　本基金利息に適用される源泉税の税率変更等に関するリスク

本社債の利払は当社の資産である本基金利息を原資として行われますが、本基金利息の支払について所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われます。従って、当社は、本信用枠設定契約に基づき、本社債の利払に先立って当該源泉徴収により本社債の利金支払に不足する額の金銭を借り入れ、本社債の利払資金とすることにより、本社債の利息支払の信用補完措置及び流動性補完措置としています。

本信用枠設定契約有効期間中において、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合には、源泉徴収が義務づけられる税金について、かかる新たな金額が適用される本基金利払日以降（この日を含みます。）において実行される個別貸付に適用される借入申込金額は、各個別貸付が行われる本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額に自動的に変更されるものとし、その後も同様とするものとされています。また、本基金特別支払日において本基金拠出契約に基づき貸主が借主に対して支払を行うべき場合において、個別貸付（特別）事由が生じた場合において実行される個別貸付（特別）に係る貸付額は、一律に本控除額とされています。

かかる措置により、何らかの理由（税制の変更及び各本基金利払日において日本生命が支払う金額に変動が生じたことにより、当該本基金利払日における本基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることを含みますが、これに限定されません。）により、各本基金利払日における本基金拠出契約に基づく日本生命から当社に対する支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が変更されることが明らかとなった場合においても、本信用枠設定契約に基づき、当該変更に対応する金額については、本社債の利払の原資として日本生命から一時的に貸し出されることとなっており、これにより、かかる変更により本社債の利払が不可能となるリスクを低減しています。しかし、本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付には一定の条件が付されているほか、日本生命が本信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での日本生命による履行能力に依存しており、かかる条件が満たされない場合や日本生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われないことがあり、この場合、本社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があり、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。本信用枠設定契約に基づく日本生命の貸付の条件については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、b「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

r　法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本基金拠出契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されました。これらの時点以降、本社債又は本基金拠出契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」、(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

ｓ　税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本基金元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」、(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

ｔ　保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成８年大蔵省告示第50号(「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」)（平成８年２月29日）（その後の改正を含みます。）（以下「本告示」といいます。）第１条の２第１項によれば、「法（保険業法を意味します。以下同じです。）第130条第１号、第202条第１号又は第228条第１号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第１項第３号から第５号までに掲げる会社を子会社等（法第110条第２項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第４項第５号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本基金債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が日本生命に対して拠出された本基金債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等（上記条項に定義される意味によります。以下本ｔにおいて同じです。）が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（略）を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第１号、第202条第１号又は第228条第１号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性があります。

ｕ　本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記ｃ「本社債の元本の償還に関するリスク」、(a)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及びｄ「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、保険業法の制限により本基金元本の償還又は本基金利息の支払が行われない場合には、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性の他、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

ｖ　市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、当社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

⑤　借入

当社は借入れを行っておりますが、本報告書提出日現在においては当該借入れの残高はありません。

当社は、本信用枠設定契約に基づく借入を行うことを予定しています。本信用枠設定契約に基づく借入の内容については、前記③「管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態」、ｂ「信用補完の形態」、(a)「本信用枠設定契約」をご参照下さい。

⑥　期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

⑦　期限前償還

本社債の元本は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、ｂ「償還の方法及び期限」、(ｂ)又は(ｃ)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

⑧　利息支払の停止

本社債の利息は、後記⑬「利払日及び利息支払の方法」、ｂ「利息支払の方法及び期限」、(f)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

⑨　倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

ａ　本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから１年と１日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

ｂ　本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、「本社債管理委託契約」別紙５に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

ｃ　本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元本又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元本総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

⑩　劣後条件等

ａ　劣後特約（当社劣後事由）

当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

ｂ　劣後特約（本基金劣後事由（本社債））

当社は、本基金劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本基金劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

ｃ　上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d　劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還します。

e　相殺禁止

(a) 当社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(b) 本基金劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

⑪　本社債に関する信用格付

a　信用格付を特定するための事項

利息の利払日における支払と元本の償還日における全額償還の安全性について、本社債は、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&Iにつき AA-の予備格付を2019年７月8日付で取得しており、また、本信用格付業者から、JCRにつきAA-、及びR&Iにつき AA-の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得しました。2021年5月末日現在の格付けは、JCRにつきAA、及びR&Iにつき AA-となっております。

b　信用格付の前提及び限界に関する説明

(a) JCR

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

(b) R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

⑫　利率

本社債の利率は、年0.25%とします。

⑬　利払日及び利息支払の方法

a　元利金支払の方法

本社債に関する元本及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

ｂ　利息支払の方法及び期限

(a) 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2020年８月１日を第１回の利払日としてその日までの１年分を支払い、その後各利払日にその日までの１年分を支払います。

(b) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(c) １年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その１年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

(d) 償還日以降、当該償還額（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(i)i当該償還日において残存する経過利息又はii当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(ii)未払残高は、後記⑭「償還期限及び償還の方法」、ｂ「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

(e) 本社債利息及び経過利息の支払については、本ｂの記載のほか、後記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記⑩「劣後条件等」、ａ「劣後特約（当社劣後事由）」及びｂ「劣後特約（本基金劣後事由（本社債））」の記載に従います。

(f) 利息支払の停止

当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(g) 未払残高の支払

(ｉ) 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本基金未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本①の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関（振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

(ii) 当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。

(iii) 未払残高の支払については、本ｂの記載のほか、前記⑩「劣後条件等」、ａ「劣後特約（当社劣後事由）及びｂ「劣後特約（本基金劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

⑭　償還期限及び償還の方法

ａ　償還価額

各社債の金額100円につき金100円。但し、後記ｂ「償還の方法及び期限」、(d)の記載に基づき期限前償還される場合は同(e)記載の金額によります。

ｂ　償還の方法及び期限

(a) 本社債の元本は、後記(b)から(d)までの記載に基づき期限前償還される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｅ「償還方法」の記載に基づき、(ｉ)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合及び(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられた場合には、最終償還日は当該繰り延べ後の本基金繰延後最終償還日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記⑫「利率」に記載する利息が発生するものとし、その後も同様とします。

当社は、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｅ「償還方法」の記載に基づき、(ｉ)本基金最終償還日が本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨又は(ii)本基金繰延後最終償還日が更にその後の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられる旨の通知を受領後、速やかに（但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の）通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとします。

(b) 当社は、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｈ「期限前償還」(b)から(d)までの記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本基金利払日の直後の利払日である本

社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(c) 当社は、後記（２）「管理資産を構成する資産の管理の概況」、①「本基金債権の概要」、ｈ「期限前償還」(b)から(d)までの記載に基づき、本基金期限前償還が本基金利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

(d) 当社は、本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、本社債組織変更期限前償還日に本社債の全部を本社債組織変更期限前償還価額で期限前償還するものとします。

(e) 前記(d)の規定により期限前償還する場合における本社債の償還価額は、各本社債につき、(ｉ)金1,000万円又は、(ii)次のｉ及びiiの合計額（1,000円に満たない端数は切り捨てます。）のいずれか高い方の金額とします。

ｉ 各本社債元本の現在価値

ii 各本社債将来利払日に係る本社債将来利息金額の現在価値の合計額

(f) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、その日から５銀行営業日以内に、その旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還事由が発生した旨及び本社債組織変更期限前償還日を本社債権者に通知します。

(g) 本社債について本社債組織変更期限前償還事由が発生した場合には、当社は、償還価額決定日から5銀行営業日以内に、本社債組織変更期限前償還価額を本社債管理者及び本信用格付業者に対して通知するものとし、本社債管理者は、かかる通知を受領した後、実務的に可能な限り、遅滞なく本社債組織変更期限前償還価額を本社債権者に通知します。

(h) 前記(a)から(d)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

(i) 本社債の元本の償還については、本ｂ「償還の方法及び期限」に記載のほか、前記⑩「劣後条件等」、ａ「劣後特約（当社劣後事由）」及び同ｂ「劣後特約（本基金劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

（２）【管理資産を構成する資産の管理の概況】

①　本基金債権の概要

管理資産は、本基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本基金債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する基金債権である本基金債権です。

本基金拠出契約に基づく本基金債権の概要は以下のとおりです。

ａ　金額

金500億円

ｂ　使途

相互会社における基金

ｃ　実行日

本基金拠出実行日

ｄ　本基金最終償還日

2024年8月1日である本基金最終償還日

ｅ　償還方法

本基金元本は、本基金最終償還日に一括償還します。

本基金元本の償還については、保険業法第55条第２項により、法定基金償還限度額を限度として行うことができるとの制限が付されており、更に、前基金を全額償還する前には、本基金元本の償還は行われず、前基金の償還と本基金元本の償還が同一の剰余金処分を経て行われる場合には、保険業法に基づく制限に加えて前基金の償還に必要となる額を控除した額が上限となる（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還金は、前基金の元本の償還金支払に劣後します。）という制限に服します。

本基金元本は、かかる保険業法第55条第２項の制限内で、本基金拠出者に償還するものとし、同条項の制限により本基金元本の全額が償還できない場合についての本基金の償還日は、本基金元本の全額について日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日である本基金繰延後最終償還日まで到来しないものとし、繰り延べられるものとします。本基金繰延後最終償還日において、繰り延べられた本基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限により償還できない場合には、本基金の償還日は、本基金元本の全額について次回の本基金繰延後最終償還日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

本基金償還日において、本基金元本が償還される場合、日本生命は、当該本基金償還金支払日に、未償還の本基金元本相当額を本基金拠出者に支払います。

なお、繰り延べられる本基金元本については、本利息（本基金）は付されないものとしますが、本利息（本基金）の支払に代え、繰り延べられる本基金元本の金額につき、本基金延滞利息を付するものとし、かかる本基金延滞利息は、日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日の3銀行営業日前の日において、保険業法第55条第1項の制限内で当該日本生命の次の事業年度の本基金拠出実行日の応当日までの1年分が支払われるものとします。

本ｅ「償還方法」に基づく本基金の償還日の繰り延べが行われる場合、日本生命は、本基金拠出者に対し、本基金償還日の3銀行営業日前より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行います。

ｆ　利率

年0.25%

ｇ　利払日及び方法

本利息（本基金）は本基金拠出実行日の翌日（この日を含みます。）から本基金最終償還日（この日を含みます。）までこれを付し、各本基金利払日において、当該本基金年間利息金額を日本生命は本基金拠出者に支払います。

但し、日本生命は、本基金利息を保険業法第55条第１項の制限内で本基金拠出者に支払うものとし、同条項の制限によりその全額が支払われない本基金利息の項目については、当該項目の全額について、その支払日は本基金繰延利払日まで到来せず、繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

なお、本基金未払残高には利息を付さないものとします。

本ｇ「利払日及び方法」に基づく(a)本基金利息の支払の繰り延べが行われる場合及び(b)本基金未払残高の支払が行われる場合、日本生命は、本基金利払日（繰り延べられた本基金利息については本基金繰延利払日）より15銀行営業日前の日までに事前の通知（撤回不能とします。）を行います。

本基金利息の支払については、保険業法第55条第１項により、法定基金利払限度額を限度として行うことができるとの制限が付されています。さらに、前基金の利息支払と本基金利息の支払が同一の剰余金処分を経て行わ

れる場合には、上記の保険業法に基づく制限に加えて、前基金の利息の支払に必要となる額を控除した額が上限となる（利息の支払は、前基金の利息支払に劣後します。）という制限に服します。

ｈ　期限前償還

(a) 日本生命は、本ｈ「期限前償還」に記載する場合を除き、本件基金元本の全部又は一部を本基金最終償還期日（前記ｅ「償還方法」の記載に基づき償還日の繰り延べが行われている場合には本基金繰延後最終償還日）前において償還することはできません。

(b) 資本事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金資本事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金資本事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(i) ｉ本基金資本事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金資本事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又はii本基金資本事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii)本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(c) 税制事由による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金税制事由償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(i) ｉ本基金税制事由償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金税制事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息経過利息又はii本基金税制事由償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii)本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(d) 税制事由（本社債）による期限前償還

本基金拠出実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、本基金税制事由（本社債）償還日に、保険業法その他適用ある法令の制限及び手続を充足した上で、本基金拠出者に対し本基金税制事由（本社債）償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本基金税制事由（本社債）償還日時点で残存する本基金元本の全部（一部は不可）を、(i) ｉ本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日以外の日である場合、本基金税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日の直前の本基金利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から本基金税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本基金経過利息又はii本基金税制事由（本社債）償還日が本基金利払日に該当する場合、本利息（本基金）並びに(ii)本基金延滞利息（もしあれば）及び本基金未払残高（もしあれば）の支払とともに償還することができます。

(e) 組織変更に際しての期限前償還

日本生命は、日本生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が日本生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、本基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、本基金組織変更償還日に本基金元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができます。但し、(i)前記ｅ「償還方法」の記載に基づき本基金元本の償還が繰り延べられている場合及び(ii)前記ｇ「利払日及び方法」但書の記載に基づき本基金利息の支払が繰り延べられている場合には、日本生命は本項に従った期限前償還を行うことはできません。

(f) 前記(e)の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記ｇ「利払日及び方法」の記載にかかわらず、本基金元本の償還に加えて、以下の金員を本基金拠出者に対して支払うものとします。

(ｉ) 基金経過利息（組織変更償還）

本基金経過利息（組織変更償還）は、本基金経過利息（組織変更償還）起算日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、ｉ　本基金利払日が本基金組織変更償還日となる場合には、本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息（組織変更償還）が当該本基金利払日の直前の8月1日の翌日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとし、ii　本基金利払日の翌日（この日を含みます。）から当該本基金利払日の直後の8月1日（この日を含みます。）までのいずれかの日が本基金組織変更償還日となる場合には、前記ｇ「利払日及び方法」本文の本基金利息計算期間の記載にかかわらず、当該本基金利払日において支払われる本基金年間利

息金額及び本基金組織変更償還日に支払われる本基金経過利息（組織変更償還）の金額の合計額が、当該本基金利払日の直前の8月1日の翌日（この日を含みます。）から本基金組織変更償還日（この日を含みます。）までの期間に係る本基金元本に対する利息とみなされるものとします。

（ⅱ）違約金

(g) 前記(f) の記載により支払われる違約金の額は、次の(ⅰ)及び(ⅱ)の合計額（1,000円に満たない端数は四捨五入します。）が本基金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の(ⅰ)及び(ⅱ)の合計額が本基金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。

（ⅰ）本基金元本残高の現在価値

（ⅱ）各本基金将来利払日に係る本基金将来利息金額の現在価値の合計額

(h) 前記(e)の記載に従って日本生命が本基金元本の全部を期限前償還する場合には、本基金拠出者は、償還価額決定日から5銀行営業日以内に、前記(f)(ⅰ)及び(ⅱ)の金額を日本生命に対して通知するものとします。

ｉ　期限の利益喪失の禁止

本基金拠出者は、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

ｊ　劣後条件

前記ｅ「償還方法」及び前記ｈ「期限前償還」に記載される場合を除く本基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされます。なお、日本生命につき破産手続開始の決定があった場合又は日本生命につき更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定があった場合の取扱いについては、以下に定めるとおりとします。

(a) 破産手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、破産法に基づき破産手続開始の決定がなされ、かつ、破産手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

（停止条件）

当該破産手続における最後配当（最後配当に代えて簡易配当又は同意配当がなされる場合には、簡易配当又は同意配当。以下同じです。）のために裁判所に提出された配当表（更正された場合は、更正後のもの）に記載された最後配当の手続に参加することができる債権のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、各中間配当、最後配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足（配当、供託を含みます。）を受けたこと。

(b) 更生手続又は再生手続の場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、更生特例法に基づき更生手続開始の決定がなされ、かつ、更生手続が継続している場合、又は民事再生法に基づき再生手続開始の決定がなされ、かつ、再生手続が継続している場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとされます。

（停止条件）

日本生命について更生計画認可又は再生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画又は再生計画に記載された変更されるべき権利のうち、基金の償還請求権及び基金利息の支払請求権を除く日本生命に対する全ての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(c) 日本法以外の倒産手続が開始された場合

本基金元本の全額の償還以前に、日本生命について、日本法によらない破産手続、更生手続、再生手続又はこれに準じる手続が外国において前記(a)又は(b)の場合に準じて行われている場合、本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還請求権及び本基金利息の支払請求権の効力は、その手続において前記(a)又は(b)記載の停止条件に準じる条件が成就したときに発生するものとされます。

ｋ　本基金上位債権者に対する不利益変更の禁止

本基金拠出契約の各条項は、いかなる意味においても本基金上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じないものとされます。この場合に、本基金上位債権者とは、日本生命に対し、本基金上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

ｌ　劣後特約に反する支払の禁止

本基金劣後事由発生後、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本基金の元利金の全部又は一部が本基金拠出者に支払われた場合には、その支払は無効とし、本基金拠出者は受領した元利金を直ちに日本生命に返還するものとされます。

m　相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合、又は日本法によらない外国における破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本基金劣後事由）が成就しない限りは、本基金拠出者は、日本生命に対して負う債務と本基金に基づく元利金の支払請求権を相殺してはならないものとされています。

n　事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本基金拠出契約締結日及び本基金拠出実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

(b) 日本生命は、本基金拠出契約並びに本基金拠出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。

(c) 日本生命による本基金拠出契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本基金拠出契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

(d) 日本生命による本基金拠出契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済み（本基金拠出契約に基づく本基金元本の償還及び本基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要となる総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。

(e) 本基金拠出契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、日本生命の本基金拠出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

(f) 日本生命に対し、本基金拠出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本基金拠出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

(g) 本基金拠出契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本基金拠出実行日までに拠出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。

(h) 日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本基金拠出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本基金拠出契約の締結、又は本基金拠出契約に基づく債務の履行の結果発生することもありません。

(i) 日本生命は、本基金拠出契約締結日又は本基金拠出実行日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本基金拠出契約以外に締結していません。

o　支払及び償還の順序

日本生命は、本基金債権につき、以下の順序で本基金利息の支払又は本基金元本の償還を行うものとします。

(a) 本基金延滞利息

(b) 本基金未払残高（複数の本基金利息計算期間に係る本基金未払残高がある場合は、その本基金利息計算期間の到来順）

(c) 本利息（本基金）

(d) 本基金元本の償還

本基金債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本基金債権譲渡契約においては、本基金債権が一定の属性を有することは求められておらず、本基金債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

本基金債権の債務者である日本生命の事業概要については、３「発行者及び関係法人情報」、(２)「原保有者その他関係法人概況」、「日本生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

ｐ　管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本基金債権については、価格等の調査は行われていません。

ｑ　管理資産の管理

管理資産を構成する本基金債権は、本基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が基金の拠出を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本基金債権譲渡契約に基づく本基金債権の譲渡に際して、当社及び日本生命に対して、保有している本基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本基金債権の債務者である日本生命は、本基金拠出契約において、本基金拠出契約の締結日である2019年7月25日付及び本基金拠出実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記ｎ「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本基金債権譲渡契約において、当社及び大和証券に対し、本基金拠出契約において日本生命が大和証券に対して行った前記ｎ「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本基金債権譲渡契約の締結日及び本基金債権の譲渡実行日である2019年8月1日においても真実かつ正確であることを表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記３「発行者及び関係法人情報」、(１)「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本基金債権に係る本基金利息の支払及び本基金元本の償還は、それぞれ各本基金利払日及び本基金最終償還日において、当社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本基金利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本基金元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元本償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、三菱ＵＦＪ信託銀行に対し、本基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

その他、管理資産たる本基金債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

（３）【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2020年９月	50,020,547千円	－千円	－
2021年３月	50,082,876千円	－千円	－

※　総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

（４）【収益状況の推移】

	当中間会計期間 自　2020年10月１日 至　2021年３月31日
(1) 収益 金融収益	62,328千円
(2) 費用	88,001千円
(3) 期末残高 元本金額の期末残高	50,000,000千円
(4) 元本金額の期末残高に占める収益額の比率	0.12%
(5) 元本金額の期末残高に占める費用額の比率	0.18%

（５）【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

（６）【投資リスク】

当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更はありません。

当中間計算期間において、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象は存在しません。

なお、上記に記載される将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

２【管理資産の経理状況】

（１）【主な資産の内容】

	当中間会計期間末 2021年３月31日
Ⅰ　管理資産残高	50,082,876千円
元本相当部分	50,000,000千円
利息相当部分（未収利息相当額）	82,876千円
Ⅱ　証券所有者への利息支払基金の残高	－千円
Ⅲ　証券所有者への元本償還基金の残高	－千円
Ⅳ　管理資産の維持管理費支払基金の残高	－千円

３【発行者及び関係法人情報】

（１）【発行者の状況】

①【発行者の概況】

a　主要な経営指標等の推移

回次		第２期中	第３期中	第１期	第２期
会計期間		自 2019年10月１日 至 2020年３月31日	自 2020年10月１日 至 2021年３月31日	自 2019年６月18日 至 2019年９月30日	自 2019年10月１日 至 2020年９月30日
営業収益	（千円）	62,500	62,328	20,491	125,056
経常損失	（千円）	25,348	25,655	7,810	45,978
中間(当期)純損失	（千円）	25,493	25,800	7,883	46,268
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－
資本金	（千円）	145,050	145,050	145,050	145,050
発行済普通株式数	（株）	2	2	2	2
発行済優先株式数	（株）	5,800	5,800	5,800	5,800
純資産額	（千円）	256,722	210,148	282,216	235,948
総資産額	（千円）	50,342,270	50,295,572	50,303,574	50,283,654
1株当たり純資産額	（円）	△16,638,536.50	△39,925,816.50	△3,891,589.00	△27,025,626.50
1株当たり中間(当期)純損失	（円）	12,746,947.50	12,900,190.00	3,941,589.00	23,134,037.50
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純損失	（円）	－	－	－	－
1株当たり配当額	（円）	－	－	－	－
（うち1株当たり中間(当期）配当額）	（円）	(－)	(－)	(－)	(－)
自己資本比率	（%）	0.5	0.4	0.6	0.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△7,165	17,518	△170,632	△12,648
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	△25,525	290,100	－
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	（千円）	112,301	98,812	119,467	106,818
従業員数	（名）	－	－	－	－

（注1）当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
（注2）営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）が含まれております。
（注3）当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。
（注4）潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純損失は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
（注5）１株当たり情報については、普通株式について記載しております。

b　事業の内容

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

c　関係会社の状況

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

d　従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱ＵＦＪ信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

e　株式等の状況

(a) 株式の総数等

種　　類	発行可能株式総数（株）
普　通　株　式	8
A　種　優　先　株　式	80,000
計	80,008

	種類	中間会計期間末現在発行数（株）(2021年３月31日)	提出日現在発行数（株）（2021年６月25日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容（注１）
発行済株式	普通株式	2	2	該当なし	―
	A種優先株式	5,800	5,800	該当なし	・定款において、会社法第108条第１項第１号（注２）、第２号（注３）及び第３号（注４）に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第２項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第４項及び第238条第４項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
	計	5,802	5,802	―	―

（注1）定款において、会社法第107条第１項第１号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について当社の承認を要すること）を定めています。

（注2）定款において、①当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」といい、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式１株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、②ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

（注3）定款において、①当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式１株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、②A種優先株主等に対しては、①のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

（注4）定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(c) ライツプランの内容
該当事項はありません。

(d) 発行済株式総数、資本金等の状況
当中間会計期間中における当社の発行済株式総数及び資本金等の状況は、以下のとおりです。
当社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（円）	資本金残高（円）	資本準備金増減額（円）	資本準備金残高（円）
自 2020年10月１日 至 2021年３月31日	―	普通株式 2	―	50,000	―	50,000
	―	A種優先株式 5,800	―	145,000,000	―	145,000,000

(e) 大株主の状況
(ⅰ)普通株式の株主の状況

2021年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
一般社団法人ニッセイ基金流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内	2	100
計	―	2	100

(ⅱ)A種優先株式の株主の状況

2021年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目５番12号	5,800	100
計	―	5,800	100

（f）議決権の状況

（ⅰ）発行済株式

2021年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	5,800	―	A種優先株式（注）
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	―	―	―
完全議決権株式（その他）	2	2	普通株式
単元未満株式	―	―	―
発行済株式総数	5,802	―	―
総株主の議決権	―	2	―

（注）A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。

（ⅱ）自己株式等

2021年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
該当事項なし					

f　役員の状況

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

②【事業及び営業の状況】

a　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

b　事業等のリスク

本②「事業及び営業の状況」及び後記④「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記１「管理資産を構成する資産の状況」、(１)「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」、④「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載されていますので、そちらをご参照ください。なお、その中における将来に関する事項は、中間会計期間末日現在において判断したものです。

c　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(a) 経営成績等の状況の概要

前中間会計期間（2019年10月1日から2020年3月31日まで）

当社の前中間会計期間の業績は、営業収益62,500千円、営業損失25,348千円、中間純損失は25,493千円となっております。

当中間会計期間（2020年10月1日から2021年3月31日まで）

当社の当中間会計期間の業績は、営業収益62,328千円（対前年同期比99.7%）、営業損失25,672千円（対前年同期比101.3%）、中間純損失は25,800千円（対前年同期比101.2%）となっております。

(b) キャッシュ・フローの状況

前中間会計期間（2019年10月1日から2020年3月31日まで）

前中間会計期間末における現金及び現金同等物は、112,301千円となりました。また、前中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

前中間会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、主に各種経費の支払いにより7,165千円の資金減少となりました。

当中間会計期間（2020年10月1日から2021年3月31日まで）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物は、98,812千円となりました。また、当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の営業活動におけるキャッシュ・フローは、主に法人税等の還付により17,518千円の資金増加となりました。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間の財務活動におけるキャッシュ・フローは、短期借入金の元本返済による支出により25,525千円の資金減少となりました。

(c) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

d　経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

e　研究開発活動

該当事項はありません。

③【設備の状況】

a　主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有しておりません。

b　設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

④【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（2020年10月１日から2021年３月31日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社及び関連会社を有しておらず、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表】

イ【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年9月30日)	当中間会計期間 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	106,818	98,812
前払費用	205	183
未収利息	20,547	82,876
未収還付法人税等	25,743	―
流動資産合計	153,316	181,873
固定資産		
投資その他の資産		
買入指名金銭債権	50,000,000	50,000,000
投資その他の資産合計	50,000,000	50,000,000
固定資産合計	50,000,000	50,000,000
繰延資産		
社債発行費	130,338	113,699
繰延資産合計	130,338	113,699
資産の部合計	50,283,654	50,295,572
負債の部		
流動負債		
短期借入金	25,525	―
未払費用	20,967	84,517
未払法人税等	1,213	906
流動負債合計	47,705	85,424
固定負債		
社債	50,000,000	50,000,000
固定負債合計	50,000,000	50,000,000
負債の部合計	50,047,705	50,085,424
純資産の部		
株主資本		
資本金	145,050	145,050
資本剰余金		
資本準備金	145,050	145,050
資本剰余金合計	145,050	145,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△54,151	△79,951
利益剰余金合計	△54,151	△79,951
純資産の部合計	235,948	210,148
負債及び純資産の部合計	50,283,654	50,295,572

ロ【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2019年10月 1日 至　2020年 3月31日)	当中間会計期間 (自　2020年10月 1日 至　2021年 3月31日)
営業収益		
金融収益	62,500	62,328
営業収益合計	62,500	62,328
営業費用		
金融費用	※1 79,138	※1 78,967
販売費及び一般管理費	※2 8,709	※2 9,033
営業費用合計	87,848	88,001
営業損失（△）	△25,348	△25,672
営業外収益		
雑収入	―	17
営業外収益合計	―	17
経常損失（△）	△25,348	△25,655
税引前中間純損失（△）	△25,348	△25,655
法人税、住民税及び事業税	145	145
法人税等合計	145	145
中間純損失（△）	△25,493	△25,800
前期繰越損失（△）	△7,883	△54,151
中間未処分利益又は中間未処理損失（△）	△33,377	△79,951

ハ【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自　2019年10月1日　至　2020年3月31日)

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	145,050	145,050	145,050	△7,883	△7,883	282,216	282,216
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△25,493	△25,493	△25,493	△25,493
当中間期変動額合計	－	－	－	△25,493	△25,493	△25,493	△25,493
当中間期末残高	145,050	145,050	145,050	△33,377	△33,377	256,722	256,722

当中間会計期間(自　2020年10月1日　至　2021年3月31日)

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	145,050	145,050	145,050	△54,151	△54,151	235,948	235,948
当中間期変動額							
中間純損失（△）				△25,800	△25,800	△25,800	△25,800
当中間期変動額合計	－	－	－	△25,800	△25,800	△25,800	△25,800
当中間期末残高	145,050	145,050	145,050	△79,951	△79,951	210,148	210,148

ニ【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 (自　2019年10月 1日 至　2020年 3月31日)	当中間会計期間 (自　2020年10月 1日 至　2021年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
その他の営業支出	△6,712	△6,987
小計	△6,712	△6,987
利息の支払額	―	△41
法人税等の還付額	―	25,761
法人税等の支払額	△453	△1,213
営業活動によるキャッシュ・フロー	△7,165	17,518
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー	―	―
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	―	△25,525
財務活動によるキャッシュ・フロー	―	△25,525
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△7,165	△8,006
現金及び現金同等物の期首残高	119,467	106,818
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 112,301	※1 98,812

【注記事項】

（重要な会計方針）

当中間会計期間 （自　2020年10月 1日 至　2021年 3月31日）
1. 繰延資産の処理方法 社債発行費 定額法により社債発行期間内である5年間で均等償却を行っております。 2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金もしくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税込方式によっております。

（中間損益計算書関係）

（※1）金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

前中間会計期間 （自　2019年10月 1日 至　2020年 3月31日）		当中間会計期間 （自　2020年10月 1日 至　2021年 3月31日）	
社債利息	62,500千円	社債利息	62,328千円
社債発行費償却	16,638千円	社債発行費償却	16,638千円

（※2）販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

前中間会計期間 （自　2019年10月 1日 至　2020年 3月31日）		当中間会計期間 （自　2020年10月 1日 至　2021年 3月31日）	
業務委託手数料	1,584千円	業務委託手数料	1,584千円
資産管理手数料	406千円	資産管理手数料	411千円
社債管理手数料	829千円	社債管理手数料	822千円
監査報酬	4,840千円	監査報酬	4,840千円
租税公課	796千円	租税公課	795千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。		なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　2019年10月1日　至　2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	2株	―	―	2株
優先株式	5,800株	―	―	5,800株
合計	5,802株	―	―	5,802株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当項目はありません。

3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項
該当項目はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2020年10月1日　至　2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
発行済株式				
普通株式	2株	―	―	2株
優先株式	5,800株	―	―	5,800株
合計	5,802株	―	―	5,802株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当項目はありません。

3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項
該当項目はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

（※1）現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前中間会計期間 （自　2019年10月 1日 至　2020年 3月31日）	当中間会計期間 （自　2020年10月 1日 至　2021年 3月31日）
現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。	現金及び現金同等物の中間期末残高は中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。

（リース取引関係）

該当項目はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（2020年９月30日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）買入指名金銭債権	50,000,000	49,962,050	△37,950
（2）現金及び預金	106,818	106,818	―
資産計	50,106,818	50,068,868	△37,950
（1）社債	50,000,000	49,962,050	△37,950
負債計	50,000,000	49,962,050	△37,950

当中間会計期間（2021年3月31日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）買入指名金銭債権	50,000,000	50,000,000	―
（2）現金及び預金	98,812	98,812	―
資産計	50,098,812	50,098,812	―
（1）社債	50,000,000	50,000,000	―
負債計	50,000,000	50,000,000	―

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（1）買入指名金銭債権

買入指名金銭債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しています（下記負債(1)参照）。

（2）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

（1）社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

（有価証券関係）
該当項目はありません。

（デリバティブ取引関係）
該当項目はありません。

（ストックオプション等関係）
該当項目はありません。

（持分法損益等関係）
該当項目はありません。

（企業結合等関係）
該当項目はありません。

（セグメント情報等）
【セグメント情報】
当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは１つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】
1. 製品及びサービスごとの情報
単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えている為、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報
前中間会計期間（自　2019年10月1日　至　2020年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命相互会社	62,500	資産の譲り受け及びその管理

当中間会計期間（自　2020年10月1日　至　2021年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命相互会社	62,328	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

（１株当たり情報）

		前中間会計期間 （自　2019年10月 1日 至　2020年 3月31日）	当中間会計期間 （自　2020年10月 1日 至　2021年 3月31日）
１株当たり中間純損失金額		12,746,947円50銭	12,900,190円00銭
（算定上の基礎）			
中間純損失	（千円）	25,493	25,800
普通株主に帰属しない金額	（千円）	―	―
普通株式に係る中間純損失	（千円）	25,493	25,800
期中平均普通株式数	（株）	2	2

(注)1.　１株当たり情報については、普通株式について記載しております。
2.　１株当たり情報については、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（平成14年９月25日　企業会計基準委員会　企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成14年９月25日　企業会計基準委員会　企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
3.　潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
4.　１株当たり純資産額の計算上の基礎は、以下の通りであります。

		前事業年度 （2020年9月30日）	当中間会計期間 （2021年3月31日）
１株当たり純資産額		△27,025,626円50銭	△39,925,816円50銭
（算定上の基礎）			
純資産の部の合計額	（千円）	235,948	210,148
純資産の部の合計額から控除する金額	（千円）	290,000	290,000
（うち優先株式）	（千円）	290,000	290,000
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額	（千円）	△54,051	△79,851
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式数	（株）	2	2

（重要な後発事象）
該当項目はありません。

⑤【その他】
該当事項はありません。

（２）【原保有者その他関係法人の概況】

【原保有者の概況】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

ａ　名称

大和証券株式会社

ｂ　資本金の額

100,000百万円（2020年９月30日現在）

ｃ　事業の内容

金融商品取引業

②【関係業務の概要】

管理資産である当社の資産を構成する本基金債権の原保有者です。

③【資本関係】

該当事項はありません。

④【その他】

大和証券の最近２事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

【その他関係法人の概況】

【株式会社三菱ＵＦＪ銀行】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

ａ　名称

株式会社三菱ＵＦＪ銀行

ｂ　資本金の額

1,711,958百万円（2021年３月31日現在）

ｃ　事業の内容

銀行業務

②【関係業務の概要】

本社債の社債管理者です。

③【資本関係】

三菱ＵＦＪ銀行と後記「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」記載の三菱ＵＦＪ信託銀行は、いずれも株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

④【その他】

三菱ＵＦＪ銀行の最近２事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

【三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

ａ　名称

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ｂ　資本金の額

324,279百万円（2021年３月31日現在）

ｃ　事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併営業務

②【関係業務の概要】

当社から管理資産である本基金債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

③【資本関係】

三菱ＵＦＪ信託銀行と前記「株式会社三菱ＵＦＪ銀行」記載の三菱ＵＦＪ銀行は、いずれも株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループが総株主の議決権の100%を保有する会社です。

④【その他】

三菱ＵＦＪ信託銀行の最近２事業年度における経理の状況の詳細については、有価証券報告書、半期報告書及び（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

【日本生命保険相互会社】

①【名称、資本金の額及び事業の内容】

ａ　名称

日本生命保険相互会社

ｂ　基金（基金償却積立金を含みます。）の総額

1,400,000百万円（2021年３月31日現在）

ｃ　事業の内容

生命保険業（生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用）及び付随業務・その他の業務（他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務）

②【関係業務の概要】

日本生命は、本信用枠設定契約に基づく金銭の貸付の貸主となり、本基金債権の債務者となります。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、当社のＡ種優先株式を全て取得しております。

③【資本関係】

該当事項はありません。

④【その他】

該当事項はありません。

【日本生命保険相互会社の概況】

『日本生命保険相互会社　2020年度決算（案）について』を以下において記載しています。

『日本生命保険相互会社　2020年度決算（案）について』に記載される貸借対照表、損益計算書、剰余金処分決議及び基金等変動計算書並びにその附属明細書は、保険業法第54条の４第２項の規定に基づき監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査は受けておりません。

２０２０年度決算（案）について

日本生命保険相互会社（社長：清水博）の２０２０年度（２０２０年４月１日～２０２１年３月３１日）の決算（案）をお知らせいたします。

＜目　次＞

Ⅰ．２０２０年度決算（案）の概要
１．主要業績　・・・・1
２．２０２０年度の一般勘定資産の運用状況　・・・・3
３．資産運用の実績（一般勘定）　・・・・5
（１）資産の構成
（２）資産の増減
（３）資産運用収益
（４）資産運用費用
（５）資産運用に係わる諸効率
（６）売買目的有価証券の評価損益
（７）有価証券の時価情報
（８）金銭の信託の時価情報
４．２０２０年度決算（案）に基づく社員配当金について　・・・・10
５．２０２０年度末保障機能別保有契約高　・・・・18
６．貸借対照表　・・・・19
７．損益計算書　・・・・31
８．基金等変動計算書　・・・・33
９．経常利益等の明細（基礎利益）　・・・・35
10．剰余金処分案　・・・・36
11．債務者区分による債権の状況　・・・・37
12．リスク管理債権の状況　・・・・37
13．貸倒引当金の明細　・・・・38
14．ソルベンシー・マージン比率　・・・・39
15．２０２０年度特別勘定の状況　・・・・40
16．保険会社及びその子会社等の状況　・・・・42

Ⅱ．２０２０年度決算（案）補足資料

２０２１年５月２６日
日本生命保険相互会社

Ⅰ．２０２０年度決算（案）の概要

当社では、来る7月2日開催の第74回定時総代会において、2020年度の決算（案）を付議します。その概要は次のとおりです。

1. 主要業績

(1)年換算保険料

・保有契約

（単位:億円, %）

区分	2019年度末		2020年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	27,001	98.6	26,492	98.1
個人年金保険	10,616	105.2	10,889	102.6
合 計	37,618	100.4	37,382	99.4
うち医療保障・生前給付保障等	6,571	103.0	6,638	101.0

・新契約

（単位:億円, %）

区分	2019年度		2020年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	1,624	66.0	1,456	89.7
個人年金保険	880	135.1	643	73.1
合 計	2,504	80.5	2,099	83.8
うち医療保障・生前給付保障等	570	121.1	431	75.7

(注) 1. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいのみを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
3. 新契約年換算保険料は、新契約に転換による純増加を加えた数値です。

(2)保有契約高及び新契約高

・保有契約高

（単位:千件, 億円, %）

区分	2019年度末				2020年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度末比		前年度末比		前年度末比		前年度末比
個人保険	29,111	104.3	1,325,065	97.9	29,714	102.1	1,296,936	97.9
個人年金保険	4,088	103.1	248,128	103.7	4,137	101.2	251,483	101.4
団体保険	－	－	978,894	100.8	－	－	987,791	100.9
団体年金保険	－	－	133,871	101.6	－	－	138,490	103.0

(注) 1. 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 団体年金保険の金額については、責任準備金の金額です。

・新契約高

（単位:千件, 億円, %）

区分	2019年度						2020年度					
	件数		金額				件数		金額			
		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加		前年度比		前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	4,716	100.8	64,046	92.5	63,749	296	3,798	80.5	57,374	89.6	56,413	960
個人年金保険	277	120.6	20,398	135.3	20,166	232	202	73.2	14,674	71.9	14,580	94
団体保険	－	－	2,001	34.4	2,001		－	－	2,704	135.1	2,704	
団体年金保険	－	－	2	45.4	2		－	－	20	765.7	20	

(注) 1. 新契約は保障追加制度を利用して加入された契約を含み、転換契約は保障見直し制度と一部保障見直し制度を利用して加入された契約となります。
2. 件数は、新契約に転換契約を加えた数値です。
3. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。
4. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

(3)主要収支項目

（単位:億円,%）

区分	2019年度	前年度比	2020年度	前年度比
保険料等収入	45,261	94.8	42,646	94.2
資産運用収益	17,768	107.7	20,830	117.2
保険金等支払金	36,293	99.3	38,034	104.8
資産運用費用	5,087	147.4	2,274	44.7
経常利益	3,512	91.6	4,310	122.7

(4)剰余金処分案

（単位:億円,%）

区分	2019年度	前年度比	2020年度	前年度比
当期未処分剰余金	1,844	72.0	3,291	178.5
社員配当準備金繰入額	1,851	87.4	2,760	149.1
差引純剰余金	142	20.4	556	390.1

(5)総資産

（単位:億円,%）

区分	2019年度末	前年度末比	2020年度末	前年度末比
総資産	690,711	101.4	739,742	107.1

２．２０２０年度の一般勘定資産の運用状況

（１）運用環境

2020 年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた経済活動自粛の影響から大幅なマイナス成長となりました。政府の経済対策や日銀の金融政策に支えられ、持ち直しに向かう動きもみられましたが、経済活動の水準は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前を下回った状態にとどまり、経済の回復は道半ばとなっています。

○ 日経平均株価は、18,065 円で始まった後、政府の経済対策や日銀の緩和的な金融政策が支えとなり、景気回復期待が高まったことから株価は上昇しました。年度後半には、米国大統領選挙の決着や新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発・普及等をきっかけに株価は一段高となり、3 月末は 29,178 円となりました。

○ 10 年国債利回りは、0.00%で始まった後、日銀による緩和的な金融政策が継続し、おおむね横ばい圏で推移しました。一時、米長期金利の上昇や日銀の政策点検に向けた思惑等を背景に 0.16%まで上昇しましたが、3 月末は 0.09%となりました。

○ 円／ドルレートは、107 円台で始まった後、米国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に円高ドル安方向に推移し、1 月前半には米上院決選投票の結果判明までの不透明感から一時 102 円台まで円高ドル安が進みました。その後、バイデン政権による大規模な経済対策の発表等をきっかけとした米長期金利の上昇に伴いドル買いが強まり、3 月末は 110 円 71 銭まで円安が進行しました。
円／ユーロレートは、118 円台で始まった後、欧州復興基金の合意等によってＥＵ域内の財政支援による景気回復期待から、円安ユーロ高方向で推移し、3 月末は 129 円 80 銭となりました。

（２）運用の概況

2020 年度末の一般勘定資産残高は、2019 年度末から 4 兆 8,782 億円増加し、72 兆 7,469 億円（前年度末比＋7.2%増）となりました。

運用にあたっては、円建の安定した収益が期待できる公社債等を中核に据えました。また、中長期的な収益向上の観点から、経営の安定性に配慮しながら許容できるリスクの範囲内で、株式、外国証券等に投資しました。

- 公社債は、円金利資産内の優位性を勘案しつつ、金利上昇の機会を捉え残高を積み増しました。
- 貸付金は、与信リスクを的確に見極め、安全性・安定性の高い優良案件への貸出に努めました。
- 国内株式は、中長期的な観点から企業の収益性や配当等の状況に着目しつつ銘柄入替を実施し、ポートフォリオの収益力向上に努めました。
- 外国証券は、外貨建公社債について、為替動向をふまえ投資を行いました。また、為替ヘッジ付きの公社債について、円金利資産内の優位性を勘案した投資を行いました。

（３）運用収支の状況

資産運用収益は、有価証券売却益が増加したこと等から、1 兆 9,648 億円と前年同期より増加しました。（2019 年度 1 兆 7,768 億円）

資産運用費用は、有価証券評価損が減少したこと等から、2,274 億円と前年同期より減少しました。（2019 年度 4,663 億円）

その結果、資産運用収支は、前年同期比 4,268 億円増加し、1 兆 7,373 億円となりました。

（４）資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクであり、市場リスク・信用リスク・不動産投資リスクに分類されます。生命保険は長期にわたる契約であるため、資産運用においても負債特性をふまえた長期的な観点からのリスク管理が必要です。このため、中長期的な運用成果を重視したリスク・リターン分析等を通じて、効率的なポートフォリオ管理に努めています。

当社では、「リスク管理統括部」の中に資産運用リスクを統合管理する「運用リスク管理室」を設け、リスク管理体制の整備・高度化を通じ、収益の安定化を図りつつ、損失を許容される範囲内に収めるよう努めています。

ａ．市場リスク管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制する観点から、必要に応じて資産ごと及び運用目的ごとに運用限度枠を設定の上、モニタリングを実施し、リスク分散に留意したポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、市場バリュー・アット・リスクを合理的に算出し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っています。

ｂ．信用リスク管理

信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査等の信用力分析を行う体制の整備、信用リスクに見合った取引条件の設定、信用リスクが特定の企業グループや国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めています。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算出し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しています。

ｃ．不動産投資リスク管理

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産収益が減少する、または市況の悪化等により不動産価格が下落し、損失を被るリスクです。不動産投資リスクの管理にあたっては、個々の不動産投資案件について、投融資執行部門から独立した「財務審査部」による、厳格な審査を実施しています。また、投資利回りや価格に関する警戒域を設定することにより、採算性の落ちた不動産について重点的な管理を実施しています。

（５）ＡＬＭ

生命保険会社が長期に安定した経営を行うためには、将来の保険金をお支払いするための負債（責任準備金）と運用資産の状況を把握し運用期間等を調整する、ＡＬＭの考え方に基づくことが重要です。当社では、保険商品ごとの、負債キャッシュ・フロー、予定利率を下回るリスク、リスク許容度等を分析・検討し、「経営会議」や「リスク管理委員会」で中長期的な運用方針を決定しております。

3. 資産運用の実績（一般勘定）

(1) 資産の構成

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	9,965	1.5	9,843	1.4
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	2,190	0.3	1,726	0.2
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	337	0.0	1	0.0
有価証券	564,276	83.1	615,058	84.5
公社債	246,581	36.3	262,254	36.1
株式	78,582	11.6	105,782	14.5
外国証券	204,714	30.2	212,641	29.2
公社債	141,910	20.9	137,670	18.9
株式等	62,803	9.3	74,970	10.3
その他の証券	34,398	5.1	34,379	4.7
貸付金	74,118	10.9	74,307	10.2
保険約款貸付	5,542	0.8	4,908	0.7
一般貸付	68,575	10.1	69,398	9.5
不動産	16,587	2.4	16,866	2.3
うち投資用不動産	10,613	1.6	10,707	1.5
繰延税金資産	－	－	－	－
その他	11,238	1.7	9,748	1.3
貸倒引当金	△26	△0.0	△82	△0.0
一般勘定資産計	678,687	100.0	727,469	100.0
うち外貨建資産	196,873	29.0	206,757	28.4

（注）「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(2) 資産の増減

（単位：億円）

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
現預金・コールローン	△828	△121
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	△249	△464
商品有価証券	－	－
金銭の信託	206	△336
有価証券	9,132	50,781
公社債	11,305	15,672
株式	△10,972	27,200
外国証券	6,118	7,927
公社債	3,200	△4,239
株式等	2,918	12,167
その他の証券	2,680	△18
貸付金	△269	188
保険約款貸付	△284	△634
一般貸付	15	823
不動産	91	278
うち投資用不動産	129	93
繰延税金資産	－	－
その他	2,319	△1,489
貸倒引当金	17	△55
一般勘定資産計	10,419	48,782
うち外貨建資産	9,678	9,883

（注）「不動産」については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

(3)資産運用収益

（単位：億円）

区分	2019年度	2020年度
利息及び配当金等収入	14,261	13,819
預貯金利息	65	8
有価証券利息・配当金	11,954	11,746
貸付金利息	1,218	1,086
不動産賃貸料	885	880
その他利息配当金	139	97
商品有価証券運用益	－	－
金銭の信託運用益	177	－
売買目的有価証券運用益	－	－
有価証券売却益	3,282	5,072
国債等債券売却益	411	507
株式等売却益	684	893
外国証券売却益	2,179	3,671
その他	5	－
有価証券償還益	21	36
金融派生商品収益	－	－
為替差益	－	684
貸倒引当金戻入額	12	－
投資損失引当金戻入額	－	21
その他運用収益	13	11
合　計	17,768	19,648

(4)資産運用費用

（単位：億円）

区分	2019年度	2020年度
支払利息	332	284
商品有価証券運用損	－	－
金銭の信託運用損	－	341
売買目的有価証券運用損	－	－
有価証券売却損	487	401
国債等債券売却損	2	23
株式等売却損	262	338
外国証券売却損	222	40
その他	0	0
有価証券評価損	2,023	49
国債等債券評価損	－	－
株式等評価損	1,424	18
外国証券評価損	598	30
その他	0	0
有価証券償還損	127	147
金融派生商品費用	839	480
為替差損	294	－
貸倒引当金繰入額	－	59
投資損失引当金繰入額	54	－
貸付金償却	－	－
賃貸用不動産等減価償却費	175	178
その他運用費用	329	332
合　計	4,663	2,274

(5)資産運用に係わる諸効率

①資産別運用利回り

（単位:%）

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	0.03	0.24
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	1.77	1.84
商品有価証券	－	－
金銭の信託	84.23	△251.94
有価証券	2.25	3.24
うち 公社債	1.68	1.98
うち 株式	2.73	4.72
うち 外国証券	2.98	4.91
公社債	2.50	4.13
株式等	4.03	6.39
貸付金	1.51	1.31
うち 一般貸付	1.26	1.11
不動産	2.78	2.76
うち 投資用不動産	4.39	4.29
一般勘定計	2.11	2.72
うち 海外投融資	2.82	4.60

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。
2. 海外投融資とは外貨建資産と円建資産の合計です。

②日々平均残高

（単位:億円）

区分	2019年度	2020年度
現預金・コールローン	9,584	8,494
買現先勘定	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－
買入金銭債権	2,168	1,945
商品有価証券	－	－
金銭の信託	210	135
有価証券	497,807	515,355
うち 公社債	236,702	255,583
うち 株式	48,088	46,367
うち 外国証券	181,952	181,203
公社債	125,066	118,740
株式等	56,886	62,462
貸付金	74,540	74,983
うち 一般貸付	68,886	69,579
不動産	16,560	16,643
うち 投資用不動産	10,573	10,472
一般勘定計	619,803	638,321
うち 海外投融資	197,842	197,591

(6)売買目的有価証券の評価損益

（単位:億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	331	279	0	△253

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(7) 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：億円）

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
責任準備金対応債券	217,703	255,132	37,428	37,657	△227	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	1,342	1,904	562	563	△0	1,286	2,832	1,545	1,545	－
その他有価証券	275,572	333,416	57,843	64,110	△6,267	269,257	360,966	91,708	93,577	△1,868
公社債	30,008	31,930	1,922	2,007	△85	26,563	28,422	1,858	1,928	△70
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	170,827	192,868	22,041	25,114	△3,073	169,025	198,193	29,168	29,808	△639
公社債	121,223	140,688	19,465	20,943	△1,478	118,729	138,239	19,510	19,968	△457
株式等	49,603	52,180	2,576	4,170	△1,594	52,295	61,953	9,658	9,840	△181
その他の証券	31,223	33,320	2,096	2,231	△134	31,136	33,167	2,031	2,181	△150
買入金銭債権	462	465	2	8	△5	218	225	6	7	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0
合　計	494,618	590,453	95,835	102,331	△6,495	507,282	630,307	123,024	126,351	△3,326
公社債	244,859	283,859	39,199	39,467	△268	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	173,487	196,153	22,665	25,784	△3,118	171,708	202,532	30,823	31,465	△641
公社債	122,550	142,079	19,528	21,051	△1,522	118,136	137,757	19,620	20,080	△459
株式等	50,936	54,073	3,137	4,732	△1,595	53,572	64,775	11,203	11,384	△181
その他の証券	31,232	33,330	2,097	2,232	△134	31,145	33,178	2,033	2,183	△150
買入金銭債権	2,187	2,278	91	97	△6	1,719	1,793	74	74	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：億円）

区分	2019年度末	2020年度末
責任準備金対応債券	－	－
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国債券	－	－
その他	－	－
子会社・関連会社株式	10,182	11,795
その他有価証券	5,583	6,967
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	600	611
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	2	3
非上場外国債券	0	－
その他	4,980	6,353
合　計	15,766	18,763

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
（2019年度末：△376億円、2020年度末：295億円）

(8) 金銭の信託の時価情報

（単位：億円）

区分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	337	337	－	－	－	1	1	－	－	－

（注）1．時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
2．貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

（単位：億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	337	279	1	△253

（注）貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

4. 2020年度決算(案)に基づく社員配当金について

２０２０年度決算（案）に基づく社員配当率の概要は、以下のとおりです。
・個人保険、個人年金保険については、２０１２年４月２日以後契約について、危険差益配当金を一部引き上げます。
・団体年金保険については、団体年金配当ルールに基づき、配当基準利回りを設定します。
・団体保険等については、配当率を据え置きとします。

(1) ２０２０年度決算（案）に基づく配当率については、以下のとおりです。

【個人保険、個人年金保険】

２０１２年４月２日以後契約

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額に⑥を乗じた額
ただし、複数の保険契約を同一の契約締結時の書面で引き受ける場合には、この額を合計した額
（マイナスとなる場合はゼロとします。）

① ＜費差益配当金＞ **[据え置き]**
保険金*に費差益配当率を乗じた額
＊ 会社所定の換算による保険金（以下、本文において同じ。）

（例示）
【 終身保険　保険金 100 万円につき　0 円 】

② ＜危険差益配当金＞ **[一部引き上げ]**
危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた
危険差益配当率を乗じた額

（例示）
【 2020 年 4 月 1 日以後の終身保険　男性 40 歳　危険保険金 100 万円につき　49 円 】

③ ＜災害疾病配当金＞ **[据え置き]**
入院給付日額等に災害疾病配当率を乗じた額

（例示）
【 総合医療保険 基本型　男性 40 歳　入院給付日額 1,000 円につき　30 円 】

④ ＜利差益配当金＞ **[据え置き]**
責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

（例示）

予定利率 0.40%の契約	1.35%
予定利率 0.85%の契約	0.80%
予定利率 1.15%の契約	0.40%
予定利率 1.35%の契約	0.20%
一時払養老保険・一時払終身保険・一時払年金保険	0　%

⑤ ＜配当調整額＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

（例示）
［予定利率 1.65%の契約　0.20%］

⑥ ＜経過別係数＞ ［据え置き］
経過年数等に応じた係数を設定

（例示）

保険種類	保険期間	経過別係数
養老保険 年金保険	10 年以下	50%(経過 1 年)から 110%(経過　5 年以上)
	10 年超　20 年以下	50%(経過 1 年)から 115%(経過 15 年以上)
	20 年超	50%(経過 1 年)から 120%(経過 30 年以上)
定期保険 終身保険	10 年以下	55%(経過 1 年)から 115%(経過　5 年以上)
	10 年超　20 年以下	55%(経過 1 年)から 120%(経過 15 年以上)
	20 年超(終身含む)	55%(経過 1 年)から 125%(経過 30 年以上)

（注）　年金支払開始後契約及び継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。
保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

１９９９年４月２日以後２０１２年４月１日以前契約（ＥＸシリーズ契約）

≪配当金の支払水準≫

＜５年ごと配当金＞ ［据え置き］
契約日から５年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、１ポイントにつき１５円を乗じた額

＜消滅時配当金＞ ［据え置き］
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、１ポイントにつき５円を乗じた額

＜保障見直し特別配当金＞ ［据え置き］
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、
累計ポイント数に、１ポイントにつき５円を乗じた額

≪ポイント水準≫

＜通常ポイント＞ ［据え置き］
利差益配当率・配当調整率に準じてポイント率を設定

（例示）
［2001 年 4 月 2 日以後の終身保険　月払　責任準備金 100 万円につき　0ポイント］

＜健康ポイント＞

◇定期健康ポイント　［据え置き］

保険料払込免除事由が発生していない場合、被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じたポイント率を設定

（例示）

［2007年4月2日以後の終身保険　男性　40歳
危険保険金100万円につき　0ポイント］

◇災害疾病健康ポイント　［据え置き］

特約種類等に応じたポイント率を設定

（例示）

［総合医療特約　　保険料（年額）＊1万円につき　0ポイント］

＊ 会社所定の換算による保険料（年額）（以下、本文において同じ。）

１９９９年４月１日以前契約（毎年配当契約）

≪通常配当金≫

保険契約ごとに次に掲げる①、②、③及び④の合計額から⑤の額を控除した額
（マイナスとなる場合はゼロとします。）

① ＜費差益配当金＞　［据え置き］

保険金に保険種類等に応じた費差基本配当率を乗じた額

（例示）

［1996年4月2日以後の終身保険　　保険金100万円につき　350 円］

さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金額等に応じた費差上乗せ配当率を乗じた額を上乗せします。

（例示）

［保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険
保険金100万円につき　535 円］

② ＜危険差益配当金＞　［据え置き］

危険保険金に被保険者の年齢・性別、保険種類及び予定死亡表の区別等に応じた危険差益配当率を乗じた額

（例示）

［1996年4月2日以後の終身保険　男性 40歳
危険保険金100万円につき　0 円］

③ ＜災害疾病特約配当金＞ ［据え置き］
災害特約、疾病特約等が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額

（例示）
1990年4月2日以後の災害割増特約
災害保険金　100万円につき　50円
1987年4月2日以後の新入院医療特約　本人型40歳
入院給付日額　1,000円につき　500円

④ ＜利差益配当金＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた利差益配当率を乗じた額

（例示）
1996年4月2日以後の終身保険　月払　0　％

⑤ ＜配当調整額＞ ［据え置き］
責任準備金に予定利率等に応じた配当調整率を乗じた額

（例示）
1996年4月2日以後の終身保険　月払　1.50％

≪健康配当金≫
＜定期健康配当金＞ ［据え置き］
定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に
契約年度等に応じた定期健康配当率を乗じた額

＜災害疾病健康配当金＞ ［据え置き］
災害入院特約、入院医療特約等について、特約の保険期間の満了する契約または
保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、
保険料（年額）に特約付加年度等に応じた災害疾病健康配当率を乗じた額

≪消滅時配当金≫ ［据え置き］
保険期間の満了する契約または死亡・解約により消滅する契約等に対し、
終身・養老部分の責任準備金に予定利率及び契約年度等に応じた消滅時配当率を乗じた額

≪保障見直し特別配当金≫ ［据え置き］
保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保険種類及び契約年度に応じた
保障見直し特別配当率を乗じた額

１９９９年４月１日以前契約（ＮＥＯ契約）

≪５年ごと利差配当金≫

５年ごとに利差配当金を通算した額（マイナスとなる場合はゼロとします。）

・各決算年度の利差配当金は、毎年配当契約の利差益配当率・配当調整率に準じて設定

≪５年ごと危険差配当金≫

５年ごとに危険差（死差）配当金を通算した額（５年ごと利差配当金をマイナスのためゼロとした契約については、そのマイナスの額を合計した額とし、合計後の額がマイナスとなるときはゼロとします。）

・各決算年度の危険差（死差）配当金は、危険保険金に被保険者の年齢・性別及び保険種類等に応じた危険差益（死差益）配当率を乗じた額

（例示）

終身保険　男性 40 歳［2020 年度決算（案）に基づく部分］
危険保険金 100 万円につき　0 円

≪定期健康配当金・消滅時配当金≫ **［据え置き］**

毎年配当契約に準じて設定

≪保障見直し特別配当金≫ **［据え置き］**

毎年配当契約に準じて設定

【団体年金保険】

責任準備金に配当率を乗じた額

（例示）

・予定利率 0.75%の契約	…	1.06%	［前年度 0.25%］
・予定利率 1.25%（払戻等控除有り）の契約	…	1.24%	［前年度 0.29%］
・予定利率 1.25%（払戻等控除無し）の契約	…	0.48%	［前年度 0.25%］

【団体保険等】

配当率を据え置きとします。

(2) ２０２０年度決算（案）に基づく社員配当金を例示しますと以下のとおりです。

【２０１２年４月２日以後契約】

（例１）定期保険＋終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、
死亡保険金2,000万円うち終身保険金100万円〕

2017年度契約＜経過4年＞　（単位：円）

加入年齢*1	保険料*2	配当金*3
30歳	98,294（ 149,385 ）	3,455（+ 512）
40歳	142,634（ 185,954 ）	8,204（+ 1,765）
50歳	267,701（ － ）	21,658（+ 3,933）

*1　定期保険の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。
*2　「保険料」欄の（　）内は、定期保険更新後の保険料を示します。
*3　「配当金」欄の（　）内は、前年度配当金との差額を示します。（以下、２０１２年４月２日以後契約において同じ。）

（例２）年金保険

〔60歳払込満了、年払、女性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額60万円〕

2017年度契約＜経過4年＞　（単位：円）

加入年齢	保険料	配当金
30歳	189,354	3,174（+ 888）

（例３）長期定期保険

〔100歳払込満了、年払、男性、死亡保険金1億円〕

2017年度契約＜経過4年＞　（単位：円）

加入年齢	保険料	配当金
40歳	2,458,900	91,700（+21,200）

【ＥＸシリーズ契約】

（例４）定期付終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、20倍型、
死亡保険金5,000万円うち終身保険金250万円〕

2011年度契約＜経過10年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢*1	保険料*2	累計ポイント*3	５年ごと配当金*4
30歳	180,862　（ 363,072 ）	914（+　0）	13,710（+　7,485 ）
40歳	275,382　（ 453,839 ）	1,681（+　0）	25,215（+ 16,320 ）
50歳	543,607　（　－　）	3,614（+　0）	70,765（+ 54,985 ）

*1　定期保険特約の保険期間は、30歳加入契約は15年、40歳・50歳加入契約は10年とします。
*2　「保険料」欄の（　）内は、定期保険特約更新後の保険料を示します。
*3　「累計ポイント」欄の（　）内は、前年度の累計ポイントとの差を示します。
（以下、ＥＸシリーズ契約において同じ。）
*4　「５年ごと配当金」欄の（　）内は、前回の５年ごと配当金との差額を示します。
（以下、ＥＸシリーズ契約において同じ。）

（例５）終身保険

〔60歳払込満了、年払、男性、保険金1,000万円〕

2011年度契約＜経過10年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢	保険料	累計ポイント	５年ごと配当金
30歳	245,530	394（+　0）	5,910（+　3,330）

（例６）年金保険

〔60歳払込満了、年払、男性、60歳年金開始、
10年確定、年金年額100万円〕

2011年度契約＜経過10年＞　（単位：ポイント、円）

加入年齢	保険料	累計ポイント	５年ごと配当金
30歳	277,980	316（+　0）	4,740（+　2,820）

【毎年配当契約】

（例７）定期付終身保険

〔全期型、30 歳加入、60 歳払込満了、年払、男性、
20 倍型、死亡保険金 5,000 万円うち終身保険金 250 万円〕

（単位：円）

加入年度＜経過年数＞	保険料	継続中の契約*1	死亡契約*2
1998 年度＜23 年＞	261,574	0（　　0）	50,000,000（　　0）
1997 年度＜24 年＞	261,574	0（　　0）	50,000,000（　　0）
1996 年度＜25 年＞	261,574	0（　　0）	50,000,000（　　0）

*1　「継続中の契約」欄の（　）内は、前年度受取金額との差額を示します。（以下、毎年配当契約において同じ。）

*2　「死亡契約」欄は、契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。
また、（　）内は、前年度における契約応当日以後に仮に死亡した場合の受取金額との差額を示します。

（例８）養老保険

〔30 歳加入、30 年満期、年払、男性、保険金 100 万円〕

（単位：円）

加入年度＜経過年数＞	保険料	継続中の契約	満期・死亡契約*1
1996 年度＜25 年＞	27,323	0（　　0）	（死亡）　1,000,000
1991 年度＜30 年＞	19,578	―	（満期）　1,000,000

*1　「満期・死亡契約」欄は、満期または契約応当日以後死亡の場合の受取金額を示します。

5. 2020年度末保障機能別保有契約高

（単位：千件，億円）

項目		個人保険		個人年金保険		団体保険		合 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
死亡保障	普通死亡	29,319	1,286,595	－	－	27,581	987,655	56,900	2,274,250
	災害死亡	2,056	250,418	65	1,473	2,676	31,133	4,799	283,026
	その他の条件付死亡	140	1,635	－	－	68	1,242	208	2,878
生存保障		395	10,341	4,137	251,483	7	136	4,540	261,961
入院保障	災害入院	6,406	417	216	9	1,320	13	7,943	440
	疾病入院	6,399	417	215	9	－	－	6,614	427
	その他の条件付入院	5,426	376	48	2	57	0	5,532	378
障がい保障		6,986	－	55	－	2,595	－	9,637	－
手術保障		9,572	－	215	－	－	－	9,787	－

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	8,805	136,490	156	4,443	8,961	140,933

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	843	37

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	1,459	573

（注）1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険及び就業不能保障保険の件数は被保険者数を表します。
2. 「生存保障」欄の金額は、個人年金保険、団体保険（年金特約）及び財形年金保険（財形年金積立保険を除く）については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したもの、団体年金保険、財形保険及び財形年金積立保険については責任準備金を表します。
3. 「入院保障」欄の金額は入院給付日額を表します。入院総合保険については、日額換算して記載しています。
4. 医療保障保険の「入院保障」欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
5. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額（月額）を表します。
6. 受再保険については、被保険者数37千名、金額334億円です。

6. 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額	科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	**1,020,742**	**861,580**	**保険契約準備金**	**57,454,671**	**58,646,060**
現金	132	54	支払備金	190,602	179,010
預貯金	1,020,609	861,526	責任準備金	56,220,282	57,420,217
コールローン	**422,906**	**540,086**	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
買入金銭債権	**219,068**	**172,601**	**再保険借**	**403**	**413**
金銭の信託	**33,779**	**135**	**社債**	**1,155,320**	**1,321,512**
有価証券	**57,108,802**	**62,230,764**	**その他負債**	**2,550,660**	**2,730,767**
国債	22,096,083	23,352,796	売現先勘定	1,051,931	1,014,978
地方債	779,033	908,416	借入金	408,248	538,317
社債	2,114,396	2,270,187	未払法人税等	65,352	37,088
株式	7,901,082	10,640,573	未払金	276,297	125,869
外国証券	20,651,209	21,470,903	未払費用	67,334	63,731
その他の証券	3,566,997	3,587,886	前受収益	16,094	15,804
貸付金	**7,411,809**	**7,430,704**	預り金	113,736	120,618
保険約款貸付	554,285	490,826	預り保証金	86,630	86,263
一般貸付	6,857,523	6,939,877	先物取引差金勘定	31	540
有形固定資産	**1,681,851**	**1,710,689**	金融派生商品	363,716	652,612
土地	1,124,273	1,148,601	金融商品等受入担保金	76,303	51,026
建物	518,409	515,676	リース債務	7,481	6,756
リース資産	7,772	7,038	資産除去債務	5,330	5,426
建設仮勘定	16,047	22,337	仮受金	11,973	11,714
その他の有形固定資産	15,346	17,035	その他の負債	197	17
無形固定資産	**192,824**	**189,726**	**役員賞与引当金**	**92**	**433**
ソフトウェア	100,009	92,795	**退職給付引当金**	**374,460**	**375,693**
その他の無形固定資産	92,815	96,930	**役員退職慰労引当金**	**4,304**	**－**
再保険貸	**379**	**350**	**ポイント引当金**	**8,864**	**8,528**
その他資産	**941,616**	**807,455**	**価格変動準備金**	**1,448,014**	**1,521,916**
未収金	119,601	90,895	**繰延税金負債**	**98,548**	**877,504**
前払費用	21,276	20,764	**再評価に係る繰延税金負債**	**103,072**	**101,894**
未収収益	291,473	283,709	**支払承諾**	**75,110**	**71,228**
預託金	33,559	33,678	**負債の部合計**	**63,273,522**	**65,655,953**
先物取引差入証拠金	55,062	58,114	（純資産の部）		
先物取引差金勘定	484	1	**基金**	**100,000**	**100,000**
金融派生商品	362,848	232,039	**基金償却積立金**	**1,300,000**	**1,300,000**
仮払金	4,756	2,990	**再評価積立金**	**651**	**651**
その他の資産	52,554	85,260	**剰余金**	**353,780**	**494,556**
支払承諾見返	**75,110**	**71,228**	損失填補準備金	18,394	18,993
貸倒引当金	**△2,686**	**△8,219**	その他剰余金	335,386	475,563
投資損失引当金	**△35,068**	**△32,879**	危険準備積立金	71,917	71,917
			社会厚生福祉事業助成資金	351	351
			圧縮積立金	63,729	71,855
			圧縮特別勘定積立金	14,790	2,069
			別段積立金	170	170
			当期未処分剰余金	184,426	329,199
			基金等合計	**1,754,431**	**1,895,208**
			その他有価証券評価差額金	**4,165,946**	**6,642,100**
			繰延ヘッジ損益	**△68,056**	**△161,590**
			土地再評価差額金	**△54,706**	**△57,447**
			評価・換算差額等合計	**4,043,182**	**6,423,062**
			純資産の部合計	**5,797,613**	**8,318,270**
資産の部合計	**69,071,135**	**73,974,223**	**負債及び純資産の部合計**	**69,071,135**	**73,974,223**

（貸借対照表の注記）

1.（1） 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。

①売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

④子会社株式及び関連会社株式（保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社および保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 4 項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価

⑤その他有価証券

イ 時価のあるもののうち、株式（外国株式を含む）については、期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

（2） その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約

②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約

③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約

④上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約

⑤上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約

⑥上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

3. 金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

4. ①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

（i） 建物

定額法により行っております。

（ii） 上記以外

定率法により行っております。

なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。

ロ リース資産

（i） 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

（ii） 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。
なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場または期末日以前１カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

6.（1） 貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。
①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、以下(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。
（2） 全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
（3） 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は 2,514 百万円（担保・保証付債権に係る額 64 百万円）であります。

7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

9.（1） 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
（2） 退職給付債務ならびに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5 年
③過去勤務費用の処理年数	5 年

10. 2020 年 7 月 2 日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分 4,432 百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替えております。

11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

12. 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算定した額を計上しております。

13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 26 号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

15. 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020 年 3 月 31 日企業会計基準委員会実務対応報告第 39 号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。

なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2018 年度より、一部の個人年金保険契約を対象に 5 年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当期に一括して積み立てております。また、2019 年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、6 年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3 年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当期に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が 369,175 百万円増加し、また、経常利益および税引前当期純剰余が 369,175 百万円減少しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号）を当期末より適用しております。
当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、子会社株式及び関連会社株式の評価であります。
当期末の貸借対照表に計上されている子会社株式及び関連会社株式の金額は、1,308,172 百万円であります。市場価格のない子会社株式及び関連会社株式については、財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、相当の減額処理を行う必要がありますが、生命保険会社である子会社および関連会社の株式の評価に際しては、実質価額として当該子会社等の企業価値評価額を使用しております。企業価値評価額の算定には、子会社等の将来業績や、新型コロナウイルスの影響期間等の仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、子会社株式及び関連会社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。詳細は、連結損益計算書の注記第 2 項をご参照ください。

19. 一般勘定（保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。
これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20.（1）　主な金融商品の貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	113,998	113,998	-
その他有価証券	113,998	113,998	-
買入金銭債権	172,601	179,347	6,745
責任準備金対応債券	150,013	156,759	6,745
その他有価証券	22,588	22,588	-
金銭の信託	135	135	-
売買目的有価証券	135	135	-
有価証券	60,339,883	63,462,340	3,122,457
売買目的有価証券	724,950	724,950	-
責任準備金対応債券	23,526,269	26,494,134	2,967,864
子会社株式及び関連会社株式	128,615	283,208	154,592
その他有価証券	35,960,047	35,960,047	-
貸付金(*3)	7,423,996	7,629,583	205,587
保険約款貸付	490,675	490,675	-
一般貸付	6,933,320	7,138,907	205,587
金融派生商品(*4)	(420,572)	(420,572)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	42,904	42,904	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,476)	(463,476)	-
社債(*3,*5)	(1,321,512)	(1,347,344)	(25,832)
売現先勘定(*5)	(1,014,978)	(1,014,978)	-
借入金(*5)	(538,317)	(539,218)	(901)

(*1)貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2)当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3)金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4)金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(*5)社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、（ ）で示しております。

（2）　主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うもの

イ　市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ　市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ　保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ　一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

イ　先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値または終値によっております。

ロ　株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ　金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

期末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

(3)　非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式1,179,556百万円、その他有価証券711,324百万円であります。

(4)　保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は50,015百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	146,825	153,603	6,777
	公社債	19,474,557	22,579,362	3,104,804
	外国証券	120,625	129,870	9,245
	小計	19,742,009	22,862,836	3,120,827
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	3,188	3,155	△32
	公社債	3,908,605	3,763,027	△145,577
	外国証券	22,481	21,873	△ 607
	小計	3,934,274	3,788,057	△146,217
合計		23,676,283	26,650,893	2,974,609

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えるもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	14,297	15,016	718
	公社債	2,337,162	2,530,043	192,880
	株式	3,579,363	9,544,442	5,965,078
	外国証券	15,114,971	18,095,796	2,980,825
	その他の証券	2,142,186	2,360,385	218,199
	小計	23,242,981	32,600,684	9,357,702
貸借対照表価額が 取得原価または償却原価 を超えないもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	59,000	58,998	△1
	買入金銭債権	7,596	7,571	△24
	公社債	319,236	312,208	△7,028
	株式	538,025	437,210	△100,814
	外国証券	1,787,530	1,723,573	△63,956
	その他の証券	971,416	956,386	△15,029
	小計	3,682,805	3,495,949	△186,855
合計		26,925,786	36,096,633	9,170,847

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 711,324 百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき 308 百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ　期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 以下の銘柄

ロ　期末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 超 70% 以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

（5）　主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	114,000	－	－	－
その他有価証券	114,000	－	－	－
買入金銭債権	6,109	2,522	40,522	122,515
責任準備金対応債券	109	2,522	40,522	106,758
その他有価証券	6,000	－	－	15,757
有価証券	1,060,176	5,690,269	12,146,617	28,121,646
責任準備金対応債券	381,021	2,801,548	4,376,996	15,930,462
その他有価証券	679,154	2,888,720	7,769,621	12,191,183
貸付金	917,341	2,307,487	1,873,480	1,838,217
社債	－	－	－	1,321,512
売現先勘定	1,014,978	－	－	－
借入金	2,442	15,874	－	520,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 5,099 百万円は含めておりません。

21. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は 1,197,817 百万円、時価は 1,607,373 百万円であります。

当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 3,299 百万円であります。

22.（1） 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 29,456 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破綻先債権額は 1,014 百万円、延滞債権額は 25,806 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。

②3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

③貸付条件緩和債権額は 2,635 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

（2） 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は 2,448 百万円、延滞債権額は 66 百万円それぞれ減少しております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,152,548 百万円であります。

24. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,227,305 百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

25. 子会社等に対する金銭債権の総額は 62,548 百万円、金銭債務の総額は 6,990 百万円であります。

26. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ　当期首現在高	1,043,785 百万円
ロ　前期剰余金よりの繰入額	185,145 百万円
ハ　当期社員配当金支払額	203,557 百万円
ニ　利息による増加額	21,458 百万円
ホ　当期末現在高（イ＋ロ－ハ＋ニ）	1,046,832 百万円

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。

通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 520,000 百万円が含まれております。

また、2021 年 5 月 11 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000 億円
利率	2031 年 5 月 11 日まで　年 0.97%（固定金利） 2031 年 5 月 12 日以降　固定金利(ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
返済期限	2051 年 5 月 11 日の 3 銀行営業日前(2031 年 5 月 11 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、有価証券 2,002,158 百万円、土地 252 百万円、建物 40 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 1,014,997 百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 946,842 百万円および売現先勘定 1,014,978 百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 子会社等の株式および出資金の総額は 1,308,172 百万円であります。

なお、当社は、少額短期保険子会社(以下「新会社」という)の設立に向け、2021 年 4 月 30 日にニッセイ少額短期設立準備株式会社(以下「準備会社」という)を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ　社名　　ニッセイ少額短期設立準備株式会社

ロ　本店所在地　　東京都千代田区

ハ　資本金　　5 億 9,999 万円(資本準備金含む)

③設立の時期

2021 年 4 月 30 日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑥その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 2,843,542 百万円であります。

32. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は389,126百万円であります。

33. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は343,726百万円であります。

34. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は72,187百万円であります。なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

（1） 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。

（2） 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	631,072百万円
ロ 勤務費用	27,316百万円
ハ 利息費用	3,786百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	4,388百万円
ホ 退職給付の支払額	△40,874百万円
ヘ 期末における退職給付債務(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ)	625,689百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	238,608百万円
ロ 期待運用収益	3,221百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	11,991百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,681百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,002百万円
ヘ 期末における年金資産(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ)	243,500百万円

③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	250,573百万円
ロ 年金資産	△243,500百万円
	7,072百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	375,115百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△11,765百万円
ホ 未認識過去勤務費用	5,271百万円
ヘ 退職給付引当金(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ)	375,693百万円

④退職給付に関連する損益

イ　勤務費用	27,316 百万円
ロ　利息費用	3,786 百万円
ハ　期待運用収益	△3,221 百万円
ニ　数理計算上の差異の当期の費用処理額	5,223 百万円
ホ　過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ　確定給付制度に係る退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ)	31,787 百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ　生命保険一般勘定	49.8%
ロ　現金及び預貯金	20.6%
ハ　外国証券	19.9%
ニ　国内債券	6.0%
ホ　国内株式	3.7%
ヘ　合計(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ　割引率	0.6%
ロ　長期期待運用収益率	1.4%

(3)　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 2,249 百万円です。

36. (1)　繰延税金資産の総額は 1,812,734 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,624,769 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 65,469 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,084,110 百万円、価格変動準備金 424,614 百万円および退職給付引当金 104,818 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,542,367 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

(2)　当期における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△22.4%であります。

37.　土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2002 年 3 月 31 日
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

38.　保険業法施行規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の額は 213 百万円であります。

39.　保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する額は 6,481,161 百万円であります。

7. 損益計算書

（単位：百万円）

科目	2019年度 金額	2020年度 金額
経常収益	**6,479,945**	**6,475,334**
保険料等収入	**4,526,109**	**4,264,628**
保険料	4,525,225	4,263,255
再保険収入	884	1,372
資産運用収益	**1,776,868**	**2,083,028**
利息及び配当金等収入	1,426,177	1,381,994
預貯金利息	6,524	874
有価証券利息・配当金	1,195,430	1,174,673
貸付金利息	121,811	108,633
不動産賃貸料	88,504	88,036
その他利息配当金	13,906	9,776
金銭の信託運用益	17,720	—
有価証券売却益	328,211	507,284
有価証券償還益	2,193	3,690
為替差益	—	68,465
貸倒引当金戻入額	1,233	—
投資損失引当金戻入額	—	2,188
その他運用収益	1,333	1,177
特別勘定資産運用益	—	118,226
その他経常収益	**176,968**	**127,678**
年金特約取扱受入金	10,005	7,409
保険金据置受入金	80,784	76,119
支払備金戻入額	47,825	11,592
その他の経常収益	38,351	32,555
経常費用	**6,128,707**	**6,044,263**
保険金等支払金	**3,629,384**	**3,803,456**
保険金	1,019,362	999,529
年金	805,445	803,471
給付金	691,317	661,384
解約返戻金	918,833	1,108,847
その他返戻金	192,941	228,332
再保険料	1,484	1,891
責任準備金等繰入額	**1,153,383**	**1,221,393**
責任準備金繰入額	1,131,660	1,199,935
社員配当金積立利息繰入額	21,722	21,458
資産運用費用	**508,797**	**227,482**
支払利息	33,220	28,437
金銭の信託運用損	—	34,144
有価証券売却損	48,704	40,193
有価証券評価損	202,393	4,963
有価証券償還損	12,745	14,736
金融派生商品費用	83,947	48,004
為替差損	29,408	—
貸倒引当金繰入額	—	5,968
投資損失引当金繰入額	5,471	—
賃貸用不動産等減価償却費	17,582	17,830
その他運用費用	32,912	33,203
特別勘定資産運用損	42,411	—
事業費	**598,746**	**575,223**
その他経常費用	**238,395**	**216,707**
保険金据置支払金	100,987	87,842
税金	51,167	51,876
減価償却費	56,691	54,314
退職給付引当金繰入額	8,562	1,233
その他の経常費用	20,985	21,439
経常利益	**351,238**	**431,070**
特別利益	**1,687**	**89**
固定資産等処分益	1,687	89
特別損失	**147,759**	**86,867**
固定資産等処分損	6,190	4,999
減損損失	2,893	4,885
価格変動準備金繰入額	66,361	73,902
不動産圧縮損	204	80
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
関係会社株式評価損	68,391	—
その他特別損失	718	—
税引前当期純剰余	**205,166**	**344,292**
法人税及び住民税	**154,061**	**134,353**
法人税等調整額	**△130,304**	**△113,520**
法人税等合計	**23,756**	**20,832**
当期純剰余	**181,410**	**323,459**

（損益計算書の注記）

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第 24 号）に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。

（1） 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。

（2） 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 子会社等との取引による収益の総額は 28,938 百万円、費用の総額は 30,342 百万円であります。

3. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 50,774 百万円、株式等 89,320 百万円、外国証券 367,189 百万円であります。

4. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 2,319 百万円、株式等 33,854 百万円、外国証券 4,019 百万円であります。

5. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 1,888 百万円、外国証券 3,074 百万円であります。

6. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は 41 百万円であります。

7. （1） 金銭の信託運用損には、評価損益が△25,339 百万円含まれております。

（2） 金融派生商品費用には、評価損益が△11,658 百万円含まれております。

8. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	建物	合計
賃貸用不動産等	147	-	147
遊休不動産等	3,299	1,438	4,738
合計	3,447	1,438	4,885

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値または正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 3.0％で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

8. 基金等変動計算書

・2019年度

（単位：百万円）

	基金等												
				剰余金									基金等合計
					その他剰余金								
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	損失塡補準備金	社員配当平準積立金	危険準備積立金	社会厚生福祉事業助成資金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別段積立金	当期未処分剰余金	剰余金合計	
当期首残高	100,000	1,250,000	651	17,578	10,000	71,917	351	49,836	28,603	170	256,070	434,526	1,785,178
当期変動額													
基金の募集	50,000												50,000
社員配当準備金の積立											△211,818	△211,818	△211,818
損失塡補準備金の積立				816							△816	－	－
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	－
基金利息の支払											△355	△355	△355
当期純剰余											181,410	181,410	181,410
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平準積立金の取崩					△10,000						10,000	－	－
社会厚生福祉事業助成資金の積立							3,000				△3,000	－	－
社会厚生福祉事業助成資金の取崩							△3,000				3,000	－	－
圧縮積立金の積立								15,183			△15,183	－	－
圧縮積立金の取崩								△1,370			1,370	－	－
圧縮特別勘定積立金の積立									663		△663	－	－
圧縮特別勘定積立金の取崩									△14,476		14,476	－	－
土地再評価差額金の取崩											16	16	16
基金等以外の項目の当期変動額（純額）													
当期変動額合計	－	50,000	－	816	△10,000	－	－	13,893	△13,812	－	△71,643	△80,746	△30,746
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,394	－	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,882,692	△31,216	△54,690	4,796,785	6,581,963
当期変動額					
基金の募集					50,000
社員配当準備金の積立					△211,818
損失塡補準備金の積立					－
基金償却積立金の積立					－
基金利息の支払					△355
当期純剰余					181,410
基金の償却					△50,000
社員配当平準積立金の取崩					－
社会厚生福祉事業助成資金の積立					－
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					－
圧縮積立金の積立					－
圧縮積立金の取崩					－
圧縮特別勘定積立金の積立					－
圧縮特別勘定積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					16
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△753,602
当期変動額合計	△716,746	△36,839	△16	△753,602	△784,349
当期末残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613

・2020年度

（単位：百万円）

	基金等											
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	剰余金								基金等合計
				損失塡補準備金	その他剰余金						剰余金合計	
					危険準備積立金	社会厚生福祉事業助成資金	圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別段積立金	当期未処分剰余金		
当期首残高	100,000	1,300,000	651	18,394	71,917	351	63,729	14,790	170	184,426	353,780	1,754,431
当期変動額												
社員配当準備金の積立										△185,145	△185,145	△185,145
損失塡補準備金の積立				599						△599	－	－
基金利息の支払										△277	△277	△277
当期純剰余										323,458	323,458	323,458
社会厚生福祉事業助成資金の積立						3,000				△3,000	－	－
社会厚生福祉事業助成資金の取崩						△3,000				3,000	－	－
圧縮積立金の積立							9,380			△9,380	－	－
圧縮積立金の取崩							△1,254			1,254	－	－
圧縮特別勘定積立金の積立								1,007		△1,007	－	－
圧縮特別勘定積立金の取崩								△13,728		13,728	－	－
土地再評価差額金の取崩										2,740	2,740	2,740
基金等以外の項目の当期変動額（純額）												
当期変動額合計	－	－	－	599	－	－	8,126	△12,721	－	144,772	140,776	140,776
当期末残高	100,000	1,300,000	651	18,993	71,917	351	71,855	2,069	170	329,199	494,556	1,895,208

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,165,946	△68,056	△54,706	4,043,182	5,797,613
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△185,145
損失塡補準備金の積立					－
基金利息の支払					△277
当期純剰余					323,458
社会厚生福祉事業助成資金の積立					－
社会厚生福祉事業助成資金の取崩					－
圧縮積立金の積立					－
圧縮積立金の取崩					－
圧縮特別勘定積立金の積立					－
圧縮特別勘定積立金の取崩					－
土地再評価差額金の取崩					2,740
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,379,880
当期変動額合計	2,476,154	△93,533	△2,740	2,379,880	2,520,657
当期末残高	6,642,100	△161,590	△57,447	6,423,062	8,318,270

9. 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		2019年度	2020年度
基礎利益	A	647,453	656,563
キャピタル収益		457,453	596,133
商品有価証券運用益		－	－
金銭の信託運用益		17,720	－
売買目的有価証券運用益		－	－
有価証券売却益		328,211	507,284
金融派生商品収益		－	－
為替差益		－	68,465
その他キャピタル収益		111,522	20,382
キャピタル費用		462,402	286,663
商品有価証券運用損		－	－
金銭の信託運用損		－	34,144
売買目的有価証券運用損		－	－
有価証券売却損		48,704	40,193
有価証券評価損		202,393	4,963
金融派生商品費用		83,947	48,004
為替差損		29,408	－
その他キャピタル費用		97,947	159,357
キャピタル損益	B	△4,948	309,469
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	642,505	966,032
臨時収益		1,473	2,188
再保険収入		－	－
危険準備金戻入額		－	－
個別貸倒引当金戻入額		1,473	－
その他臨時収益		－	2,188
臨時費用		292,740	537,150
再保険料		－	－
危険準備金繰入額		101,156	166,396
個別貸倒引当金繰入額		－	1,579
特定海外債権引当勘定繰入額		－	－
貸付金償却		－	－
その他臨時費用		191,584	369,175
臨時損益	C	△291,266	△534,961
経常利益	A＋B＋C	351,238	431,070

（参考） その他項目の内訳

（単位：百万円）

	2019年度	2020年度
基礎利益	△13,574	138,975
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	△111,522	140,545
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	△20,382
その他キャピタル収益	111,522	20,382
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	－	－
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	111,522	－
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	－	20,382
その他キャピタル費用	97,947	159,357
外貨建保険商品対応のためのスワップ取引及び ヘッジを目的としたスワップ取引に係る受取・支払利息	18,118	18,811
外貨建保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	－	140,545
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金額変動の影響額	79,829	－
その他臨時収益	－	2,188
投資損失引当金戻入額	－	2,188
その他臨時費用	191,584	369,175
投資損失引当金繰入額	5,471	－
保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額	186,113	369,175

10. 剰余金処分案

（単位：千円）

科目	2019年度	2020年度
	金額	金額
当期未処分剰余金	184,426,821	329,199,756
任意積立金取崩額	14,983,278	2,452,475
社員配当平衡積立金取崩額	－	－
圧縮積立金取崩額	1,254,517	1,390,319
圧縮特別勘定積立金取崩額	13,728,761	1,062,156
計	199,410,100	331,652,232
剰余金処分額	199,410,100	331,652,232
社員配当準備金	185,145,971	276,006,182
差引純剰余金	14,264,128	55,646,050
損失塡補準備金	599,000	995,000
基金償却積立金	－	50,000,000
基金利息	277,000	277,000
任意積立金	13,388,128	4,374,050
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000	3,000,000
圧縮積立金	9,380,761	1,374,050
圧縮特別勘定積立金	1,007,367	－
次期繰越剰余金	－	－

11. 債務者区分による債権の状況

（単位: 百万円, %）

区分		2019年度末	2020年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,523	10,308
	危険債権	17,067	16,511
	要管理債権	1,563	2,635
小　計		29,155	29,456
(対合計比)		(0.27)	(0.28)
正常債権		10,945,411	10,338,632
合　計		10,974,566	10,368,089

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

- 本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,106百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権2,514百万円です。

12. リスク管理債権の状況

（単位: 百万円, %）

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,532	1,014
延滞債権額	26,057	25,806
3カ月以上延滞債権額	－	－
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合　計	29,154	29,456
(貸付残高に対する比率)	(0.39)	(0.40)

(注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額2,027百万円、延滞債権額78百万円、2020年度末が破綻先債権額2,448百万円、延滞債権額66百万円です。
2.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5.「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

13. 貸倒引当金の明細

（単位：百万円）

区分	2019年度	2020年度	比較
(1)貸倒引当金残高の内訳			
(イ) 一般貸倒引当金	1,035	5,424	4,389
(ロ) 個別貸倒引当金	1,651	2,794	1,143
(ハ) 特定海外債権引当勘定	－	－	－
(2)個別貸倒引当金			
(イ) 繰入額	3,757	5,309	1,552
(ロ) 取崩額	5,231	3,730	△1,500
［償却に伴う取崩額を除く］			
(ハ) 純繰入額	△1,473	1,579	3,053
(3)特定海外債権引当勘定			
(イ) 対象国数	－	－	－
(ロ) 債権額	－	－	－
(ハ) 繰入額	－	－	－
(ニ) 取崩額	－	－	－
(4)貸付金償却	－	－	－

14. ソルベンシー・マージン比率

（単位：百万円）

項目		2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額	(A)	13,865,444	17,717,439
基金・諸準備金等		5,143,643	5,432,807
基金等		1,569,008	1,618,924
価格変動準備金		1,448,014	1,521,916
危険準備金		1,878,267	2,044,663
一般貸倒引当金		1,035	5,424
その他		247,318	241,878
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%		5,025,159	8,042,164
土地の含み損益×85%		479,243	503,035
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		1,697,908	1,973,928
負債性資本調達手段等		1,545,320	1,841,512
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		－	－
控除項目		△55,023	△105,201
その他		29,191	29,191
リスクの合計額	$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	2,831,718	3,516,976
保険リスク相当額	R_1	115,290	114,185
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	85,115	88,290
予定利率リスク相当額	R_2	348,663	321,151
最低保証リスク相当額	R_7	5,620	5,378
資産運用リスク相当額	R_3	2,410,869	3,111,675
経営管理リスク相当額	R_4	59,311	72,813
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	979.2%	1,007.5%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

（参考）

○個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式・積立率

		2019年度末	2020年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

15. 2020年度特別勘定の状況

(1)特別勘定資産残高の状況

（単位：百万円）

区分	2019年度末	2020年度末
	金額	金額
個人変額保険	94,319	112,908
個人変額年金保険	28,017	32,223
団体年金保険	1,080,089	1,082,174
特別勘定計	1,202,426	1,227,305

(2)個人変額保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

（単位：件，百万円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	11,312	4,567	10,791	6,271
変額保険(終身型)	31,271	436,503	30,608	425,701
合　計	42,583	441,071	41,399	431,973

②年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

（単位：百万円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	6,019	6.4	9,060	8.0
有価証券	83,538	88.6	98,331	87.1
公社債	24,046	25.5	22,793	20.2
株式	5,358	5.7	13,747	12.2
外国証券	32,833	34.8	38,711	34.3
公社債	9,904	10.5	9,757	8.6
株式等	22,929	24.3	28,954	25.6
その他の証券	21,301	22.6	23,058	20.4
貸付金	－	－	－	－
その他	4,761	5.0	5,536	4.9
貸倒引当金	－	－	－	－
合　計	94,319	100.0	112,908	100.0

③個人変額保険特別勘定の運用収支状況

（単位：百万円）

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,658	4,453
有価証券売却益	5,948	12,365
有価証券償還益	－	－
有価証券評価益	△3,266	5,778
為替差益	200	230
金融派生商品収益	1,395	1,333
その他の収益	5	1
有価証券売却損	6,790	3,322
有価証券償還損	0	0
有価証券評価損	2,443	△5,939
為替差損	230	180
金融派生商品費用	4,447	1,884
その他の費用	0	0
収支差額	△7,971	24,714

(3)個人変額年金保険(特別勘定)の状況

①保有契約高

(単位:件, 百万円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	33,818	28,001	27,164	32,221

②年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円, %)

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	－	－	－	－
有価証券	27,205	97.1	31,498	97.8
公社債	6,290	22.5	4,586	14.2
株式	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－
公社債	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－
その他の証券	20,915	74.7	26,912	83.5
貸付金	－	－	－	－
その他	811	2.9	724	2.2
貸倒引当金	－	－	－	－
合　計	28,017	100.0	32,223	100.0

③個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2019年度	2020年度
	金額	金額
利息配当金等収入	1,434	1,336
有価証券売却益	332	145
有価証券償還益	－	－
有価証券評価益	△2,320	3,319
為替差益	－	－
金融派生商品収益	－	－
その他の収益	0	0
有価証券売却損	126	376
有価証券償還損	－	－
有価証券評価損	6,491	△7,814
為替差損	－	－
金融派生商品費用	－	－
その他の費用	0	0
収支差額	△7,169	12,239

16. 保険会社及びその子会社等の状況

(1)主要な業務の状況を示す指標

（単位：億円）

項目	2019年度	2020年度
経常収益	80,506	81,609
経常利益	2,813	4,756
親会社に帰属する当期純剰余	1,921	3,315
包括利益	△6,305	28,379

項目	2019年度末	2020年度末
総資産	800,811	855,899
ソルベンシー・マージン比率	1,047.5%	1,075.0%

(2)連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数	15 社
持分法適用の非連結の子会社および子法人等数	0 社
持分法適用の関連法人等数	15 社
期中における重要な関係会社の異動について	なし

(3)連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結される子会社および子法人等数　15 社

主要な連結される子会社および子法人等

ニッセイ信用保証株式会社

ニッセイ・リース株式会社

ニッセイ・キャピタル株式会社

ニッセイアセットマネジメント株式会社

ニッセイ情報テクノロジー株式会社

大樹生命保険株式会社

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

はなさく生命保険株式会社

Nippon Life Insurance Company of America

NLI US Investments, Inc.

MLC Limited

Nippon Life India Asset Management Limited

NLI US Investments, Inc.は、2021 年 5 月 1 日付で、Nippon Life Americas, Inc.に商号を変更しております。

主要な非連結の子会社および子法人等は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結の子会社および子法人等については、総資産、売上高、当期純損益および剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社および子法人等数　0 社

持分法適用の関連法人等数　15 社

主要な持分法適用の関連法人等

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

企業年金ビジネスサービス株式会社

長生人寿保険有限公司

Bangkok Life Assurance Public Company Limited

Reliance Nippon Life Insurance Company Limited

Post Advisory Group, LLC

PT Sequis

PT Asuransi Jiwa Sequis Life

The TCW Group, Inc.

Grand Guardian Nippon Life Insurance Company Limited

持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等(Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他)ならびに関連法人等(株式会社エスエルタワーズ他)については、それぞれ連結純損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等のうち、在外会社の決算日は、12 月 31 日および 3 月 31 日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、12 月 31 日を決算日とする在外会社は、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんおよび持分法適用の関連法人等に係るのれん相当額(以下「のれん等」という)は、定額法により 20 年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

(4)連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額	科目	2019年度末 金額	2020年度末 金額
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預貯金	1,751,037	1,771,810	保険契約準備金	66,765,636	68,266,939
コールローン	422,906	540,086	支払備金	258,970	249,222
買入金銭債権	375,278	316,335	責任準備金	65,406,129	66,916,145
金銭の信託	33,779	135	社員配当準備金	1,043,785	1,046,832
有価証券	65,084,003	70,741,631	契約者配当準備金	56,750	54,738
貸付金	8,436,650	8,423,975	再保険借	7,519	8,065
有形固定資産	1,913,574	1,941,042	社債	1,277,620	1,432,612
土地	1,261,133	1,284,407	その他負債	3,541,405	3,871,138
建物	582,389	579,054	役員賞与引当金	92	433
リース資産	9,262	8,280	退職給付に係る負債	449,594	438,263
建設仮勘定	16,167	22,427	役員退職慰労引当金	4,970	689
その他の有形固定資産	44,620	46,872	ポイント引当金	8,864	8,528
無形固定資産	386,396	385,669	価格変動準備金	1,531,621	1,610,738
ソフトウェア	126,334	122,279	繰延税金負債	157,426	962,359
のれん	84,220	83,185	再評価に係る繰延税金負債	103,072	101,894
リース資産	35	31	支払承諾	76,136	71,728
その他の無形固定資産	175,805	180,172	負債の部合計	73,923,960	76,773,391
再保険貸	69,533	26,705	（純資産の部）		
その他資産	1,512,525	1,367,177	基金	100,000	100,000
退職給付に係る資産	－	468	基金償却積立金	1,300,000	1,300,000
繰延税金資産	24,318	13,538	再評価積立金	651	651
支払承諾見返	76,136	71,728	連結剰余金	554,790	709,574
貸倒引当金	△4,969	△10,343	基金等合計	1,955,441	2,110,225
			その他有価証券評価差額金	4,199,843	6,767,268
			繰延ヘッジ損益	△69,235	△163,088
			土地再評価差額金	△54,706	△57,447
			為替換算調整勘定	△26,406	△25,774
			退職給付に係る調整累計額	△15,030	△6,511
			その他の包括利益累計額合計	4,034,464	6,514,448
			新株予約権	926	1,349
			非支配株主持分	166,377	190,546
			純資産の部合計	6,157,210	8,816,569
資産の部合計	80,081,170	85,589,960	負債及び純資産の部合計	80,081,170	85,589,960

（連結貸借対照表の注記）

1.（1） 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。

①売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

②満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）

④非連結または持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価

⑤その他有価証券

イ 時価のあるもののうち、株式（外国株式を含む）については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）

ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価

（2） その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

（1） 当社

①一時払商品・団体年金保険契約以外について、全ての保険契約

②新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、全ての保険契約

③有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、全ての保険契約

④上記を除く全ての一時払商品（米ドル建）契約

⑤上記を除く全ての一時払商品（豪ドル建）契約

⑥上記を除く全ての一時払商品（ユーロ建）契約

（2） 大樹生命保険株式会社

①終身保険・年金保険（40年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）および年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分）

②銀出型企業年金（27年以内）小区分（銀出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分）

③一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））

④一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））

⑤一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分1（2015年10月1日から2019年9月30日始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

⑥一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分2（2019年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

（3）　ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

①個人保険・個人年金商品(ただし一部保険種類を除く)

②終身がん保険・養老保険商品

③一時払終身保険(確定積立金区分型)商品

④上記を除く円建一時払商品(ただし、一時払定額年金については、契約日が 2006 年 4 月 1 日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が 80 歳以上の契約を除く)

⑤上記を除く米ドル建商品(ただし一部保険種類を除く)

⑥上記を除く豪ドル建一時払年金商品

（4）　はなさく生命保険株式会社

全ての保険契約群を単一の小区分として、当該保険負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券について責任準備金対応債券に区分しております。

3.　金融派生商品および金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。

4.　①有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。

イ　有形固定資産(リース資産を除く)

（i）　建物

定額法により行っております。

（ii）　上記以外

主に定率法により行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等のその他の有形固定資産のうち取得価額が 20 万円未満のものの一部については、3 年間で均等償却を行っております。

ロ　リース資産

（i）　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。

（ii）　上記以外

リース期間に基づく定額法により行っております。

②無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5.　外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込みがないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場または連結会計年度末日以前 1 カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。

また、一部の連結される子会社および子法人等が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

6.（1）　当社の貸倒引当金は、資産査定基準および償却・引当基準にのっとり、次のとおり計上しております。

①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、以下(4)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。

なお、経済状況に大きな影響を与える突発的な事象が発生した場合、将来の業績悪化が見込まれる債務者に対する債権については、債務者の財務情報等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積もり、貸倒引当金を計上しております。

（2） 当社の全ての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

（3） 連結される子会社および子法人等については、主として資産査定基準および償却・引当基準等にのっとり、必要と認められた額を引き当てております。

（4） 破綻先および実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は3,784百万円（担保・保証付債権に係る額64百万円）であります。

7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

8. （1） 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

（2） 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
②数理計算上の差異の処理年数	5年
③過去勤務費用の処理年数	5年

9. 役員退職慰労引当金は、一部の連結される子会社および子法人等の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。

なお、当社は、2020年7月2日の総代会において、役員退任慰労金制度を廃止することを決議しております。これにより、同制度に基づく支払いが確定したことから、未払分4,432百万円を役員退職慰労引当金から取り崩し、未払金に振り替え、その他負債に表示しております。

10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。

12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。

①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式

③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

14. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。

15. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

16. 当社ならびに一部の子会社および子法人等は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日企業会計基準委員会実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

17. (1) 当社および連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであります。保険料積立金については、次の方式により計算しております。
なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約および一部の終身保険契約を対象として積み立てた責任準備金が含まれております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社および一部の連結される国内の生命保険会社は、当連結会計年度に責任準備金の追加積み立てを行っております。この結果、責任準備金が382,024百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が382,024百万円減少しております。

イ 当社

2018年度より、一部の個人年金保険契約を対象に5年間にわたり追加して積み立てることとしていた責任準備金については、当連結会計年度に一括して積み立てております。また、2019年度より、一部の終身保険契約（一時払契約を含む）について、保険料払込終了後契約等を対象に、責任準備金を追加して積み立てることとしております。そのうち既に保険料払込終了後等となっている契約（一時払契約を含む）については、6年間にわたり段階的に積み立てることとしておりましたが、3年間にわたり段階的に積み立てることとしております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が369,175百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が369,175百万円減少しております。

ロ 大樹生命保険株式会社

一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を追加して積み立てております。この結果、当連結会計年度に追加積み立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が12,849百万円増加し、また、経常利益および税金等調整前当期純剰余が12,849百万円減少しております。

(2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。

18. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)を当連結会計年度末より適用しております。

当該会計基準に基づき識別した重要な会計上の見積りは、のれん等の評価であります。

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上されているのれん等は、次のとおりです。

①のれん	83,185 百万円
Nippon Life India Asset Management Limited	83,185 百万円
②のれん相当額	77,554 百万円
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	36,896 百万円
The TCW Group, Inc.	21,445 百万円
PT Sequis	19,212 百万円

また、のれん等の減損処理にあたって使用した会計上の見積りの内容については、連結損益計算書の注記第2項をご参照ください。

19. 当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の一般勘定(保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定)の資産運用については、生命保険契約の特性を踏まえたうえで、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、主に資産または負債のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップおよび金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプションおよび通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株価指数先物および株式オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスクおよび信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性に合わせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。この他、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による個別取引の厳格な審査など信用力分析を行う体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付け、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

20.（1）　主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表価額(*1)	時価(*2)	差額
現金及び預貯金(譲渡性預金)	173,998	173,998	-
その他有価証券	173,998	173,998	-
買入金銭債権	316,335	326,751	10,415
満期保有目的の債券	29,888	30,191	302
責任準備金対応債券	219,273	229,386	10,113
その他有価証券	67,173	67,173	-
金銭の信託	135	135	-
売買目的有価証券	135	135	-
有価証券	69,552,982	73,044,186	3,491,203
売買目的有価証券	1,440,294	1,440,294	-
満期保有目的の債券	370,358	389,156	18,797
責任準備金対応債券	27,454,740	30,919,189	3,464,449
子会社株式及び関連会社株式	39,211	47,168	7,956
その他有価証券	40,248,377	40,248,377	-
貸付金(*3)	8,416,842	8,641,114	224,272
保険約款貸付	537,918	537,918	-
一般貸付	7,878,923	8,103,196	224,272
金融派生商品(*4)	(400,186)	(400,186)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	63,355	63,355	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(463,541)	(463,541)	-
社債(*3,*5)	(1,432,612)	(1,458,829)	(26,217)
売現先勘定(*5)	(1,469,600)	(1,469,600)	-
借入金(*5)	(736,801)	(737,525)	(724)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金および社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金および社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定および借入金は負債に計上しており、（ ）で示しております。

（2）　当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券および預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取り扱うもの

イ　市場価格のあるもの

連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式および外国株式については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ　市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ　保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸し付けであり、返済の見込まれる期間および金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ　一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

⑤金融派生商品

イ　先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値または終値によっております。

ロ　株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

ハ　金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①および⑤の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑥社債

連結会計年度末日の市場価格によっております。

⑧売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借り入れの時価については、当該借り入れを裏付けとして発行される社債の市場価格によっております。

(3)　非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、1,188,648 百万円であります。

(4)　保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は 84,677 百万円であります。

②満期保有目的の債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	20,024	20,523	499
	公社債	56,833	58,059	1,225
	外国証券	274,331	292,190	17,859
	小計	351,189	370,773	19,584
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	9,864	9,667	△196
	公社債	3,400	3,398	△1
	外国証券	35,794	35,508	△285
	小計	49,058	48,574	△484
合計		400,247	419,348	19,100

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	214,203	224,354	10,150
	公社債	22,123,969	25,651,315	3,527,346
	外国証券	997,047	1,092,943	95,896
	小計	23,335,220	26,968,614	3,633,393
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	5,069	5,032	△37
	公社債	4,171,431	4,018,029	△153,401
	外国証券	162,291	156,899	△5,392
	小計	4,338,793	4,179,962	△158,831
合計		27,674,013	31,148,576	3,474,562

④その他有価証券

種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表価額およびこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	取得原価 または償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えるもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	55,000	55,000	0
	買入金銭債権	32,897	34,123	1,225
	公社債	3,292,971	3,528,599	235,627
	株式	3,755,368	9,791,532	6,036,164
	外国証券	17,032,482	20,192,468	3,159,985
	その他の証券	2,232,400	2,463,052	230,651
	小計	26,401,122	36,064,776	9,663,654
連結貸借対照表価額が取得原価または償却原価を超えないもの	現金及び預貯金 （譲渡性預金）	119,000	118,998	△1
	買入金銭債権	33,422	33,050	△372
	公社債	536,059	524,379	△11,679
	株式	722,124	574,157	△147,966
	外国証券	2,220,427	2,144,908	△75,519
	その他の証券	1,045,053	1,029,278	△15,774
	小計	4,676,087	4,424,772	△251,314
合計		31,077,209	40,489,548	9,412,339

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの 792,035 百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき 1,502 百万円減損処理を行っております。

なお、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものにつき、原則として連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前 1 カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ　連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 以下の銘柄

ロ　連結会計年度末日以前 1 カ月の市場価格等の平均が取得原価の 50% 超 70% 以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

（5）　主な金銭債権債務の返済予定額および満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預貯金(譲渡性預金)	174,000	－	－	－
その他有価証券	174,000	－	－	－
買入金銭債権	6,109	4,822	48,017	254,861
満期保有目的の債券	－	－	－	29,093
責任準備金対応債券	109	2,522	42,206	174,309
その他有価証券	6,000	2,300	5,810	51,458
有価証券	1,319,939	6,787,566	13,980,804	32,172,987
満期保有目的の債券	34,145	160,709	107,106	68,082
責任準備金対応債券	424,632	3,045,759	5,119,545	18,612,509
その他有価証券	861,161	3,581,098	8,754,152	13,492,395
貸付金(*1)	1,026,193	2,684,253	2,096,703	2,042,787
社債(*2)	－	－	－	1,371,512
売現先勘定	1,469,600	－	－	－
借入金(*3)	32,090	82,261	2,450	520,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの 6,800 百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付社債等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(*3) 劣後特約付借入金等のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

21.　当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は 1,319,874 百万円、時価は 1,736,904 百万円であります。

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 3,313 百万円であります。

22.（1）　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の合計額は 29,529 百万円であります。その内訳は、次のとおりです。

①破綻先債権額は 1,044 百万円、延滞債権額は 25,849 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金に該当しないものであります。

②3 カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

③貸付条件緩和債権額は 2,635 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

（2）　取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は 3,653 百万円、延滞債権額は 130 百万円それぞれ減少しております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,203,751 百万円であります。

24. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定資産の額は 1,459,633 百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。

25. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	1,043,785 百万円
ロ	前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額	185,145 百万円
ハ	当連結会計年度社員配当金支払額	203,557 百万円
ニ	利息による増加額	21,458 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高(イ＋ロ－ハ＋ニ)	1,046,832 百万円

26. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ	当連結会計年度期首現在高	56,750 百万円
ロ	当連結会計年度契約者配当金支払額	13,988 百万円
ハ	利息による増加額	10 百万円
ニ	契約者配当準備金繰入額	11,966 百万円
ホ	当連結会計年度末現在高（イ－ロ＋ハ＋ニ）	54,738 百万円

27. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。
当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012 年 10 月	2022 年 10 月以降の各利払日
2014 年 10 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2016 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2017 年 9 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2020 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日
2021 年 1 月	発行日の 10 年後の応当日およびそれ以降 5 年を経過するごとの各日

28. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 620,000 百万円が含まれております。
また、2021 年 5 月 11 日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	2,000 億円
利率	2031 年 5 月 11 日まで　年 0.97%（固定金利） 2031 年 5 月 12 日以降　固定金利(ステップアップあり・5 年ごとにリセット)
返済期限	2051 年 5 月 11 日の 3 銀行営業日前(2031 年 5 月 11 日およびその 5 年後ごとの応当日の 3 銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

29. 担保に供されている資産の額は、現金及び預貯金 16,227 百万円、有価証券 2,465,498 百万円、土地 252 百万円、建物 40 百万円、リース契約等に係る債権 3,580 百万円であります。また、担保に係る債務の額は 1,483,501 百万円であります。
なお、上記には、売現先取引による買い戻し条件付の売却 1,342,624 百万円および売現先勘定 1,469,600 百万円をそれぞれ含んでおります。

30. 2021 年 5 月 24 日の取締役会において、2021 年度中に基金を 50,000 百万円募集することに伴う定款の一部変更を 7 月 2 日開催予定の総代会に付議することを決議しております。

31. 非連結の子会社および子法人等ならびに関連法人等の株式および出資金の総額は 435,824 百万円であります。

32. ストック・オプションに関する事項は、次のとおりです。

①ストック・オプションに関する費用計上額および科目名

（単位：百万円）

事業費	581

②権利不行使による失効に係る利益計上額および科目名

（単位：百万円）

新株予約権戻入益	13

③ストック・オプションの内容

	Nippon Life India Asset Management Limited		
	2017 年第 1 回 新株予約権	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役　1 名 従業員　84 名	代表取締役　1 名 従業員　137 名	代表取締役　1 名 従業員　157 名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 4,944,246 株	普通株式 4,598,135 株	普通株式 11,190,706 株
付与日	2017 年 8 月 8 日	2018 年 4 月 25 日	2019 年 4 月 29 日
権利確定条件	付与後毎年 25% 毎に権利確定 (*2)	付与後毎年 25% 毎に権利確定	付与後毎年 25% 毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自　2018 年 8 月 8 日 至　2024 年 8 月 7 日	自　2019 年 4 月 25 日 至　2025 年 4 月 24 日	自　2020 年 4 月 29 日 至　2026 年 4 月 28 日

	Nippon Life India Asset Management Limited	
	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権
付与対象者の区分 および人数	代表取締役　1 名 従業員　156 名	代表取締役　1 名 従業員　31 名
株式の種類別の ストック・オプションの 付与数(*1)	普通株式 18,081,008 株	普通株式 469,772 株
付与日	2019 年 7 月 29 日	2020 年 6 月 10 日
権利確定条件	付与後毎年 25% 毎に権利確定	付与後毎年 25% 毎に権利確定
対象勤務期間	付与日から権利確定条件を 充足する日まで	付与日から権利確定条件を 充足する日まで
権利行使期間	自　2020 年 7 月 29 日 至　2026 年 7 月 28 日	自　2021 年 6 月 10 日 至　2027 年 6 月 9 日

(*1)株式数に換算して記載しております。

(*2)代表取締役に付与されたストック・オプションは、付与日から 3 年後に一括で権利確定されます。

④ストック・オプションの規模およびその変動状況

イ　ストック・オプションの数

（単位：株）

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017 年第 1 回 新株予約権	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権
権利確定前					
前連結会計年度末	2,811,171	3,050,539	10,857,959	17,816,872	－
付与	－	－	－	－	469,772
失効	154,869	209,797	471,839	550,235	－
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	－
未確定残	888,544	1,825,348	7,671,630	12,746,385	469,772
権利確定後					
前連結会計年度末	1,515,028	990,470	－	－	－
権利確定	1,767,758	1,015,394	2,714,490	4,520,252	－
権利行使	1,811,972	145,255	1,321,990	1,113,683	－
失効	49,909	116,442	25,675	74,811	－
未行使残	1,420,905	1,744,167	1,366,825	3,331,758	－

ロ　単価情報

（単位：ルピー）

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017 年第 1 回 新株予約権	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権
権利行使価格	204.25	256.10	202.35	223.32	247.60
行使時平均株価	330.13	302.89	322.66	323.13	－
付与日における 公正な評価単価	10.82	45.71	38.94	43.06	65.51

⑤ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

イ　使用した方法　　ブラック・ショールズ式

ロ　主な基礎数値および見積方法

	Nippon Life India Asset Management Limited				
	2017 年第 1 回 新株予約権	2017 年第 2 回 新株予約権	2017 年第 3 回 新株予約権	2019 年第 1 回 新株予約権	2019 年第 2 回 新株予約権
株価変動性(*1)	13.92％～20.81％	14.21％	16.66％	16.46％	16.17％
予想残存期間(*2)	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年	4.0 年～5.5 年
予想配当率(*3)	3.09％	3.25％	2.97％	3.22％	1.98％
無リスク利子率(*4)	6.20％～6.34％	7.06％～7.15％	6.32％～6.55％	6.22％～6.45％	4.37％～4.88％

(*1)インド国立証券取引所が提供する指数によっております。

(*2)権利付与後、権利行使可能な期間の最短期間と最長期間の和半値によっております。

(*3)過去の配当実績によっております。

(*4)残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率によっております。

⑥ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

33. 非支配株主との取引および新会社設立に関する事項等は、次のとおりです。

(1) 大樹生命保険株式会社

当社は、2021 年 3 月 16 日に、大樹生命保険株式会社（当社が株式の 82.6%を保有、以下「大樹生命」という）の株式の 2.4%を非支配株主より取得しております。

①取引の概要

イ 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 大樹生命保険株式会社

事業の内容 生命保険業

ロ 企業結合日

2021 年 3 月 31 日（みなし取得日）

ハ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式追加取得

ニ 結合後企業の名称

大樹生命保険株式会社

ホ その他取引の概要に関する事項

当社によるグループ戦略の推進やガバナンス体制の強化を目的として、大樹生命の株式の 2.4%を追加取得し、当社議決権比率を引き上げております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

③被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金による支出額	8,027 百万円
取得原価		8,027 百万円

④非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

イ 連結剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

ロ 非支配株主との取引によって増加した連結剰余金の金額

5,530 百万円

(2) ニッセイ少額短期設立準備株式会社

当社は、少額短期保険子会社（以下「新会社」という）の設立に向け、2021 年 4 月 30 日にニッセイ少額短期設立準備株式会社（以下「準備会社」という）を設立しております。

①新会社設立の目的

ライフスタイルの変化、個人の価値観の多様化やデジタル環境の普及等を背景に多様化するお客様ニーズに対応するべく、生保・損保の両領域で、さまざまな保険商品を柔軟かつ迅速に提供していくことを目的としております。

②準備会社の概要

イ 社名 ニッセイ少額短期設立準備株式会社

ロ 本店所在地 東京都千代田区

ハ 資本金 5 億 9,999 万円（資本準備金含む）

③設立の時期

2021 年 4 月 30 日

④準備会社の設立後の持分比率

100%

⑥その他

新会社の設立に際しては、当社による保険業法第 272 条の 31 第 1 項に基づく金融庁長官の承認および保険業法第 106 条第 7 項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第 272 条に基づく少額短期保険業の登録が条件となります。

34. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は 3,028,877 百万円であります。

35. 売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、全て当該処分を行わず所有しており、その時価は 389,126 百万円であります。

36. 貸付金に係るコミットメントおよびこれに準ずる契約の貸付未実行残高は 274,291 百万円であります。

37. 保険業法施行令第 37 条の 4 に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等に対応する見積額は 85,539 百万円であります。
なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

38. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を設けております。
また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度および自社年金制度を設けております。
一部の連結される子会社および子法人等は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付債務	697,314 百万円
ロ	勤務費用	29,802 百万円
ハ	利息費用	4,221 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期発生額	5,705 百万円
ホ	退職給付の支払額	△46,476 百万円
ヘ	その他	128 百万円
ト	期末における退職給付債務(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	690,695 百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における年金資産	248,422 百万円
ロ	期待運用収益	3,527 百万円
ハ	数理計算上の差異の当期発生額	12,403 百万円
ニ	事業主からの拠出額	7,439 百万円
ホ	退職給付の支払額	△18,172 百万円
ヘ	その他	18 百万円
ト	期末における年金資産(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	253,640 百万円

⑤簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ	期首における退職給付に係る負債	702 百万円
ロ	退職給付費用	94 百万円
ハ	退職給付の支払額	△57 百万円
ニ	期末における退職給付に係る負債(イ＋ロ＋ハ)	739 百万円

④退職給付債務および年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表

イ	積立型制度の退職給付債務	260,881 百万円
ロ	年金資産	△253,640 百万円
		7,241 百万円
ハ	非積立型制度の退職給付債務	430,553 百万円
ニ	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795 百万円
ホ	退職給付に係る負債	438,263 百万円
ヘ	退職給付に係る資産	△468 百万円
ト	連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	437,795 百万円

⑥退職給付に関連する損益

イ	勤務費用	29,802 百万円
ロ	利息費用	4,221 百万円
ハ	期待運用収益	△3,527 百万円
ニ	数理計算上の差異の当期の費用処理額	6,493 百万円
ホ	過去勤務費用の当期の費用処理額	△1,317 百万円
ヘ	簡便法で計算した退職給付費用	94 百万円
ト	その他	106 百万円
チ	確定給付制度に係る退職給付費用(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ＋ト)	35,872 百万円

⑦その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ	数理計算上の差異	13,191 百万円
ロ	過去勤務費用	△1,317 百万円
ハ	合計(イ＋ロ)	11,873 百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は、次のとおりです。

イ	未認識数理計算上の差異	14,840 百万円
ロ	未認識過去勤務費用	△5,271 百万円
ハ	合計(イ＋ロ)	9,568 百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ	生命保険一般勘定	48.1%
ロ	外国証券	20.0%
ハ	現金及び預貯金	19.8%
ニ	国内債券	8.0%
ホ	国内株式	4.0%
ヘ	その他	0.0%
ト	合計(イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ)	100.0%

⑫長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑬数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ	割引率	0.3%～6.4%
ロ	長期期待運用収益率	1.4%～6.4%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は 5,069 百万円です。

39. (1) 繰延税金資産の総額は 1,955,435 百万円であり、繰延税金負債の総額は 2,796,840 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 107,416 百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 1,134,764 百万円、価格変動準備金 449,440 百万円および退職給付に係る負債 120,652 百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金 2,615,062 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除された額の主な変動の理由は、株式の時価上昇に伴う評価性引当額の減少であります。

(2) 当連結会計年度における法定実効税率は 27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△20.7%であります。

40. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	2002 年 3 月 31 日
再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令第 2 条第 1 号に定める公示価格および第 2 条第 4 号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

41. 当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社では、一時払外貨建養老保険(米ドル建・豪ドル建)および一時払外貨建終身保険(米ドル建・豪ドル建)を対象に修正共同保険式再保険契約を締結しております。

当該再保険契約により保険リスクを移転し、金利変動時の市場価格調整に伴う責任準備金積増相当額または取崩相当額を含めて再保険収入として計上しております。ただし、当該再保険契約に係る再保険収入が負値となる場合は、再保険料として計上しております。

当該修正共同保険式再保険に係る再保険貸の当連結会計年度末残高は 15,242 百万円であり、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金の当連結会計年度末残高は 779,013 百万円であります。

(5)連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（連結損益計算書）

（単位：百万円）

科目	2019年度 金額	2020年度 金額
経常収益	**8,050,657**	**8,160,966**
保険料等収入	**5,719,334**	**5,190,112**
資産運用収益	**2,007,454**	**2,682,040**
利息及び配当金等収入	1,597,896	1,558,947
金銭の信託運用益	17,720	—
売買目的有価証券運用益	34,737	10,488
有価証券売却益	350,794	537,390
有価証券償還益	2,585	3,998
為替差益	—	413,806
貸倒引当金戻入額	1,023	—
その他運用収益	2,697	2,535
特別勘定資産運用益	—	154,873
その他経常収益	**323,869**	**288,813**
経常費用	**7,769,300**	**7,685,338**
保険金等支払金	**4,561,046**	**4,696,798**
保険金	1,262,045	1,233,439
年金	994,266	991,956
給付金	873,235	847,024
解約返戻金	1,111,079	1,278,280
その他返戻金	219,474	256,135
再保険料	100,944	89,962
責任準備金等繰入額	**1,335,682**	**1,508,211**
責任準備金繰入額	1,313,949	1,486,743
社員配当金積立利息繰入額	21,722	21,458
契約者配当金積立利息繰入額	11	10
資産運用費用	**699,013**	**347,208**
支払利息	37,771	31,354
金銭の信託運用損	—	34,144
有価証券売却損	61,131	47,651
有価証券評価損	220,341	6,766
有価証券償還損	12,749	14,852
金融派生商品費用	20,478	146,237
為替差損	235,504	—
貸倒引当金繰入額	—	5,910
貸付金償却	14	26
賃貸用不動産等減価償却費	20,370	20,604
その他運用費用	39,699	39,660
特別勘定資産運用損	50,951	—
事業費	**816,454**	**791,723**
その他経常費用	**357,103**	**341,395**
経常利益	**281,357**	**475,628**
特別利益	**55,267**	**1,550**
固定資産等処分益	6,529	1,536
段階取得に係る差益	48,730	—
新株予約権戻入益	6	13
特別損失	**127,694**	**93,483**
固定資産等処分損	7,275	6,201
減損損失	45,057	5,084
価格変動準備金繰入額	71,438	79,116
不動産圧縮損	204	80
社会厚生福祉事業助成金	3,000	3,000
その他特別損失	718	—
契約者配当準備金繰入額	**11,829**	**11,966**
税金等調整前当期純剰余	**197,101**	**371,727**
法人税及び住民税等	**163,519**	**154,691**
法人税等調整額	**△149,172**	**△119,051**
法人税等合計	**14,346**	**35,639**
当期純剰余	**182,754**	**336,087**
非支配株主に帰属する当期純剰余（△は非支配株主に帰属する当期純損失）	**△9,383**	**4,583**
親会社に帰属する当期純剰余	**192,137**	**331,504**

（連結損益計算書の注記）

1. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（改正企業会計基準第 24 号）に基づき識別した関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した、重要な会計処理の原則および手続きは、次のとおりです。

（1） 保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、入金があるものについて、当該入金金額により計上しております。

（2） 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

2. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

イ 不動産等

当社ならびに一部の連結される子会社および子法人等は、賃貸用不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに一つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で一つの資産グループとしております。

ロ のれん等

当社は、のれん等については、原則として会社単位で一つの資産グループとしております。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額の評価にあたっては、同社が中間持株会社として保有する PT Asuransi Jiwa Sequis Life が実質的な事業活動を行っていることから、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life を一つの資産グループとしております。

②減損の兆候の識別

イ 不動産等

資産グループの営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの場合等、減損が生じている可能性を示す事象がある場合に減損の兆候を識別しております。

なお、当連結会計年度末においては、一部の資産グループについて、上記に該当したため減損の兆候を識別しております。

ロ のれん等

資産グループが以下のいずれかに該当する場合等には、減損の兆候を識別しております。

（i）当期損益または営業活動から生じるキャッシュ・フローが 2 期連続してマイナスとなっている場合、または継続してマイナスとなる見込みである場合

（ii）事業内容や経営戦略が当初計画から大幅に転換し、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

（iii）経営環境の著しい悪化や悪化の見込みにより、実質価額の大幅低下につながるような将来にわたる業績の悪化が見込まれる場合

当連結会計年度末においては Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれん、Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額および、PT Sequis に係るのれん相当額について、減損の兆候を識別しております。なお、Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんは、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）の第 109 項に基づき、のれんの金額が多額に上るため、減損の兆候を識別しております。

③減損損失の認識および測定

イ 不動産等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを 3.0%で割り引いて算定しております。正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または基準価格等を基に算定しております。

当連結会計年度末においては、減損の兆候が識別された一部の資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

ロ　のれん等

減損の兆候が識別された資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合等は、のれん等の金額を超えない範囲で、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値または正味売却価額を適用しており、使用価値については、それぞれの資産グループにおける将来見込みおよび中期経営計画等に基づき算定された将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しております。正味売却価額については、株式等の時価に保有株式数を乗じた金額等により算定しております。

なお、生命保険会社における減損判定では「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）等の要件を充たすことを確認のうえ、上記の割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額（Embedded Value（以下「EV」という）と新契約価値の合計）を使用しております。EV とは、「貸借対照表の純資産の部の金額に必要な修正を加えた修正純資産」と、「保有契約から生じる将来の税引後利益の現在価値である保有契約価値」を合計したものであり、保険株式会社の株主価値や M&A における買収価格の把握等を目的として使用される、株主に帰属する企業価値を表すものであります。また、新契約価値とは、「将来に獲得する契約から生じる将来の税引後利益の現在価値」を表すものであります。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された生命保険会社である Reliance Nippon Life Insurance Company Limited および PT Sequis に係るのれん相当額の減損判定では、割引前将来キャッシュ・フローおよび回収可能価額の代替として企業価値評価額を使用しております。なお、当該企業価値評価額の算定に用いる EV は TEV を使用しております。TEV とは、リスクを加味した割引率を用いてキャッシュ・フローを評価する EV の計算手法の一つであります。当該企業価値評価額の算定にあたっては、新契約価値算定の基礎となる各販売チャネルにおける新規契約獲得予測に基づく将来キャッシュ・フローや割引率、EV 算定の基礎となる解約率および保険事故発生率等の保険数理計算上の仮定等に不確実性があります。Reliance Nippon Life Insurance Company Limited に係るのれん相当額は、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

なお、PT Sequis に係るのれん相当額は、上記に加えて、インドネシアの経済成長率や新型コロナウイルスの影響期間を 2021 年までとする仮定を含んでいるため、当該仮定に変化が生じた場合は、のれん相当額の金額に重要な影響を及ぼす可能性がありますが、企業価値評価額が帳簿価額を上回っていたため、減損損失を認識しておりません。

当連結会計年度末において、減損の兆候が識別された Nippon Life India Asset Management Limited に係るのれんの減損判定では、Nippon Life India Asset Management Limited から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較しておりますが、前者が後者を上回っていることや、上場企業であり時価評価額と帳簿価額を比較した結果、時価評価額が帳簿価額を上回っていること等を踏まえ、減損損失を認識しておりません。

④減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

（単位：百万円）

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	188	116	304
遊休不動産等	3,315	1,464	4,779
合計	3,503	1,580	5,084

3.　当社の連結子会社である大樹生命保険株式会社の再保険料には、一時払外貨建養老保険（米ドル建・豪ドル建）および一時払外貨建終身保険（米ドル建・豪ドル建）の修正共同保険式再保険に係る再保険料 49,972 百万円が含まれており、そのうち出再責任準備金調整額（市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額を除く）は 11,398 百万円、市場価格調整に伴う責任準備金取崩相当額は 49,658 百万円であります。

当該再保険により、経常利益および税金等調整前当期純剰余は、それぞれ 42,047 百万円減少しております。

（連結包括利益計算書）

（単位：百万円）

科目	2019年度 金額	2020年度 金額
当期純剰余	**182,754**	**336,087**
その他の包括利益	**△813,268**	**2,501,831**
その他有価証券評価差額金	△748,619	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△37,246	△93,568
為替換算調整勘定	△21,320	8,163
退職給付に係る調整額	△1,543	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	△4,538	354
包括利益	**△630,513**	**2,837,919**
親会社に係る包括利益	△613,811	2,814,228
非支配株主に係る包括利益	△16,702	23,691

（連結包括利益計算書の注記）

その他の包括利益の内訳については、次のとおりです。

(1) その他の包括利益に係る組替調整額

（単位：百万円）

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	4,000,861	
組替調整額	△455,814	3,545,047
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△148,780	
組替調整額	19,070	△129,709
為替換算調整勘定：		
当期発生額	8,163	
組替調整額	－	8,163
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	6,698	
組替調整額	5,175	11,873
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	317	
組替調整額	36	354
税効果調整前合計		3,435,729
税効果額		△933,898
その他の包括利益合計		2,501,831

(2) その他の包括利益に係る税効果額

（単位：百万円）

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	3,545,047	△966,727	2,578,320
繰延ヘッジ損益	△129,709	36,141	△93,568
為替換算調整勘定	8,163	－	8,163
退職給付に係る調整額	11,873	△3,312	8,561
持分法適用会社に対する持分相当額	354	－	354
その他の包括利益合計	3,435,729	△933,898	2,501,831

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	2019年度 金額	2020年度 金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余（△は損失）	197, 101	371, 727
賃貸用不動産等減価償却費	20, 370	20, 604
減価償却費	72, 349	73, 296
減損損失	45, 057	5, 084
のれん償却額	4, 679	4, 259
支払備金の増減額（△は減少）	△43, 633	△10, 064
責任準備金の増減額（△は減少）	1, 311, 041	1, 499, 301
社員配当準備金積立利息繰入額	21, 722	21, 458
契約者配当準備金積立利息繰入額	11	10
契約者配当準備金繰入額	11, 829	11, 966
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△1, 353	5, 998
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△14	341
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	6, 828	△645
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	65	△4, 281
価格変動準備金の増減額（△は減少）	71, 438	79, 116
利息及び配当金等収入	△1, 597, 896	△1, 558, 947
金銭の信託運用損益（△は益）	△17, 720	34, 144
有価証券関係損益（△は益）	△59, 155	△472, 118
保険約款貸付関係損益（△は益）	99, 699	86, 953
金融派生商品関係損益（△は益）	20, 478	146, 237
支払利息	37, 771	31, 354
為替差損益（△は益）	233, 171	△405, 762
有形固定資産関係損益（△は益）	1, 295	5, 627
持分法による投資損益（△は益）	△1, 247	△521
特別勘定資産運用損益（△は益）	50, 951	△154, 873
段階取得に係る差損益(△は益)	△48, 730	—
再保険貸の増減額（△は増加）	△60, 283	43, 019
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	567	△6, 785
再保険借の増減額（△は減少）	△752	355
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	5, 376	3, 736
その他	△36, 144	△13, 582
小計	**344, 874**	**△182, 988**
利息及び配当金等の受取額	1, 636, 593	1, 544, 272
利息の支払額	△36, 470	△32, 407
社員配当金の支払額	△176, 933	△168, 289
契約者配当金の支払額	△15, 417	△13, 988
その他	△8, 530	△14, 024
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△138, 536	△167, 444
営業活動によるキャッシュ・フロー	**1, 605, 579**	**965, 130**
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	△2, 211	2, 238
買入金銭債権の取得による支出	△16, 721	△13, 750
買入金銭債権の売却・償還による収入	44, 909	49, 027
金銭の信託の増加による支出	△3, 000	△2, 000
金銭の信託の減少による収入	298	1, 500
有価証券の取得による支出	△9, 312, 569	△8, 305, 269
有価証券の売却・償還による収入	7, 255, 486	7, 439, 395
貸付けによる支出	△1, 514, 841	△1, 554, 232
貸付金の回収による収入	1, 480, 523	1, 546, 870
金融派生商品の決済による収支（純額）	179, 466	△207, 914
売現先勘定の純増減額（△は減少）	382, 239	167, 422
債券貸借取引受入担保金の純増減額（△は減少）	75, 490	△101, 840
その他	△22, 733	△58, 621
資産運用活動計	**△1, 453, 660**	**△1, 037, 173**
（営業活動及び資産運用活動計）	**(151, 918)**	**(△72, 042)**
有形固定資産の取得による支出	△60, 940	△73, 156
有形固定資産の売却による収入	13, 093	3, 775
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△61, 771	—
その他	△52, 091	△50, 675
投資活動によるキャッシュ・フロー	**△1, 615, 371**	**△1, 157, 230**
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	274, 627	250, 080
借入金の返済による支出	△112, 229	△117, 391
社債の発行による収入	126, 431	166, 192
社債の償還による支出	△24, 400	△11, 200
基金の募集による収入	50, 000	—
基金の償却による支出	△50, 000	—
基金利息の支払額	△355	△277
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の取得による支出	△3, 803	△8, 027
連結の範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式の売却による収入	1, 386	—
その他	△10, 815	△4, 768
財務活動によるキャッシュ・フロー	**250, 841**	**274, 607**
現金及び現金同等物に係る換算差額	**△20, 152**	**14, 044**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**220, 897**	**96, 552**
現金及び現金同等物期首残高	**2, 011, 931**	**2, 226, 280**
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**△6, 548**	**—**
現金及び現金同等物期末残高	**2, 226, 280**	**2, 322, 833**

（連結キャッシュ・フロー計算書の注記）

1.　現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3カ月以内の流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(7)連結基金等変動計算書

・2019年度

（単位:百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,250,000	651	629,555	1,980,206
当期変動額					
基金の募集	50,000				50,000
社員配当準備金の積立				△211,818	△211,818
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△355	△355
親会社に帰属する当期純剰余				192,137	192,137
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				16	16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動				△4,977	△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				232	232
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	50,000	-	△74,764	△24,764
当期末残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,943,922	△31,643	△54,690	△4,853	△13,494	4,839,241	-	158,772	6,978,221
当期変動額									
基金の募集									50,000
社員配当準備金の積立									△211,818
基金償却積立金の積立									-
基金利息の支払									△355
親会社に帰属する当期純剰余									192,137
基金の償却									△50,000
土地再評価差額金の取崩									16
連結範囲及び持分法の適用範囲の変動									△4,977
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									232
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△796,247
当期変動額合計	△744,078	△37,592	△16	△21,553	△1,536	△804,777	926	7,604	△821,011
当期末残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210

・2020年度

（単位：百万円）

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	100,000	1,300,000	651	554,790	1,955,441
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△185,145	△185,145
基金利息の支払				△277	△277
親会社に帰属する当期純剰余				331,504	331,504
土地再評価差額金の取崩				2,740	2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				5,962	5,962
基金等以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	154,784	154,784
当期末残高	100,000	1,300,000	651	709,574	2,110,225

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,199,843	△69,235	△54,706	△26,406	△15,030	4,034,464	926	166,377	6,157,210
当期変動額									
社員配当準備金の積立									△185,145
基金利息の支払									△277
親会社に帰属する当期純剰余									331,504
土地再評価差額金の取崩									2,740
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									5,962
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,504,575
当期変動額合計	2,567,424	△93,852	△2,740	632	8,519	2,479,983	422	24,168	2,659,359
当期末残高	6,767,268	△163,088	△57,447	△25,774	△6,511	6,514,448	1,349	190,546	8,816,569

（連結基金等変動計算書の注記）

1.　新株予約権等に関する事項

（単位：百万円）

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高
Nippon Life India Asset Management Limited	ストック・オプションとしての新株予約権	1,349

（８）内部統制報告書

当社代表者は、内部統制報告書を作成し、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

2020 年度の内部統制報告書は以下のとおりです。

内部統制報告書

2021 年 5 月 24 日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長　　清水　博

１【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長清水博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。なお、本報告書においては、保険業法第 110 条第 2 項に基づき作成された連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結基金等変動計算書を財務報告の範囲としている。

また、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

２【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である 2021 年 3 月 31 日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、重要性が僅少である事業拠点に係るものを除き、原則全ての事業拠点を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の保険料等収入（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結保険料等収入の概ね２／３に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として保険料等収入、保険金等支払金、有価証券、一般貸付金及び保険契約準備金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

３【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

４【付記事項】

該当事項なし。

５【特記事項】

該当事項なし。

以上

（９）連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された2020年度の連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記（P43～70））について有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月24日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長　清水　博　殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋口　誠之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　白田　英生　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　牧野　あや子　㊞

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結子法人等の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫

理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

当監査法人は、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から、会社及び生命保険業界を取り巻く事業環境、並びに経営方針についての理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価、及び会計上の見積りを含む経営者の重要な判断を伴う領域に関する監査人の重要な判断を考慮して、監査を実施する上で特に注意を払った事項を決定した。その中からさらに、職業的専門家としての判断に基づき、当該事項の金額的、質的な要素及び想定される連結財務諸表の利用者の関心などを考慮し、以下の項目を当連結会計年度の監査上の主要な検討事項として選定した。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。その内容及び決定理由、並びに監査上の対応は以下の通りである。

【１】のれん及びのれん相当額の評価

（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由）

会社は、2017 年度からスタートした中期経営計画において、2020 年度末までにグループ事業純利益 700 億円の達成を経営目標として掲げ、グループ事業の拡大に取り組み、生命保険会社及び資産運用会社への出資を行っている。

会計上は、これらの会社への出資時に、のれんまたはのれん相当額（持分法適用会社の連結上の投資簿価に含めて処理）が認識される場合があり、当連結会計年度末時点の連結貸借対照表には、83,185 百万円ののれん及び 77,554 百万円ののれん相当額が計上されている。これらの資産は、連結財務諸表の作成方針 4 に記載されている方法により償却されるとともに、連結損益計算書の注記 2 に記載の会社が設定した方針に基づき減損の兆候判定が行われる。会社は、生命保険会社への出資について減損の兆候が認められる場合には、企業価値評価額（Embedded Value と新契約価値の合計）の会社持分相当額と当該出資の帳簿価額を比較することにより減損損失認識判定を行っている。その結果、減損損失を認識すべきであると判定された場合には、当該出資の帳簿価額を回収可能価額まで減額することになる。

当監査法人では、会社による減損の兆候判定及び減損損失認識判定の検討にあたり、多額ののれんまたはのれん相当額が計上されている出資先の事業環境や業績推移に留意した。特に所在国の状況や事業の種類によりその影響が異なる点を考慮しつつ、COVID-19 の感染拡大が出資先の事業環境や業績に与える影響を評価した。なお、検討対象となった出資先のうち、インドで資産運用事業を営む連結子会社の Nippon Life India Asset Management Limited は、連結損益計算書の注記 2.③ロに記載の通り、同社が上場会社であるため、その株式の市場価格に基づき減損損失認識判定を行うことが可能であり、現状においてはその判定過程に重要な見積り要素はない。

上記を踏まえて、COVID-19 の感染拡大が、インドで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の Reliance

Nippon Life Insurance Company Limited（以下、RNLI）及びインドネシアで生命保険事業を営む持分法適用関連法人等の PT Sequis の事業環境や業績に影響を与えていることから、両社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定について慎重な検討を行った。

RNLI ののれん相当額は 36,896 百万円である。会社の合弁相手である Reliance Capital Limited は、同社の信用問題から保有する RNLI の株式売却を予定しており、それに伴う株主の変更の時期が RNLI の新契約の販売に影響を与える可能性がある。また、COVID-19 の感染状況が業績予測に与える影響は経営者の重要な判断を伴う。以上を踏まえて、RNLI ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

PT Sequis ののれん相当額は 19,212 百万円であり、連結損益計算書の注記 2.①ロに記載の通り、会社は、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に際し、PT Sequis と PT Asuransi Jiwa Sequis Life（以下、Sequis Life）を一つの資産グループとしている。連結損益計算書の注記 2.③ロに記載の通り、Sequis Life の減損損失認識判定に使用した企業価値評価額に関して、新契約価値の基礎となる各販売チャネルにおける新契約獲得予測、Embedded Value の基礎となる保険数理上の仮定である解約率及び保険事故発生率、並びに割引率については不確実性がある。また、COVID-19 の収束時期の仮定は経営者の重要な判断を伴い、新契約獲得予測に重要な影響を与える。以上を踏まえて、PT Sequis ののれん相当額の減損の兆候判定及び減損損失認識判定の妥当性について、監査上の主要な検討事項に相当するものと判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、RNLI 及び PT Sequis ののれん相当額の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- 会社が設定した減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する方針について、固定資産の減損に係る会計基準に照らして検討した。
- 会社の減損の兆候判定及び減損損失認識判定に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、以下について質問及び関連資料の閲覧により検討した。
  - 海外事業部門での減損の兆候判定及び当該投資の公正価値算定に関する確認・承認手続
  - 審査部門での確認・承認手続

以上に加えて、RNLI については、会社が実施した減損の兆候判定及び減損損失認識判定について、以下の検討を行った。

- RNLI の取締役会の議事録等の閲覧
- 海外事業部門の役職者への質問
- 過去の業績の趨勢分析及び当連結会計年度末時点におけるのれん相当額の前提となる事業計画と当期

の実績値との比較

- COVID-19 の感染状況が業績予測に与える影響について、所在国の環境に照らして検討
- COVID-19 の影響を含めた足元の経営環境や業績予測について、RNLI のマネジメントへの質問

PT Sequis については、会社が実施した減損の兆候判定について、以下の検討を行った。

- Sequis Life の取締役会の議事録等の閲覧
- 海外事業部門の役職者への質問
- 過去の業績の趨勢分析及び出資時の想定と当期の実績値との比較

また、PT Sequis ののれん相当額の減損損失認識判定の妥当性を検討するにあたり、会社が使用した Sequis Life の企業価値評価額の構成要素である新契約価値と Embedded Value について、企業価値評価及び保険数理に関する内部専門家を利用して以下の検討を行った。

- 新契約獲得予測に関する COVID-19 の収束時期の仮定の合理性について、所在国の環境に照らして検討
- COVID-19 の影響を含めた足元の経営環境や新契約獲得予測について、Sequis Life のマネジメントへの質問
- 新契約獲得予測について、過去の新契約獲得実績及び市場環境に照らして趨勢分析
- 割引率の算定に用いた手法や数値について、海外事業部門の役職者への質問、及び市場環境や市場慣習との整合性の検討
- Embedded Value 算定に用いた保険数理に関する仮定である解約率及び保険事故発生率について、Sequis Life の保険数理人への質問
- Embedded Value が上記仮定に基づいて算定されているかについて、関連資料を閲覧して検討

【２】責任準備金計上の基礎となるシステムの信頼性、及び新商品に係る責任準備金の評価

（監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由）

連結貸借対照表に計上されている責任準備金は 66,916,145 百万円であり、負債総額の 87%を占めている。そのうち日本生命保険相互会社及び連結子会社である大樹生命保険株式会社の責任準備金は、それぞれ 57,420,217 百万円及び 6,429,457 百万円であり、その合計額は連結貸借対照表上の責任準備金総額の 95%を占めている。

これらの国内生命保険会社の責任準備金は、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条に基づき積み立てられるものである。責任準備金は、保険業法第 4 条第 2 項第 4 号により内閣総理大臣への提出が定められている算出方法書に記載された保険商品ごとの計算方法及び計算の基礎（予定死亡率、予定利率等）、並びに保険契約に関する年齢・性別・保険金などの属性データを用いて、システムにより計算される。

責任準備金が正確に計算されるためには、責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制及び IT 全般統制（IT システムの継続的かつ適切な運用を確保することにより自動化された業務処理統制が有効に機能することを支える統制）が適切に整備及び運用されていることが重要となる。このことから責任準備金の計算に関するシス

テムの信頼性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

また、新商品に関連し、責任準備金計算プログラムの開発が行われシステムへの実装が行われるが、この過程で誤りが生じるリスクがある。新商品の発売後はシステムに基づき責任準備金が計算され続けることから、当初の開発または実装過程に誤りがあると、長期に亘って財務報告に対する影響が生ずることになり、連結財務諸表に与える影響金額が多額になる可能性がある。このことから、新商品に関する責任準備金の評価（正確性）を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

（監査上の対応）

当監査法人は、責任準備金の計上の基礎となるシステムの信頼性を検討するにあたり、以下の監査手続を実施した。

- 責任準備金計算に関連するシステムの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、ITに関する内部専門家を利用して、システム部門の役職者への質問及び関連文書の閲覧等により以下の検討を行った。
  - 責任準備金計算システム、保険システム、会計システム等に係るアクセス管理、システム変更管理、システム運用管理等のIT全般統制の検討
  - 決算日時点の責任準備金計算対象契約の判定及び当該契約に係る属性データの抽出に係る自動化された業務処理統制の検討
  - 責任準備金計算対象契約に係る責任準備金の集計及び仕訳の基礎データ作成に係る自動化された業務処理統制の検討
- 責任準備金計算に関連する自動化された業務処理統制の整備及び運用状況の有効性を評価するために、保険数理に関する内部専門家を利用して、主計部門への質問及び監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

また、当連結会計年度において発売された新商品は日本生命保険相互会社の認知症保障保険及び大樹生命保険株式会社の無配当個人保険の新特約である。これらの新商品に係る責任準備金計算プログラムのシステムへの実装が適切に行われ、責任準備金が正確に計算されているかどうかを検討するにあたり、保険数理に関する内部専門家を利用して、新商品の契約全件に対応する責任準備金の金額について、監査人による算出方法書に従った再計算を行った。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、保険業法第 110 条第 2 項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、日本生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした日本生命保険相互会社の 2021 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本生命保険相互会社が 2021 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(10)債務者区分による債権の状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分		2019年度末	2020年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,511	10,301
	危険債権	17,388	16,594
	要管理債権	1,563	2,635
小　計		29,463	29,531
(対合計比)		(0.24)	(0.25)
正常債権		12,444,652	11,916,685
合　計		12,474,115	11,946,216

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)であり、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

○債務者区分による債権に対する補足説明

・本表の分類・算出方法は保険業法施行規則に準じており、対象は貸付金、貸付有価証券、未収利息、仮払金、支払承諾見返、金融機関保証付私募債です。
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2019年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,382百万円、2020年度末が破産更生債権及びこれらに準ずる債権3,782百万円です。

(11)リスク管理債権の状況(連結)

(単位:百万円、%)

区分	2019年度末	2020年度末
破綻先債権額	1,562	1,044
延滞債権額	26,337	25,849
3カ月以上延滞債権額	－	－
貸付条件緩和債権額	1,563	2,635
合　計	29,462	29,529
(貸付残高に対する比率)	(0.35)	(0.35)

(注) 1. 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は2019年度末が破綻先債権額3,233百万円、延滞債権額149百万円、2020年度末が破綻先債権額3,653百万円、延滞債権額130百万円です。
2.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5.「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
6. 資産の自己査定の結果に基づき破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先とした債務者に対する貸付金の未収利息を収益不計上としています。

（12）保険会社及びその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
（連結ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目		2019年度末	2020年度末
ソルベンシー・マージン総額	（A）	14,656,094	18,769,664
基金・諸準備金等		5,508,422	5,855,281
基金等		1,791,393	1,886,255
価格変動準備金		1,531,621	1,610,738
危険準備金		1,934,764	2,108,769
異常危険準備金		－	－
一般貸倒引当金		2,702	7,024
その他		247,939	242,492
（その他有価証券評価差額金（税効果控除前）・繰延ヘッジ損益（税効果控除前））×90％		5,080,551	8,205,330
土地の含み損益×85％		501,626	525,281
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額		△20,848	△9,105
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		1,935,817	2,222,953
負債性資本調達手段等		1,767,620	2,052,612
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		－	－
控除項目		△206,126	△194,637
その他		89,031	111,949
リスクの合計額	$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2}+R_8+R_9)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4+R_6$ （B）	2,798,230	3,491,780
保険リスク相当額	R_1	171,736	203,942
一般保険リスク相当額	R_5	－	－
巨大災害リスク相当額	R_6	－	－
第三分野保険の保険リスク相当額	R_8	97,389	100,313
少額短期保険業者の保険リスク相当額	R_9	－	－
予定利率リスク相当額	R_2	415,002	387,157
最低保証リスク相当額	R_7	9,295	8,792
資産運用リスク相当額	R_3	2,300,790	3,008,094
経営管理リスク相当額	R_4	59,884	74,165
ソルベンシー・マージン比率	$\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,047.5%	1,075.0%

（注）1．上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。
2．最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を使用しています。

(13)セグメント情報

2019年度、2020年度において、当社ならびに連結される子会社および子法人等は、国内外において保険業および保険関連事業（資産運用関連事業、総務関連事業等を含む）を営んでいますが、その他報告すべき重要なセグメントがないため、セグメント情報および関連情報の記載を省略しています。

2021-530G，広報部
日本生命保険相互会社

Ⅱ．２０２０年度決算（案）補足資料

１．一般勘定
（１） 商品有価証券関係 ・・・・1
① 商品有価証券明細表 ・・・・1
② 商品有価証券売買高 ・・・・1

（２） 有価証券関係 ・・・・1
① 有価証券明細表 ・・・・1
② 有価証券残存期間別残高 ・・・・2
③ 地域別地方債保有内訳 ・・・・2
④ 公社債及び外国公社債格付別内訳 ・・・・3
⑤ 株式業種別内訳 ・・・・3

（３） 貸付金関係 ・・・・4
① 貸付金明細表 ・・・・4
② 貸付金企業規模別内訳 ・・・・4
③ 貸付金業種別内訳 ・・・・5
④ 貸付金担保別内訳 ・・・・6
⑤ 貸付金地域別内訳 ・・・・6
⑥ 一般貸付金残存期間別残高 ・・・・6

（４） 海外投融資関係 ・・・・7
① 資産別明細 ・・・・7
② 外貨建資産の通貨別構成 ・・・・8
③ 海外投融資の地域別構成 ・・・・8

（５） デリバティブ取引の状況 ・・・・9

２．個人変額保険特別勘定
（１） 売買目的有価証券の評価損益 ・・・・14
（２） デリバティブ取引の状況 ・・・・14

３．会社計
（１） 資産構成 ・・・・15
（２） 売買目的有価証券の評価損益 ・・・・15
（３） 有価証券の時価情報 ・・・・16
（４） 金銭の信託の時価情報 ・・・・17
（５） デリバティブ取引の状況 ・・・・18

日本生命保険相互会社

1. 一般勘定

(1)商品有価証券関係

①商品有価証券明細表

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

②商品有価証券売買高

2019年度、2020年度に該当はありません。

(2)有価証券関係

①有価証券明細表

（単位:億円、%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	246,581	43.7	262,254	42.6
国債	218,597	38.7	231,701	37.7
地方債	7,314	1.3	8,304	1.4
社債	20,669	3.7	22,248	3.6
(うち公社・公団債)	(7,929)	(1.4)	(8,536)	(1.4)
株式	78,582	13.9	105,782	17.2
外国証券	204,714	36.3	212,641	34.6
公社債	141,910	25.1	137,670	22.4
株式等	62,803	11.1	74,970	12.2
その他の証券	34,398	6.1	34,379	5.6
合 計	564,276	100.0	615,058	100.0

②有価証券残存期間別残高

（単位：億円）

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合 計
2019年度末	有価証券	9,041	22,102	27,828	46,998	80,870	377,435	564,276
	国債	3,164	8,828	14,897	22,178	25,068	144,459	218,597
	地方債	51	60	266	770	1,323	4,841	7,314
	社債	550	1,287	2,171	2,354	5,372	8,933	20,669
	株式						78,582	78,582
	外国証券	4,921	10,887	8,370	15,192	29,877	135,465	204,714
	公社債	4,838	10,610	7,867	14,902	28,894	74,796	141,910
	株式等	82	276	502	290	982	60,669	62,803
	その他の証券	353	1,038	2,122	6,502	19,227	5,154	34,398
	買入金銭債権	291	8	11	49	366	1,464	2,190
	譲渡性預金	1,628	－	－	－	－	－	1,628
	合 計	10,961	22,111	27,839	47,047	81,236	378,900	568,096
2020年度末	有価証券	10,714	23,364	35,463	52,997	74,706	417,812	615,058
	国債	4,336	10,358	18,052	17,993	25,255	155,704	231,701
	地方債	18	180	379	587	1,491	5,646	8,304
	社債	593	1,783	2,356	2,882	4,938	9,693	22,248
	株式						105,782	105,782
	外国証券	4,962	10,060	11,113	19,706	30,880	135,917	212,641
	公社債	4,748	9,588	10,873	19,274	29,718	63,467	137,670
	株式等	213	472	239	432	1,162	72,450	74,970
	その他の証券	804	980	3,561	11,826	12,139	5,067	34,379
	買入金銭債権	61	0	25	67	338	1,234	1,726
	譲渡性預金	1,139	－	－	－	－	－	1,139
	合 計	11,915	23,364	35,488	53,064	75,044	419,046	617,924

③地域別地方債保有内訳

（単位：億円，％）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	32	0.4	69	0.8
東北	－	－	－	－
関東	4,166	57.0	4,466	53.8
中部	1,517	20.7	1,669	20.1
近畿	314	4.3	599	7.2
中国	95	1.3	188	2.3
四国	－	－	－	－
九州	1,044	14.3	1,167	14.1
その他	145	2.0	145	1.7
合 計	7,314	100.0	8,304	100.0

（注）上記「その他」は共同発行市場公募地方債です。

④公社債及び外国公社債格付別内訳

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
AAA	13,093	7.7	12,339	7.3
AA	90,527	53.3	78,501	46.7
A	31,345	18.4	34,182	20.3
BBB	32,825	19.3	40,769	24.2
BB以下	193	0.1	192	0.1
格付なし	1,908	1.1	2,238	1.3
合　計	169,894	100.0	168,223	100.0

（注）1. 上記公社債残高は日本国債の残高を除いています。(2019年度末：21兆8,597億円，2020年度末：23兆1,701億円)
2. 上記は外部の格付業者の格付に基づき作成しています。

⑤株式業種別内訳

（単位：億円，%）

区分		2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
水産・農林業		30	0.0	37	0.0
鉱業		9	0.0	10	0.0
建設業		1,262	1.6	1,512	1.4
製造業	食料品	2,617	3.3	3,001	2.8
	繊維製品	776	1.0	973	0.9
	パルプ・紙	217	0.3	288	0.3
	化学	8,156	10.4	11,562	10.9
	医薬品	7,070	9.0	8,789	8.3
	石油・石炭製品	144	0.2	130	0.1
	ゴム製品	626	0.8	834	0.8
	ガラス・土石製品	615	0.8	927	0.9
	鉄鋼	591	0.8	964	0.9
	非鉄金属	477	0.6	736	0.7
	金属製品	257	0.3	407	0.4
	機械	3,982	5.1	6,390	6.0
	電気機器	8,800	11.2	14,111	13.3
	輸送用機器	11,680	14.9	15,592	14.7
	精密機器	1,341	1.7	1,800	1.7
	その他製品	885	1.1	1,111	1.1
電気・ガス業		2,891	3.7	3,188	3.0
運輸・情報通信業	陸運業	4,853	6.2	5,614	5.3
	海運業	38	0.0	79	0.1
	空運業	121	0.2	84	0.1
	倉庫・運輸関連業	73	0.1	82	0.1
	情報・通信業	3,730	4.7	5,582	5.3
商業	卸売業	2,770	3.5	3,934	3.7
	小売業	2,186	2.8	3,008	2.8
金融・保険業	銀行業	2,990	3.8	3,792	3.6
	証券、商品先物取引業	581	0.7	687	0.6
	保険業	5,717	7.3	6,363	6.0
	その他金融業	481	0.6	629	0.6
不動産業		386	0.5	472	0.4
サービス業		2,212	2.8	3,075	2.9
合　計		78,582	100.0	105,782	100.0

(3)貸付金関係

①貸付金明細表

（単位：億円）

区分			2019年度末	2020年度末
保険約款貸付			5,542	4,908
	保険料振替貸付		361	324
	契約者貸付		5,181	4,584
一般貸付			68,575	69,398
	企業貸付		51,064	51,920
		国内	47,331	46,182
		海外	3,732	5,738
	国・国際機関・政府関係機関・公共団体・公企業貸付		4,725	4,545
		国内	4,530	4,458
		海外	194	86
	住宅ローン		8,270	8,333
	消費者ローン		3,735	3,711
	その他		779	888
合　計			74,118	74,307
	非居住者貸付		3,926	5,824

②貸付金企業規模別内訳

（単位：件，億円，%）

区分			2019年度末		2020年度末	
				占率		占率
	大企業	貸付先数	754	39.4	705	40.0
		金額	40,263	85.1	39,270	85.0
	中堅企業	貸付先数	233	12.2	208	11.8
		金額	553	1.2	508	1.1
	中小企業	貸付先数	927	48.4	850	48.2
		金額	6,515	13.8	6,402	13.9
国内企業計		貸付先数	1,914	100.0	1,763	100.0
		金額	47,331	100.0	46,182	100.0

(注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。
2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②～④を除く全業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	常用する従業員300名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員50名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100名超 かつ	資本金10億円以上	常用する従業員100名超 かつ	資本金10億円以上
中堅企業		資本金3億円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金5千万円超10億円未満		資本金1億円超10億円未満
中小企業	資本金3億円以下又は常用する従業員300名以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員50名以下		資本金5千万円以下又は常用する従業員100名以下		資本金1億円以下又は常用する従業員100名以下	

③貸付金業種別内訳

（単位：億円，%）

区分		2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
国内向け	製造業	10,337	15.1	10,153	14.6
	食料	1,061	1.5	1,041	1.5
	繊維	198	0.3	129	0.2
	木材・木製品	24	0.0	19	0.0
	パルプ・紙	570	0.8	561	0.8
	印刷	160	0.2	383	0.6
	化学	2,011	2.9	1,730	2.5
	石油・石炭	839	1.2	956	1.4
	窯業・土石	378	0.6	438	0.6
	鉄鋼	1,680	2.4	1,432	2.1
	非鉄金属	144	0.2	128	0.2
	金属製品	84	0.1	91	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	1,010	1.5	999	1.4
	電気機械	722	1.1	691	1.0
	輸送用機械	1,181	1.7	1,272	1.8
	その他の製造業	268	0.4	277	0.4
	農業、林業	－	－	－	－
	漁業	－	－	－	－
	鉱業、採石業、砂利採取業	33	0.0	27	0.0
	建設業	333	0.5	443	0.6
	電気・ガス・熱供給・水道業	12,576	18.3	12,083	17.4
	情報通信業	1,274	1.9	1,271	1.8
	運輸業、郵便業	6,085	8.9	6,216	9.0
	卸売業	7,306	10.7	7,275	10.5
	小売業	487	0.7	408	0.6
	金融業、保険業	4,671	6.8	4,309	6.2
	不動産業	5,291	7.7	5,377	7.7
	物品賃貸業	2,344	3.4	2,224	3.2
	学術研究、専門・技術サービス業	16	0.0	26	0.0
	宿泊業	32	0.0	19	0.0
	飲食業	28	0.0	29	0.0
	生活関連サービス業、娯楽業	355	0.5	244	0.4
	教育、学習支援業	14	0.0	19	0.0
	医療・福祉	8	0.0	8	0.0
	その他のサービス	111	0.2	130	0.2
	地方公共団体	1,333	1.9	1,257	1.8
	個人(住宅・消費・納税資金等)	12,005	17.5	12,044	17.4
	合　計	64,648	94.3	63,573	91.6
海外向け	政府等	100	0.1	－	－
	金融機関	689	1.0	1,276	1.8
	商工業(等)	3,137	4.6	4,547	6.6
	合　計	3,926	5.7	5,824	8.4
総　合　計		68,575	100.0	69,398	100.0

④貸付金担保別内訳

（単位：億円，%）

区分		2019年度末		2020年度末	
		金額	占率	金額	占率
担保貸付		280	0.4	229	0.3
	有価証券担保貸付	64	0.1	49	0.1
	不動産・動産・財団担保貸付	166	0.2	153	0.2
	指名債権担保貸付	49	0.1	26	0.0
保証貸付		1,553	2.3	1,484	2.1
信用貸付		54,735	79.8	55,640	80.2
その他		12,005	17.5	12,044	17.4
一般貸付計		68,575	100.0	69,398	100.0
	うち劣後特約付貸付	1,816	2.6	1,706	2.5

⑤貸付金地域別内訳

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
北海道	694	1.5	708	1.5
東北	1,327	2.8	1,333	2.9
関東	31,565	66.7	31,175	67.5
中部	3,761	7.9	3,467	7.5
近畿	6,791	14.3	6,596	14.3
中国	1,100	2.3	896	1.9
四国	688	1.5	695	1.5
九州	1,402	3.0	1,308	2.8
合　計	47,331	100.0	46,182	100.0

（注）1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

⑥一般貸付金残存期間別残高

（単位：億円）

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合　計
2019年度末	固定金利	9,066	11,501	9,127	6,152	7,637	16,809	60,294
	変動金利	676	1,066	1,246	1,097	1,499	2,694	8,280
	一般貸付計	9,743	12,567	10,373	7,249	9,136	19,504	68,575
2020年度末	固定金利	8,226	11,061	8,910	6,429	8,119	16,811	59,558
	変動金利	659	1,488	1,464	1,621	1,604	3,001	9,840
	一般貸付計	8,886	12,549	10,374	8,051	9,723	19,812	69,398

(4)海外投融資関係

①資産別明細

・外貨建資産

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	138,839	62.2	136,280	58.6
株式	7,667	3.4	8,804	3.8
現預金・その他	50,366	22.6	61,672	26.5
小　計	196,873	88.2	206,757	88.9

・円貨額が確定した外貨建資産

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
公社債	－	－	－	－
現預金・その他	2,521	1.1	2,051	0.9
小　計	2,521	1.1	2,051	0.9

・円貨建資産

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	548	0.2	429	0.2
公社債(円建外債)・その他	23,336	10.5	23,388	10.1
小　計	23,885	10.7	23,817	10.2

・合計

（単位：億円，%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	223,281	100.0	232,627	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」とは、為替予約等が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表計上額としているものです。

②外貨建資産の通貨別構成

（単位：億円、%）

区分	2019年度末		2020年度末	
	金額	占率	金額	占率
米ドル	121,830	61.9	125,854	60.9
ユーロ	50,420	25.6	53,040	25.7
イギリスポンド	12,770	6.5	14,696	7.1
オーストラリアドル	6,179	3.1	7,284	3.5
インドルピー	2,083	1.1	2,084	1.0
ポーランドズロチ	847	0.4	782	0.4
その他	2,741	1.4	3,014	1.5
合　計	196,873	100.0	206,757	100.0

（注）内訳は、2020年度末における残高上位6通貨を表示しています。

③海外投融資の地域別構成

（単位：億円、%）

区分		外国証券						非居住者貸付	
				公社債		株式等			
		金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
2019年度末	北米	75,252	36.8	70,417	49.6	4,834	7.7	498	12.7
	ヨーロッパ	61,507	30.0	56,520	39.8	4,987	7.9	1,997	50.9
	オセアニア	6,417	3.1	5,133	3.6	1,284	2.0	482	12.3
	アジア	8,037	3.9	4,249	3.0	3,787	6.0	10	0.3
	中南米	51,431	25.1	3,521	2.5	47,909	76.3	423	10.8
	中東	－	－	－	－	－	－	342	8.7
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	172	4.4
	国際機関	2,069	1.0	2,069	1.5	－	－	－	－
	合　計	204,714	100.0	141,910	100.0	62,803	100.0	3,926	100.0
2020年度末	北米	72,593	34.1	66,144	48.0	6,448	8.6	770	13.2
	ヨーロッパ	63,113	29.7	56,249	40.9	6,864	9.2	3,254	55.9
	オセアニア	6,807	3.2	4,944	3.6	1,863	2.5	916	15.7
	アジア	8,303	3.9	4,700	3.4	3,603	4.8	－	－
	中南米	59,812	28.1	3,621	2.6	56,191	75.0	384	6.6
	中東	94	0.0	94	0.1	－	－	330	5.7
	アフリカ	－	－	－	－	－	－	170	2.9
	国際機関	1,915	0.9	1,915	1.4	－	－	－	－
	合　計	212,641	100.0	137,670	100.0	74,970	100.0	5,824	100.0

（注）海外投融資のうち、外国証券、非居住者貸付を対象としています。

(5) デリバティブ取引の状況

［定性的情報］

（a）取引の内容

当社が利用対象としているデリバティブ取引は次の取引です。

金利関連：金利先物取引、金利スワップ取引、スワップション取引等

通貨関連：為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引等

株式関連：株価指数先物取引、株価指数オプション取引、株券オプション取引、株式先渡取引等

債券関連：債券先物取引、債券先物オプション取引、選択権付債券売買取引等

（b）取組方針

主として資産または負債に係るリスクをコントロールする目的でデリバティブを活用しています。

（c）利用目的

主として資産または負債に係るリスクのヘッジを目的として利用しており、その一部についてヘッジ会計を適用しています。

ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部および外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部および外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジおよび振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しており、ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によります。

（d）リスクの内容

当社が行っているデリバティブ取引については、市場リスク（金利・為替・株式等の変動によるリスク）および信用リスク（取引相手が倒産等により契約不履行に陥るリスク）があります。市場リスクについては、デリバティブ取引は主として資産または負債に係るリスクをコントロールすることを目的としていることから、限定的であると認識しています。また、信用リスクについても、国内外の金融商品取引所を通じた取引か、信用度の高い取引先を相手としており、契約が履行されないリスクは小さいものと認識しています。

（e）リスク管理体制

デリバティブ取引の目的や種類ごとに必要となる取引限度枠等を規定するとともに、その取引については、事務部門（バックオフィス）が外部証票との照合により内容を確認する等、投融資執行部門（フロントオフィス）に対しての牽制が働く体制としています。また、資産または負債も併せたリスクを定量的に把握・分析し、そのリスク量とともにポジション、損益状況を定期的に「運用リスク管理専門委員会」に報告する体制になっています。

（ｆ）定量的情報に関する補足説明

ア）想定元本（契約金額）に関する補足説明

スワップ取引に係る想定元本やオプション取引の契約金額は、金利交換等に係る名目的なものであり、信用リスク量（取引相手先がデフォルトした際に、市場で同じポジションを再構築するための潜在的なコスト）を示すものではありません。

イ）時価算定に係る補足説明

［先物取引等の市場取引］

期末日の清算値または終値

［株式オプション取引］

主に期末日の清算値または終値、外部情報ベンダーより入手した評価額

［為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、スワップション取引、株式先渡取引］

主に外部情報ベンダーより入手した評価額

ウ）差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を主として資産または負債に係るリスクのコントロールを行うための補完手段として活用しています。

例えば、為替予約、通貨オプション取引については、主として為替リスクをヘッジするために活用しており、外国債券・外国株式等の外貨建資産全体の損益と合計で見る必要があります。

［定量的情報（一般勘定）］（ヘッジ会計適用・非適用分合算値）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分		2019年度末						2020年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	1,038	△1,677	119	－	－	△518	255	△4,741	△148	－	－	△4,634
	ヘッジ会計非適用分	142	△293	132	－	－	△18	△265	75	△51	－	－	△241
合 計		1,181	△1,970	252	－	－	△536	△9	△4,666	△200	－	－	△4,876

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益（2019年度末：通貨関連306億円、株式関連119億円、2020年度末：通貨関連△2,244億円、株式関連△148億円）、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	17,750	17,750	1,038	1,038	22,750	22,710	255	255
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	固定金利受取／変動金利支払	9,525	9,525	507	142	13,300	13,000	206	△265
		(365)	(365)			(471)	(469)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
合 計					1,181				△9

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

（参考）金利スワップ契約の残存期間別構成

（単位：億円、%）

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2019年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	40	60	－	－	17,650	17,750
		平均受取固定金利	－	△0.05	△0.02	－	－	0.45	0.45
		平均支払変動金利	－	△0.01	△0.01	－	－	△0.02	△0.02
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	40	60	－	－	－	22,650	22,750
		平均受取固定金利	△0.05	△0.02	－	－	－	0.41	0.41
		平均支払変動金利	△0.05	△0.05	－	－	－	△0.05	△0.05
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－

3. 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	76,989	49	410	410	75,769	48	△3,123	△3,123
	米ドル	38,120	49	△373	△373	31,090	48	△1,392	△1,392
	ユーロ	27,555	－	171	171	25,581	－	△582	△582
	豪ドル	1,809	－	177	177	8,992	－	△636	△636
	ポンド	7,577	－	423	423	7,633	－	△470	△470
	買建	5,501	－	△17	△17	16,299	－	959	959
	米ドル	3,689	－	△9	△9	8,626	－	456	456
	ユーロ	561	－	△0	△0	366	－	△0	△0
	豪ドル	191	－	△1	△1	5,734	－	498	498
	通貨オプション								
	売建								
	コール	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	米ドル	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	通貨スワップ	29,547	28,139	△2,349	△2,349	46,579	45,388	△2,377	△2,377
	米ドル払/円受	14,534	13,596	△1,911	△1,911	28,627	27,738	△770	△770
	ユーロ払/円受	8,020	7,624	△251	△251	12,094	11,811	△1,254	△1,254
合計					△1,970				△4,666

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2. 「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

4. 株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	株価指数先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	4,067	－	212	132	758	－	0	△7
		(79)	(－)			(7)	(－)		
店頭	株式先渡契約								
	売建	897	－	119	119	542	－	△148	△148
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	4,376	1,479	18	△44
		(－)	(－)			(62)	(23)		
合計					252				△200

(注) 1.（ ）内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

5. 債券関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

6. その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

2. 個人変額保険特別勘定

(1)売買目的有価証券の評価損益

（単位：億円）

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	835	△57	983	117

(2)デリバティブ取引の状況（個人変額保険特別勘定）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分	2019年度末						2020年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ヘッジ会計非適用分	－	△0	△3	－	－	△4	－	0	0	0	－	0
合 計	－	△0	△3	－	－	△4	－	0	0	0	－	0

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. 金利関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

3. 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	92	－	△1	△1	121	－	△1	△1
	米ドル	48	－	△0	△0	58	－	△0	△0
	ユーロ	18	－	△0	△0	38	－	0	0
	買建	51	－	0	0	101	－	1	1
	米ドル	8	－	0	0	63	－	0	0
	ユーロ	26	－	0	0	20	－	△0	△0
合 計					△0				0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

4. 株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	29	－	△3	△3	4	－	△0	△0
	買建	15	－	△0	△0	25	－	0	0
合 計					△3				0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

5. 債券関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	22	－	0	0
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	外貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
合 計					－				0

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

6. その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

3. 会社計

(1)資産構成(会社計)

(単位:億円)

区分	2020年度末	
		うち一般勘定
現預金・コールローン	14,016	9,843
買現先勘定	－	－
買入金銭債権	1,726	1,726
商品有価証券	－	－
金銭の信託	1	1
公社債	265,314	262,254
株式	106,405	105,782
外国証券	214,709	212,641
貸付金	74,307	74,307
不動産	16,866	16,866
資産計	739,742	727,469
うち外貨建資産	209,394	206,757

(2)売買目的有価証券の評価損益(会社計)

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	7,142	△240	7,250	500

(注) 1. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託の貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。
2. 売買目的有価証券に含まれる金銭の信託内で保有している現預金及びコールローンは含んでいません。

(3) 有価証券の時価情報（会社計）（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：億円）

区分	2019年度末					2020年度末				
	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
責任準備金対応債券	217,703	255,132	37,429	37,657	△227	236,738	266,508	29,770	31,228	△1,457
満期保有目的の債券	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
子会社・関連会社株式	1,342	1,904	562	563	△0	1,286	2,832	1,545	1,545	－
その他有価証券	275,572	333,416	57,843	64,110	△6,267	269,257	360,966	91,708	93,577	△1,868
公社債	30,008	31,930	1,922	2,007	△85	26,563	28,422	1,858	1,928	△70
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	170,827	192,868	22,041	25,114	△3,073	169,025	198,193	29,168	29,808	△639
公社債	121,223	140,688	19,465	20,943	△1,478	116,729	136,239	19,510	19,968	△457
株式等	49,603	52,180	2,576	4,170	△1,594	52,295	61,953	9,658	9,840	△181
その他の証券	31,223	33,320	2,096	2,231	△134	31,136	33,167	2,031	2,181	△150
買入金銭債権	462	465	2	8	△5	218	225	6	7	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0
合　計	494,618	590,453	95,835	102,331	△6,495	507,282	630,307	123,024	126,351	△3,326
公社債	244,659	283,859	39,199	39,467	△268	260,395	291,846	31,450	32,976	△1,526
株式	41,421	73,202	31,780	34,749	△2,968	41,173	99,816	58,642	59,650	△1,008
外国証券	173,487	196,153	22,665	25,784	△3,118	171,708	202,532	30,823	31,465	△641
公社債	122,550	142,079	19,528	21,051	△1,522	118,136	137,757	19,620	20,080	△459
株式等	50,936	54,073	3,137	4,732	△1,595	53,572	64,775	11,203	11,384	△181
その他の証券	31,232	33,330	2,097	2,232	△134	31,145	33,178	2,033	2,183	△150
買入金銭債権	2,187	2,278	91	97	△6	1,719	1,793	74	74	△0
譲渡性預金	1,629	1,628	△0	0	△0	1,140	1,139	△0	0	△0

（注）本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

（単位：億円）

区分	2019年度末	2020年度末
責任準備金対応債券	－	－
満期保有目的の債券	－	－
非上場外国債券	－	－
その他	－	－
子会社・関連会社株式	10,182	11,795
その他有価証券	5,583	6,967
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	600	611
非上場外国株式（店頭売買株式を除く）	2	3
非上場外国債券	0	－
その他	4,980	6,353
合　計	15,766	18,763

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券のうち、外貨建資産について為替を評価した差損益は次のとおりです。
（2019年度末：△376億円、2020年度末：296億円）

(4)金銭の信託の時価情報(会社計)

(単位:億円)

区分	2019年度末					2020年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差損益			貸借対照表計上額	時価	差損益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	337	337	－	－	－	1	1	－	－	－

(注) 1. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
2. 貸借対照表計上額には、金銭の信託内で保有しているデリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・運用目的の金銭の信託

(単位:億円)

区分	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
運用目的の金銭の信託	337	279	1	△253

(注) 貸借対照表計上額及び当期の損益に含まれた評価損益には、デリバティブ取引に係る差損益を含んでいます。

・責任準備金対応、満期保有目的、その他の金銭の信託

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

(5) デリバティブ取引の状況（会社計）

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

（単位：億円）

区分		2019年度末						2020年度末					
		金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
	ヘッジ会計適用分	1,038	△1,677	119	－	－	△518	255	△4,741	△148	－	－	△4,634
	ヘッジ会計非適用分	142	△294	109	1	－	△41	△265	69	△48	△1	－	△246
合 計		1,181	△1,971	228	1	－	△560	△9	△4,672	△196	△1	－	△4,880

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(2019年度末：通貨関連306億円、株式関連119億円、2020年度末：通貨関連△2,244億円、株式関連△148億円)、及びヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

(a) 金利関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	金利スワップ								
	固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	－	－	－	－
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
	金利スワップション								
	売建								
	固定金利受取／変動金利支払	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	固定金利受取／変動金利支払	9,525	9,525	507	142	13,300	13,000	206	△265
		(365)	(365)			(471)	(469)		
	固定金利支払／変動金利受取	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
合 計					142				△265

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2. 「差損益」欄には、スワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(参考) 金利スワップ契約の残存期間別構成

（単位：億円、%）

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2019年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払変動金利	－	－	－	－	－	－	－
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払変動金利	－	－	－	－	－	－	－
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－

(b) 通貨関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末				2020年度末			
		契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	為替予約								
	売建	10,761	49	97	97	16,541	48	△892	△892
	米ドル	6,082	49	△35	△35	5,222	48	△236	△236
	ユーロ	854	－	4	4	1,090	－	△15	△15
	豪ドル	947	－	54	54	5,866	－	△443	△443
	ポンド	2,591	－	74	74	3,718	－	△179	△179
	買建	6,377	－	△11	△11	17,090	－	966	966
	米ドル	4,104	－	△2	△2	9,125	－	462	462
	ユーロ	847	－	△0	△0	523	－	△0	△0
	豪ドル	277	－	△1	△1	5,779	－	498	498
	通貨オプション								
	売建								
	コール	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△5	－	－	－	－
		(20)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	米ドル	－	－	－	－	1,660	－	0	4
		(－)	(－)			(4)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	米ドル	7,019	－	26	△26	－	－	－	－
		(53)	(－)			(－)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	米ドル	13,658	－	116	18	11,624	－	9	△128
		(97)	(－)			(138)	(－)		
	ユーロ	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	通貨スワップ	3,466	3,466	△366	△366	1,310	1,310	119	119
	米ドル払/円受	－	－	－	－	－	－	－	－
	ユーロ払/円受	－	－	－	－	－	－	－	－
	円払/豪ドル受	3,201	3,201	△349	△349	1,046	1,046	111	111
合　計					△294				69

(注) 1. ( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c)株式関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末 契約額等	2019年度末 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
取引所	株価指数先物								
	売建	387	－	△23	△23	5	－	△0	△0
	買建	174	－	△0	△0	412	－	3	3
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	4,067	－	212	132	758	－	0	△7
		(79)	(－)			(7)	(－)		
店頭	株式先渡契約								
	売建	－	－	△0	△0	－	－	△0	△0
	買建	－	－	－	－	－	－	－	－
	株価指数オプション								
	売建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	買建								
	コール	－	－	－	－	－	－	－	－
		(－)	(－)			(－)	(－)		
	プット	－	－	－	－	4,376	1,479	18	△44
		(－)	(－)			(62)	(23)		
合計					109				△48

(注) 1.( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先物取引及び先渡取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(d)債券関連

（単位：億円）

区分	種類	2019年度末 契約額等	2019年度末 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
取引所	円貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	89	－	0	0
	買建	413	－	0	0	－	－	－	－
	外貨建債券先物								
	売建	－	－	－	－	－	－	－	－
	買建	279	－	1	1	228	－	△1	△1
合計					1				△1

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(e)その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

3. ヘッジ会計が適用されているもの

(a) 金利関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末 契約額等	2019年度末 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
店頭	繰延ヘッジ	金利スワップ	保険負債								
		固定金利受取／変動金利支払		17,650	17,650	1,038	1,038	22,650	22,650	255	255
		固定金利支払／変動金利受取		－	－	－	－	－	－	－	－
		金利スワップ	貸付金								
		固定金利受取／変動金利支払		100	100	0	0	100	60	0	0
		固定金利支払／変動金利受取		－	－	－	－	－	－	－	－
合　計							1,038				255

（注）「差損益」欄には、時価を記載しています。

（参考）金利スワップ契約の残存期間別構成

（単位：億円、％）

残存期間			1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合　計
2019年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	－	40	60	－	－	17,650	17,750
		平均受取固定金利	－	△0.05	△0.02	－	－	0.45	0.45
		平均支払変動金利	－	△0.01	△0.01	－	－	△0.02	△0.02
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－
2020年度末	固定金利受取／変動金利支払スワップ	想定元本	40	60	－	－	－	22,650	22,750
		平均受取固定金利	△0.05	△0.02	－	－	－	0.41	0.41
		平均支払変動金利	△0.05	△0.05	－	－	－	△0.05	△0.05
	固定金利支払／変動金利受取スワップ	想定元本	－	－	－	－	－	－	－
		平均支払固定金利	－	－	－	－	－	－	－
		平均受取変動金利	－	－	－	－	－	－	－

(b)通貨関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末 契約額等	2019年度末 契約額等 うち1年超	2019年度末 時価	2019年度末 差損益	2020年度末 契約額等	2020年度末 契約額等 うち1年超	2020年度末 時価	2020年度末 差損益
店頭	時価ヘッジ	為替予約	外貨建債券								
		売建		67,917	－	305	305	60,415	－	△2,244	△2,244
		米ドル		32,787	－	△348	△348	26,392	－	△1,163	△1,163
		ユーロ		27,144	－	167	167	24,835	－	△567	△567
		買建		－	－	－	－	－	－	－	－
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
		通貨オプション									
		売建									
		コール		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		プット		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		買建									
		コール		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		プット		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		米ドル		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
		ユーロ		－	－	－	－	－	－	－	－
				(－)	(－)			(－)	(－)		
	繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建債券	26,080	24,672	△1,982	△1,982	45,268	44,077	△2,496	△2,496
		米ドル払/円受		14,534	13,596	△1,911	△1,911	28,627	27,738	△770	△770
		ユーロ払/円受		8,020	7,624	△251	△251	12,094	11,811	△1,254	△1,254
合計							△1,677				△4,741

(注) 1.( )内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
2.「差損益」欄には、先渡取引及びスワップ取引については時価を記載し、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しています。

(c)株式関連

（単位：億円）

区分	ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	2019年度末				2020年度末			
				契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店頭	時価ヘッジ	株式先渡契約 売建 買建	国内株式	897 －	－ －	119 －	119 －	542 －	－ －	△148 －	△148 －
合　計							119				△148

(注)「差損益」欄には、時価を記載しています。

(d)債券関連

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

(e)その他

2019年度末、2020年度末に該当の残高はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年5月31日

日本生命2019基金流動化株式会社

代表取締役　関口　陽平　殿

有限責任監査法人　ト ー マ ツ
東京事務所

指定有限責任社員　公認会計士　佐　藤　　誠　印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本生命２０１９基金流動化株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第3期事業年度の中間会計期間（2020年10月1日から2021年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本生命２０１９基金流動化株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年10月1日から2021年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。